

2000年度修士学位論文要旨

小売資本の運動と競争

——大規模小売店舗規制に関する経済学的考察に向けて——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 東 光 英

百貨店法にはじまる大規模小売店舗規制は、中小小売業問題が政治的闘争の形で展開された結果であり、公的規制の背景には大規模小売資本と中小小売資本の間における競争問題が横たわっている。第一次百貨店法の成立から60余年の歳月が経っているにも関わらず、依然として大規模小売店舗への規制がおこなわれているという事実は、中小小売業問題が依然として解決をみえないことの証左である。

このような現実問題を理論的に解明することは社会科学に課せられた使命である。現実的課題を解明するために、まずは研究対象の理論的かつ実証的分析が必要であり、そのためには分析対象の性質に沿った科学的方法が用いられなければならない。大規模小売店舗に対する規制は、経済領域における活動に対しての公的規制であり、経済学に立脚した分析が必要である。

現実的課題に取り組むには、経済学の一般理論から特殊理論へと昇華させることが必要である。しかし小売業を含む商業研究に関するかぎり、この方法に従うことは、現時点では極めて困難である。なぜなら商業に関する特殊研究では、その歴史の長さに反し、依然として未解明の部分が多く残されているからである。商業研究の分野においては販売側面に関する研究のみが先行し、逆の側面にある購買側面の研究が乏しい状態にある。いうまでもなく商業は、生産と消費の間における流通を媒介する存在であり、一方の側面からのみ分析をおこなっても商業の特質を正確に把握することは不可能である。そのため現時点では商業資本の運動法則、および商業に関わる経済的諸関係の一部分しか明らかになっておらず、商業資本の運動が体系的に明らかになっているわけではない。小売業規制や商業政策に関する既存の分析は、経済学的見地に立っているものの、購買側面からの基礎研究を欠いているため現実問題の本質を十分に解明したものとなっていないのである。こうした理由から大規模小売店舗規制を経済学的に考察するに際して、まず競争関係を含んだ小売資本の運動法則に関する理論的分析をおこない、いまだ明らかにされていない部分を補うことから始めなければならない。

本稿では以上のような問題意識に立ち、産業資本から自立化し、資本の全運動のひとこまを担う存在としての小売資本と、資本の総代理機関として購買者と対峙する存在としての小売資本という二つの側面から、小売資本の運動と資本間競争に関する理論的分析を試みる。その目的は大規模小売店舗規制に関する経済学的考察に向けて、現代における小売資本の運動法則および小売部面における競争の基本的態様を明らかにすることにある。したがって本稿は、商業資本に関する運動法則の総論的展開を意図したものではなく、大規模小売店舗を常に表象し、それに関連させながら小売業を理論的に分析するものである。

第一節「商業資本の基本的運動法則」では資本主義的生産様式において、商業が社会的総資本の特殊資本として自立化する過程、および商業資本の果たす社会的役割、商業利潤の特質に関し

て説明している。

商業資本は、産業資本に固有な商品資本の機能を、自己の機能として固定化した資本である。商品資本の機能とは貨幣への姿態変化を遂げることであるが、社会的分業によって必然となる販売の偶然性が、この形式的変態を困難なものとする。価値を実現させるためには、販売と購買が接合する可能性を高めることが必要であり、商業資本へと販売が集中することで購買を集中させるのである。これこそが商業資本力増大の根拠である。また商業資本が自立化することによって、流通にかかる社会的総費用の節減、取引によってかかる社会的総費用の節減、商品とその売買の社会化による市場規模の拡大がもたらされる。

このような社会的役割を果たすことにより、商業資本は社会的分業の一端を担い、自己の運動の見返りとして利潤を獲得する。商業資本の運動は剰余価値の生産をおこなわないため、利潤は生産部門からの分与として獲得される。また商業部門における超過利潤は、資本回転速度を高めることによって、あるいは流通費用の節減によって獲得される。

第二節「小売資本の大規模化」では特殊商業資本である小売資本に関して説明している。

商業資本の基本形態は小売資本であるが、最終購買の基本的性格が小売資本を小規模、分散的に制限する。この制限を突破するために卸売資本が介入し、その相対性において小売資本は特殊商業資本として把握されるのである。

個別小売資本は販売と購買の接合をいっそう強化するために、蓄積を進め、大規模化する傾向をもつ。個別小売資本の大規模化は、主として取扱商品の種別的、量的増大のためであり、それは社会的な要請に起因する傾向である。また、個別小売資本の大規模化は、小売資本間競争上の優位性を獲得するためにあらわれる傾向でもある。こうした大規模化傾向を基本的にもつ小売資本は取扱商品の総合化へと向かう。しかしその一方で取扱商品分野別に分化し、分業をおこなう小売資本もあらわれる。分野別分化は、非効率的な取扱商品の拡大を社会的分業によって解消しようとするものであり、販売の集中による作用を否定しない程度においてのみ認められるものである。

第三節「最終購買とその変化」では最終購買の概念規定、基本的性格、さらに最終購買を規定する諸要因、最終購買行動の説明をおこなっている。

消費と購買はそれぞれが独自の経済的範疇であり、明確に区別して定義されなければならない。消費とは労働生産物の使用価値を実現することであり、購買は貨幣との交換行為によって労働生産物の所有を譲り受けることである。さらに消費は生産的消費と最終消費に大別することができ、最終消費に対応する購買が最終購買である。最終購買は小規模性、個別性、地域的散在性の三つの基本的性格をもつ。また最終購買の単位は個人に限らず、グループあるいは世帯を含むものである。

最終購買の原動力は欲望であり、この欲望は生産によって外的対象を与えられ、規定される。欲望を充足する衝動と支払能力を契機として欲求が形成され、この欲求こそが最終購買を質的量的に規定するのである。欲求が形成される過程に加え、最終購買行動、生活手段の実際の取得という三つの過程によって最終購買過程は構成される。

最終購買行動は、形成された欲求にもとづいて市場へと赴き、商品の購買を達成するまでにかかる一連の行動を指す。しかし最終消費者の目的は消費にあり、購買はその前提条件の準備行為

でしかない。それゆえ最終購買行動では省力化、行動に要する時間の短縮化が基本的に志向される。さらに最終購買行動は欲求の対象、市場と消費の場との距離の懸隔、最終購買行動時間帯の三つの要因に規定される。これらの要因は社会的歴史的背景によって変化し、現代においては、主に①自家用乗用車の普及②家事用耐久財の普及③女性の社会進出④単身世帯の増加といった四つの要素が、最終購買行動を規定する要因に影響を与えている。この結果、最終購買行動は距離の懸隔の重要性の低下、小頻度大量購買化、最終購買行動に要する時間の短縮化、最終購買行動時間帯の個別化といった特徴を強めている。

欲望は生産によって、また支払能力は社会的賃金水準や社会的歴史的要因によって規定されるため、商業資本は自らの運動によって欲求を規定することができない。さらに、最終購買行動を規定する要因が社会的歴史的背景によってのみ変化するため、小売資本の運動は最終購買行動に対しても直接影響を与えることができない。したがって最終購買構造は小売資本にとって自己の運動の外にある、与えられた環境でしかないのである。

第四節「小売部面に部ける競争諸側面」では第三節までの内容を踏まえ、小売資本の資本としての運動法則と最終購買構造の変化の両面から、大規模小売資本と中小小売資本の競争関係の諸側面を考察している。

最終購買構造が小売資本運動の外にある、与えられた環境であるため、これに如何に適合するかが競争上の優位性となる。したがって恒久的、絶対的効力を発揮する販売方法や小売業態は決して確立されえず、ある時点で支配的地位に立ったとしても、最終購買構造の変化によってその地位は容易に動揺するのである。そのため小売部面における競争力は、資本規模と購買支配力によってのみ与えられるのである。

資本規模と購買支配力によって与えられる市場支配力あるいは競争上の優位性は、販売価格、取扱品目、商業立地や駐車場施設の側面で発揮される。これら諸側面のうち、小売資本間競争に本来的にみられるものは販売価格、取扱品目、商業立地の側面である。駐車場施設に関する競争側面は現代の小売市場に特有なものの一つであり、現時点においては、その中で最も重要なものである。しかし生産あるいは最終購買構造の変化によって、託児所施設のような現時点では競争側面として決して重要ではない要素が、より支配的要素となる可能性もある。いずれにせよ、どのような競争側面に対しても資本規模と購買支配力が優位性を与えるのである。

本稿において明らかになったことは以上である。ここまでで現代における小売資本の運動と小売部面における競争関係の基本的法則が明らかになった。この後に通信販売やオンライン販売のような特殊な小売業態も踏まえて、独占段階における小売資本の運動と競争関係を分析し、独占的商業資本の運動法則、国家独占資本主義のもとでの小売業の実態分析とその理論化をおこなう必要がある。そこに至ってはじめて、大規模小売店舗規制に関しての経済学的考察をおこなうことができるのである。

〔主要参考文献〕

〈単行本〉

1. 荒川祐吉著『現代配給理論』千倉書店、1960
2. 荒川祐吉著『小売商業構造論』千倉書店、1962

3. 生田真人著『大都市消費者行動論：消費者は発達する』古今書院，1991
4. 石井淳蔵著『商人家族と市場社会—もうひとつの消費社会論』有斐閣，1996
5. 出石康子・小谷正守編著『現代日本の消費経済』ミネルヴァ書房，1985
6. 糸園辰雄・加藤義忠・小谷正守・鈴木武共著『現代商業の理論と政策』同文館出版，1979
7. 糸園辰雄編著『現代資本主義と流通』ミネルヴァ書房，1989
8. 岡田千尋・岩永忠康・尾崎眞編『現代日本の商業構造』ナカニシヤ出版，1995
9. 柏尾昌哉著『商業学総論—消費者視覚からの分析』実教出版，1975
10. 柏尾昌哉著『生活の経済—現代生活様式をめぐって』実教出版，1982
11. 草野厚著『大店法経済規制の構造—行政指導の功罪を問う』日本経済新聞社，1992
12. 久保村隆祐・荒川祐吉編『商業学—現代流通の理論と政策』有斐閣，1974
13. 上瀧陸生著『必要と欲望・欲求の理論〈欲望・欲求編〉』文理閣，1993
14. 小谷正守著『現代消費経済の基礎理論』ミネルヴァ書房，1981
15. 小谷正守・出家健治編著『商業理論と流通政策』ミネルヴァ書房，1997
16. 小谷正守・伊藤セツ編著『MINERVA 現代経済学叢書28 消費経済と生活環境』ミネルヴァ書房，1999
17. 杉岡碩夫著『大店法と都市商業・市民—商業集積政策序説—』日本評論社，1991
18. 鈴木武著『商業と市場の基礎理論』ミネルヴァ書房，1975
19. 鈴木武・小谷正守編著『現代流通のダイナミズム』晃洋書房，1997
20. 建野堅誠・岩永忠康編著『都市小売業の構造と動態』創成社，1999
21. 西村林著『現代消費経済論』税務経理協会，1999
22. 西村多嘉子著『現代日本の消費者と流通』法律文化社，1990
23. 日経流通新聞編『流通現代史』日本経済新聞社，1993
24. 日本経済研究所編『現代の都市型消費者—ライフスタイルに新しい波—』日本経済新聞社，1988
25. 橋本勲著『現代商業学』ミネルヴァ書房，1971
26. 橋本勲著『商業資本と流通問題』ミネルヴァ書房，1979
27. 堀新一著『独占資本化の小売商業の組織と理論』中央経済社，1954
28. 南方建明・岡部達也共著『商店街のマーケティング戦略』中央経済社，1991
29. 向井鹿松著『流通総論—マーケティングの原理—』中央経済社，1963
30. 武藤忠義著『街づくりと流通問題』八千代出版，1994
31. 森下二次也編『商業概論』有斐閣，1968
32. 森下二次也著『現代商業経済論〔改訂版〕』有斐閣，1977
33. 森下二次也著『商業経済論の体系と展開』千倉書房，1993
34. 矢作弘著『都市はよみがえるか—地域商業とまちづくり』岩波書店，1997
35. 吉田富義著『商品学—商品政策の原理—』国元書房，1986
36. 吉田正昭・村田昭治・井関利明共編『消費者行動の理論』丸善，1969

〈外国文献〉

1. K. Marx, Das Kapital, Dietz Verlag, Berlin, 1962, 大内兵衛・細川嘉六監訳『資本論』大月書店，1968
2. Peter Hofmann, Das Handelskapital, Verlag Die Wirtschaft, Berlin, 1980, 鈴木武，加藤義忠共訳『現代の商業理論』ミネルヴァ書房，1984
3. Wolfgang Heinrichs, Heinz Seidel, Lothar Bertullis, Der Monopolistische Handel ein Instrument zur Sicherung maximaler Profite, Verlag die Wirtschaft, Berlin, 1956, 森下二次也監修，鈴木武訳『現代商業構造論』創言社，1969

〈統計資料〉

1. 経済企画庁調査局『家計消費の動向（平成12年版）』大蔵省印刷局，2000
2. 厚生省大臣官房統計情報部編『平成10年 国民生活基礎調査 第一巻』厚生統計協会，2000
3. 自動車検査登録協会編・運輸省自動車交通局監修『自検協統計 自動車保有車両数』（各年版）自動車検査登録協会
4. 総務庁統計局『家計調査年報 平成11年』日本統計協会，2000
5. 総務庁統計局編『平成7年国勢調査報告 人口の労働力状態，就業者の産業・職業』日本統計協会，1998
6. 通産大臣官房調査統計部『平成9年 商業統計表 業態別統計編（小売業）』通産統計協会，1999
7. 通産大臣官房調査統計部『平成9年 商業統計表 大規模小売店舗統計編（小売業）』通産統計協会，1999

日本への連結納税制度導入の検討

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 新 井 英 司

近年、連結納税制度をめぐる議論が活発になってきた。連結納税制度の導入は、これまでも法人税制上の論点として取り上げられてきたが、ここ 2、3 年は、企業のグループ化の進展や独占禁止法上の持株会社の原則解禁、会計ビッグバンと称される国際会計基準への移行とそれに伴う連結決算重視の動き等に後押しされる形で、税の分野でも企業をグループ単位で扱うことへの要望が改めて出てきた。このような動きを受け、連結納税制度をめぐる議論は、その導入の是非を問う段階から一歩進んで、連結納税のしくみをどう設計するかという導入実施に向けた制度内容の検討に入っている。

本論文は、連結納税制度の概念、機能を整理し、その導入に対する議論の背景から連結納税制度の必要性を示し、わが国の連結納税制度のモデルを検討するものである。

第Ⅰ節「連結納税制度」では、現在までの研究成果を踏まえ、企業集団税制（連結納税制度）の概念・機能を整理し、企業集団内の損益通算の観点から、連結納税制度導入の要望は、現行法人税制における欠損金の繰戻、繰越制度での、欠損金に対する制約に起因することを明らかにした。連結納税制度は広義の企業集団税制の中に狭義の企業集団税制として位置付けられるが、その特質としては、企業集団に属する法人の損益を結合して集団全体の課税所得を合理的に把握しようとするものであり、その基本目的は企業活動に対する租税の中立性に求められるものである。そして、企業集団税制の機能としては、集団内個別法人の損益の通算（企業の垂直的統合に対する租税の中立性）、集団内部取引の課税繰延べ（未実現損益課税の排除）、子会社株式への投資と子会社損益の課税の整合性（集団関係の本質論）として整理することができる。また、現行法人税法上、欠損に対する時系列的な中立性に対する制約（欠損金の繰戻、繰越制度）のある中で、欠損に対する空間的な中立性を志向するものが連結納税制度であることを示した。

第Ⅱ節「連結財務諸表と連結納税制度」では、連結財務諸表の目的は財務諸表利用者に対し意思決定に有用な会計情報を提供することであり、連結納税制度は企業組織再編成に対して税制の中立性を重視したものであることを明確にし、その具体的差異を示した。

第Ⅲ節「日本企業の現状と連結納税制度」では、日本での連結納税制度導入論の背景を分析し、連結納税制度の必要性を示した。具体的には、①今日の日本企業における連結経営への転換によって、経営形態の違いに対する税制の中立性を確保するための制度である連結納税制度の必要性がより強くなったこと、②従来、連結納税制度の導入は税収減につながることを理由に公的機関において反対されてきたが、現在の不況により景気対策である減税政策の一つとして連結納税の導入を公的機関が容認したことなどである。

第Ⅳ節「日本への連結納税制度導入の問題点」では、導入が検討されている「損益振替型」と連結納税型を比較検討し、その他導入にあたって検討すべき論点を整理、検討した。連結納税制度はその計算構造により大きく損益振替型と連結納税型に類型化される。連結納税型は親子会社の所得・欠損を合算して連結ベースで税額を計算し、連結納税額を親子会社間に配分する方式

である。一方、損益振替型は、連結対象となる会社間で損益の振替を行い、各会社の課税所得を求め、個別に税額を算定する方式である。

まず、理論的考察の前に、実際にグループ企業各社の財務データをもとにして、現行課税（個別法人課税）、連結納税制度に基づく課税（連結納税型および損益振替型）の違いにおける企業の税額変化の試算をおこなった。使用したデータは、「日本の企業グループ2000」（東洋経済新報社）で、掲載親会社2,700社のうち、100%内国子会社のみを所有している親会社（企業グループ）162社を分析対象とした。また、資料の制約上、企業利益＝課税所得として分析した。振替型での連結納税のメリット（企業集団内での損益の通算）の観点から分類すると、親会社、子会社とも黒字または赤字の場合は連結納税のメリットはない。これに該当するのは、90社（55.6%）で、それ以外のパターンの72社（44.4%）は連結納税のメリットを受ける結果となった。現行の税負担と比較可能な分類（①親子会社とも黒字のパターン、②親会社は黒字であり、企業集団内に赤字子会社が含まれているが、親子会社の損益を合算した結果黒字になるパターン）では、①の場合、現行課税所得に対する割合は、振替型100%、連結型99.9%であり、振替型、連結型のいずれを適用しても現行の税負担に対してほとんど変化がないという結果であった。②の場合、現行課税所得に対する名割合は、振替型86.6%、連結型89.1%であり、2.5%振替型の方が企業の税負担が軽減される結果となった。①、②のパターンにおいて、現行課税所得に対する割合は異なるものの、振替型、連結型、どちらを採用しても企業の税負担の変化に大きな差異がないことが明らかとなった。

振替型利益が黒字、連結型利益が赤字（逆に、振替型利益が赤字、連結型利益が黒字も含む）の企業および、振替型利益と連結型利益が大きく異なる企業（対象企業は5社）の分析により次のような仮説を導くことができた。親会社が比較的利益を多く計上している会社では、現行の課税所得に対して、連結型の課税所得が増加している。つまり、子会社取引を通じて税負担の軽減を図っているのではないかという点。一方、親会社が比較的多くの利益を計上していないか、赤字の会社は、現行の課税所得に対して、連結型の課税所得が減少している。つまり、親会社の個別利益そして、親会社の配当原資を捻出するために子会社取引を利用しているのではないかという点である。

実際の企業分析からは、損益振替型、連結納税型のいずれの方法を導入しても、企業の税負担の変化に大きな差異がなかったが、①連結納税型の方が損益振替型よりも企業集団の経済的一体性に着目し、企業集団の適正な担税力を算定できること、②連結納税型の方が損益振替型よりもわが国の連結納税制度導入の意義（企業形態に対する税制の中立性の確保）を実現できることの理由により、わが国に導入すべき連結納税制度のタイプは連結納税型にすべきであると結論付けた。

〔主要参考文献〕

〈雑誌論文〉

- 阿部泰久「税額合算方式による日本型連結納税制度の導入」『税経通信』1999.02
井堀利宏「連結納税制度のデザインと論点」『税研』Vol. 15 2000.03
太田達之助「連結納税制度が企業経営に与える影響」『企業会計』51.13 1999.12
吉牟田勲「連結決算・連結納税制度導入の背景とその概要」『税理』42.14 1999.11
品川芳宣「連結納税制度—その現状と課題」『企業会計』52.2 2000.02
田中信正「連結納税制度のデザインと論点」『税研』Vol. 15 No. 5 2000.03

- 辻山栄子「連結会計の進展と連結納税制度」『税研』Vol. 15 No. 5 2000.03
 中里実「持株会社と連結納税制度」『租税研究』1996.08
 中里実「企業グループに対する課税のあり方」『証券アナリストジャーナル』1996.01
 日本租税研究協会「連結納税制度実務研究会の中間報告」『租税研究』1998.12
 野田秀三「欠損金の繰越制度」『日税研論集』26 1994.01
 野田秀三「欧米主要国における連結納税制度」『企業会計』51.13 1999.12
 本間正明他「連結納税制度の経済的効果」『税研』Vol. 15 No. 5 2000.03
 増井良啓「租税属性の法人間移転」『法学協会雑誌』1996.02
 増井良啓「法人税の課税単位」『租税法研究』1997.09
 増井良啓「会社間取引と法人税法」『租税協会雑誌』1999
 矢内一好「連結納税制度の概要と今後の課題」『企業会計』51.13 1999.12
 増井良啓「連結納税制度をめぐる若干の論点」(1～Ⅳ)『税研』2000
 増井良啓「分社化の手法と連結納税制度」『税研』1999.05
 中里実「持株会社と租税法の問題点」『租税研究』1998.03
 中里実「持株会社の課税」『月刊資本市場』1997.10
 中里実「法人課税の時空間(クロノトポス)」杉原泰雄教授退官記念論文 1994
 増井良啓「持株会社の課税をめぐる二、三の問題」『商事法務』1998.01
 野田秀三「欠損金の繰越制度」『日税研論集』Vol. 26 1994.01

〈書籍〉

- 八ッ尾順一『入門 連結納税制度』財経詳報社 1999.11
 青山監査法人『総解説・連結納税制度』日本経済新聞社 1988.07
 稲垣富士男『連結財務諸表の基礎』中央経済社 1999.05
 井上久弥『連結納税制度の研究』日本租税研究協会 1992.06
 井上久弥『連結納税制度の個別問題研究』日本租税研究協会 1993.01
 井上久弥『企業集団税制の研究』日本租税研究協会 1996.06
 武田昌輔『企業課税の理論と課題』税務経理協会 1995.08
 中里実『金融取引と課税』有斐閣 1998.01
 森田哲弥『連結財務諸表制度詳解』中央経済社 2000.06
 矢内一好『連結納税申告』ぎょうせい 1999.12
 田近栄治／油井雄二『日本の企業課税』東洋経済新報社 2000.01
 跡田直澄編『企業税制改革—実証分析と対策提言』日本評論社 2000.06
 辻敢／山田和彦『親子会会社の税務』ぎょうせい 1985.10
 村井正『租税法—理論と政策—(三訂版)』青林書院 1999.01

〈外国文献〉

- Fred W. Peel, Jr., Consolidated Tax Returns(3rd ed.), Callaghan & Co., 1999
 American Law Institute, Federal Income Tax Project, Subchapter C, Proposal on Corporate Acquisition and Distributions 208, 1982
 Christian M. Mcburney, The Consolidated Return Reg. Loss Disallowance Rule ... When Is It Vulnerable? Journal of Taxation 20, at 2, 1999

〈参考資料〉

- 東洋経済新報社『日本の企業グループ2000』1999.12

東洋経済新報社『会社四季報』

有価証券報告書（工藤建設，川崎地質，富士汽船，テトラ，サクラダ，以上5社分）

大蔵省 財政金融統計月報第576号 2000.04

「所得税における人的控除の改革問題」

——配偶者控除・配偶者特別控除を中心に——

立命館大学大学院経済学研究科博士前期課程2回生 井 川 美弥子

本論文の構成内容は以下の通りである。はじめに、配偶者控除・配偶者特別控除が現実的に就労の中立性に対して及ぼしている影響を検討し、第1節では「課税単位方式」について課税単位選択の重要性を述べ、代表的な3つの課税単位方式をモデルにより検討し、今後の日本の課税単位の在り方を述べている。第2節「配偶者控除・配偶者特別控除」では、配偶者控除・配偶者特別控除について、その存在価値および問題点について述べ、その改革提案をモデルにより検討した。

この論文の論点は、配偶者控除・配偶者特別控除が女性の就労に対する中立性を著しく阻害しているということである。現在この控除は妻の収入が少なければ少ないほど夫の控除が増える仕組みであり、103万円以下であれば、少額不追求により、配偶者控除を受けることができる。つまり自分の基礎控除と夫の配偶者控除の二重控除を受けることになる。また141万円未満では配偶者特別控除を受けることができる等の理由により、妻の収入が一定額を超えると家族単位でみた場合返って所得が減少するという「パート逆転現象」が生じる。現実には平成10年度『税務統計からみた民間給与の実態』により給与所得者の収入階層を検討した場合、その構成割合は男性は400万円以下から700万円以下の層に集中しているのに対して女性の場合は300万円以下に偏って集中している。特に100万円以下の構成割合については男性に比べ女性が圧倒的に多い。これは明らかに控除対象配偶者としての範囲内でのパート就労が多いことを物語っている。また「高学歴女性と仕事に関するアンケート」では就業希望者の希望年収額としては、103万円以下が全体の約3割から5割前後を占めており、税制などを意識した結果となっている。このようなことは、女性の低賃金化、有期雇用が促進されることになり、女性の自立が妨げられる恐れがあるため早急に改革しなければならない。

そこで本論文においては、課税単位選択については、Ⅰ個人単位方式、Ⅱ合算非分割方式、Ⅲ二分二乗方式の代表的な三つの課税単位方式を①世帯単位の公平、②個人単位の公平、③結婚に対する中立性、④就労に対する中立性という観点からモデルにより分析した。結果①を満たす基準は就業形態が異なる夫婦間でも税額が一致するⅡが優位であり、②③④を満たす基準は、妻の税額が妻の収入によってのみ決定されるⅠが優位であった。課税単位の選択に関しては、公平の観点と中立の観点から選択した方法は対立しやすく、また完全に中立的な税制は存在しないのであるから、社会の実態の変化を見極め、なるべく中立的な税制を選択しなければならない。そして近年、帰属所得の金額が高額になり無視できなくなっているのに、帰属所得について全く考慮されていないことは、大きな問題である。しかし、現実には帰属所得を現金換算することは不可能に近く、課税ベースに含めることはきわめて難しい。このようなことを考えた場合、同一の総賃金所得を持つ片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯とでは、前者の税負担をある程度重くするのが公平だということになる。したがって、個人の尊重、結婚、就労に対する中立性を重視し、今後も現行の個人単位方式を維持し、その上で現行制度の問題点を是正していくことが望ましいと考える。

個人単位方式を今後も維持していくべきであると考えた場合、家族に対する配慮の方法として

の税負担の調整について、人的控除方式と複数税率表方式が諸外国で採用されている具体的な方法としてある。わが国は個人単位課税方式のもとに、人的控除制度を採用してきたが、控除制度は、課税最低限の設定による納税者数の減少を通じて、所得税の執行面の負担を軽減する効果があり、税制の簡素化に貢献しているとみることができるが、総合的にみると、税制を複雑なものにしている。したがって人的控除により家族に対する配慮を行う場合には、必要最少限の控除だけを採用することが望ましいと思われる。そこで配偶者控除・配偶者特別控除について、①現行制度、②配偶者控除・配偶者特別控除廃止提案、③改革提案Ⅰ、④改革提案Ⅱ、⑤二分二乗方式の5つのモデルを使い、どのモデルが日本のこれからにとって重要であるかを検討した。③は具体的に、政府税制調査会は課税最低限の構成要素を、基礎的人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、及び扶養控除）に給与所得控除額と社会保険料控除を加えたものとし、それは累次にわたる引き上げにより既に高い水準に達しているとの認識を示している。しかし給与所得控除は、必要経費概算相当額とみられるので、課税最低限の構成要素とはすべきではなく、社会保険料は強制的に徴収される負担であり、生活費とされるものでもないため、やはり課税最低限の構成要素をなすべきではないと考えられる。そこで基礎的な人的控除のみを、課税最低限を構成する要素であると考え、以下のような新たな基礎控除制度の導入の提案をしたいと考える。課税最低限を納税者1人につき120万円、被扶養者1人につき60万円と仮定する。（120万円は最低生活保障水準1給地70歳女性の場合の126万円を参考にした金額である）ものであり、④は③の基礎控除を76万円にしたものである。検討の結果、①に関しては専業主婦が有利であり、妻の所得により夫の税額が変わること、妻の帰属所得が考慮されていない点などの問題点がある。②に関しては、廃止することにより、この控除の適用を受けていた世帯（主に片稼ぎ世帯）への負担が大きすぎるため好ましくない。⑤に関しては世帯間の公平のみが保たれ、高額所得者ほど有利になるため好ましくない。③に関しては、単身者、共稼ぎ世帯に有利になるが、帰属所得を考慮した場合当然の結果となる。また世帯間の公平に関しては、保たれていないが、個人間の公平、結婚、就労への中立性は相手の所得によって、税額が変化しないため満たしていることがいえる。しかし、この改革提案は基礎控除額を120万円に引き上げるため、大幅な減税が予想される。そのため基礎控除額を76万円に引き上げる④を検討してみたが、この提案では、この控除の適用を受けていた世帯間で、減税される世帯と増税される世帯があり、公平性の観点から好ましくなく、このことから、全ての世帯が減税される③が最も好ましいといえる。そして③における減税額あるいは増税額について試算した結果、改革提案における減税額は約8兆円、増税額については、配偶者控除・配偶者特別控除を廃止した場合約2兆円、限度額を気にせず専業主婦が夫と同じ金額を稼ぐと仮定した場合約8兆円の税収増が見込まれる。結果約2兆円の増税額が見込まれる。

〔主要参考文献〕

〈単行本〉

1. 石弘光『税制改革をどう進めるか』日本経済新聞社、1986年
2. 大田弘子「女性の变化と税制」野口悠紀夫編『税制改革の新設計』日本経済新聞社、1994年
3. 貝塚啓明・金子良編『日本の財政システム』東京大学出版会、1994年
4. 金子宏『所得課税の研究』有斐閣、1991年
5. 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』有斐閣、1996年

6. 金子宏『所得税の理論と課題』税務経理協会, 1999年
7. 鹿嶋 敬『男女摩擦』岩波出版, 2000年
8. 北野宏『税法の基本原則』中央経済社, 1968年
9. 木下和夫編『税制調査会』税務経理協会, 1992年
10. 健康保険組合連合会編『社会保障年鑑1998年』東洋経済新報社, 1998年
11. 板寄俊雄・右田紀久編『現代の生活と社会保険』法律文化社, 1980年
12. 社会保障研究所編『女性と社会保障』東京大学出版会, 1993年
13. 社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会, 1991年
14. 全国婦人税理士連盟編『配偶者控除なんていない!』日本評論社, 1996年
15. 高見昌二『スウェーデンの家族・福祉・国家』ミネルヴァ書房, 1997年
16. 八田達夫『消費税はやはりいらない』東洋経済新報社, 1994年
17. 樋口美雄『「専業主婦」保護政策の経済的帰結』八田達夫・八代尚弘編『「弱者」保護政策の経済分析』日本経済新聞社, 1995
18. 福田幸弘『シャウプの税制勧告』霞出版, 1985年
19. 古郡柄子『女性と税制』東洋経済新報社, 1999年
20. 藤岡純一『現代の税制改革—世界的展開とスウェーデン・アメリカ』法律文化社, 1992年
21. 藤田晴『所得税の基礎理論』中央経済社, 1992年
22. 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社, 1986年
23. 山北海道税理士会編『個人課税の再検討』税務研究会出版局, 1999年
24. 山崎久民・石川栄子『少子高齢化時代の税金・年金入門』岩波書店, 1998年
25. 宮口定雄『税務ハンドブック』コントロール社, 2000年

〈外国文献〉

1. R. Goode, The Individual Income Tax, Brookings Institution, 1964 (塩崎潤訳『個人所得課税』, 日本税務研究協会, 1966年)
2. C. N. Morris, and N. A. Warren "Taxation of the Family", Fiscal Studies, Vol. 2, NO1, 1981

〈雑誌文献〉

1. 遠藤みち「配偶者控除を考える—高齢化社会に向けて所得控除のあり方とともに—」『税経通信』1997年, 6月, 7月, 8号, 9号
2. 大武健一郎「女性をとりまく税制と課題」『女性労働』1993年, 9月, 18巻
3. 貝塚啓明「二分二乗の是非と妻の座」『税経通信』1985年, 8月, 40巻10号
4. 神野直彦「年金・社会保険・儲金制度」『女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会報告書』1996年, 10月
5. 杉井静子「パートタイムの配偶者控除と女性の自立」『賃金と社会保障』1990年, 6月, 1036号
6. 品川芳宣「租税理論からみた配偶者控除是非論の検証」『税理』1997年, 5月, 6月, 40巻5号, 6号
7. 辻山栄子「家事労働の評価」『女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会報告書』1996年, 10月
8. 田中治『課税単位の見直しの論点と課題』『税経通信』1998年, 8月, 53巻10号
9. 中里実「課税単位(二分二乗等)のあり方」『税経通信』1985年, 3月, 40巻3号
10. 中里実「女性の社会進出と租税法」『女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会報告書』1996年, 10月
11. 中里実「家庭と租税制度」『ジュリスト』1995年1月, 1059号
12. 三木義一『配偶者控除なんかいらない』『いらない』なんて本当にいえるのか?『法律時報』, 1995年

6月66巻12号

13. 村井正「夫婦課税をめぐる諸問題」『法律時報』1967年，42巻4号
14. 八代尚弘「女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会報告書」1996年，10月
15. 山崎久民「スウェーデンにおける女性の社会進出と税制」『あごら』1993年，10月
16. 吉村典久「所得控除」『別冊ジュリスト』1992年，12月，120号

〈統計年報資料〉

1. 国税庁企画課『税務統計からみた民間給与の実態』大蔵省印刷局，各年度
2. 国税庁編『国税庁統計年報書』財団法人大蔵財務協会 各年度

イギリス労働市場の変容とブレア政権の失業者対策

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 伊 藤 大 一

97年総選挙において、18年ぶりにイギリス労働党が勝利し、ブレア政権が誕生した。ブレア政権はこの勝利を、サッチャー政権に代表される新保守主義でもなく、企業の国有化を訴えた旧来の労働党とも異なる「第三の道」を掲げた新たな労働党の勝利であると謳いあげた。このブレア政権が最優先課題に位置づける政策が「ニューディール」である。

ブレア政権において「ニューディール」は、「グローバリゼーション」を特徴とする新たな世界に対して福祉国家がもはや適合しなくなっているという認識のもと、「福祉国家を現代化」する試みとして位置づけられている。また社会保障によって人々の生活を「保障」するのではなく、技能形成、教育をとおして、「知識基礎型経済 (knowledge-based economy)」に適応した労働力育成により、失業や貧困を解決する政策として位置づけられている。

こうした位置づけは、所得保障を中心とした既存の福祉制度が特定の階層に固定化する失業、「家族形態の変化」、情報化を中心とした「技術革新」などの変化に対応できずに、福祉制度のなかで就労する意欲を失う「モラルハザード」を引き起こしたという認識にもとづいている。その結果、所得保障を中心とした福祉制度から各個人の就労意欲の促進と「エンプロイアビリティ」の確立を目指し、「人的資本」への投資を中心とした制度へ転換する必要があるということである。この「人的資本」への投資は、失業者の「エンプロイアビリティ」を改善し、失業者が主に就業を通して「価値を創造」する主体者となるための投資として理解される。このように「ニューディール」は、失業者を社会保障受給者から価値創造の主体者へと転化する「ポジティブ・ウェルフェア」の中核として位置付けている。

ブレア政権の諸改革はA・ギデンズ氏の「第三の道」の議論とともに非常に注目を集めており、日本においても佐和隆光氏が好意的に紹介している。しかし、職業訓練を中心においた失業者対策はすでにサッチャー政権時に行われており、ブレア政権の「ニューディール」の内実が「ポジティブ・ウェルフェア」といえるものなのかが必ずしも明確になっていない。このことを明確にするためには、ブレア政権が実施している職業訓練政策を明らかにする必要がある。なぜならば職業訓練政策を通して育成しようとしている技能こそが、「ポジティブ・ウェルフェア」の中核として位置付けているためである。

第二次大戦後イギリス労働市場は、70年代半ばまで失業率2%台から3%台の「完全雇用」が成立していた。この「完全雇用」は、ケインズ政策による高度成長を前提としており、ケインズ政策の破綻とともに大きく動揺することになった。「完全雇用」の動揺と、インフレ抑制を最優先に掲げるサッチャー政権の政策により、イギリスの労働市場は失業者330万人、失業率13%にのぼる戦後最悪を記録した。

この「完全雇用」の動揺に対して、サッチャー政権は雇用法、労働組合法、そして社会保障法の諸改革により、低賃金職の拡大、社会保障受給認定の厳格化を通して、失業者を不完全就労でしかない制度的就業者へと「誘導」させていった。90年半ばからの好景気の影響もあり現在のイ

ギリスにおける失業率は6%台と他の欧州諸国に比べ明確な相違がある。しかし、失業は若年失業者、長期失業者、そして特定の地域などに固執することになった。

このような労働市場の現状のもとで、ブレア政権の「ニューディール」はシングルマザー、若年失業者、長期失業者を対象とし97年7月より順次具体化されていった。ブレア政権の「ニューディール」は、対象とする参加者に応じて相違があるが、「若年失業者のニューディール」を例にして説明すると次のようになる。「ニューディール」参加者はまず、最長4ヶ月間続く「ゲートウェイ」と呼ばれる期間に入る。この「ゲートウェイ」では、失業者を就業への動機付けを行うことを目的として、個人アドバイザーと呼ばれる担当者が、ニューディール参加者に一人ないし複数付き、就職のための計画、その進行状況などに関する面接を行い就職活動の支援を行う。「ゲートウェイ」期間中に就業できなかった場合は、次の4つのオプション（Option）と呼ばれるものの中から一つを選択する。その4つのオプションとは、①補助金付き就労②環境特別部隊とともに6ヶ月間労働従事③ボランティア組織とともに6ヶ月間労働従事④全日制教育と技能訓練計画への参加である。

「ニューディール」における「ゲートウェイ」は、面接を通して失業者に就労へのインセンティブをあたえ、職業紹介を通した就職活動の実施、またその進展状況の確認が主に行われている。「求職者手当」（かつての失業保険）受給の条件としてこの「ニューディール」への参加が条件付けられていることとも相まって、就労へ「誘導」する機能を果たしているといえる。

またこの「ニューディール」最大の特徴は、技能形成のコースが位置づいており、オプションへ進むもののうち半数がこのコースを受講することである。このコースは、80年代に新たに開始された NVQ（National Vocational Qualifications）と呼ばれる職業資格制度の中級技能レベルを取得することを目標にしている。この NVQ はイギリス企業の国際競争力向上を目的とし、それまでの職業資格制度が座学を基本としていたのに対して、実際の職場において発揮される能力を重視した職業資格制度として設立された。しかし80年代のサッチャー政権のもとでは、失業者対策のなかに、NVQ 取得を目的とした計画は組み込まれることはなかった。NVQ の運用自体も、80年代に必要とされた技能つまり JIT などが生産工程に導入され、それに対応できる技能育成が中心的な課題となっていた。

これに対してブレア政権のもとでは、失業者対策のなかに職業資格である NVQ の取得を目的としたコースが位置付き、さらにこの職業資格制度もそれまでのブルカラーを中心とした運用から、これからイギリスにおいて特に必要とされるであろう技能、つまり IT 化に対応できる労働能力育成が中心的な課題として運用されている。さらにブレア政権は、IT 化に対応できる労働力育成のため、学校教育のなかに初等教育から IT 対応のカリキュラムを導入するなど、今後必要とされる技能形成を明確に意識した政策を実行している。

〔主要参考文献〕

- 大沢真理著『イギリス社会政策史—救貧法と福祉国家』東京大学出版会、1986年
東京大学社会科学研究所編『福祉国家1 福祉国家の形成』東京大学出版会、1984年
東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家（上）』東京大学出版会、1986年
榎原朗著『イギリス社会政策の史的研究3』法律文化社、1993年

- 高島進著『社会福祉の歴史—慈善事業・救貧法から現代まで』ミネルヴァ書房, 1995年
- 熊沢誠著『国家のなかの国家—労働党政権下の労働組合—』日本評論社, 1976年
- 三好正巳編著『現代日本の労働政策』青本書店, 1985年
- 中村靖著『現代のイギリス経済』九州大学出版会, 1999年
- 稲上毅著『現代英国経営事情』日本労働研究機構, 1998年
- 稲上毅著『現代英国労働事情』東京大学出版会, 1990年
- 吉瀬征輔著『英国労働党—社会民実主義を超えて』窓社, 1997年
- 社会保障研究所編『イギリスの社会保障』東京大学出版会, 1987年
- 高橋由明, 林正樹, 日高克平編著『経営管理方式の国際移転』中央大学出版部, 2000年
- 本田一成著『公共職業訓練の国際比較研究—イギリスの職業訓練』資料シリーズ No. 8, 日本労働研究機構, 1998年
- 日本労働協会編『イギリス日系企業の労働事情』日本労働協会, 1986年
- 佐和隆光著『市場主義の終焉』岩波新書, 2000年
- 舟場正富著『ブレアのイギリス』PHP 新書, 1998年
- 下条美智彦著『イギリスの行政』新装版 早稲田大学出版会, 1999年
- クリストファー・ピアソン著 田中浩・神谷直樹訳『曲がり角にきた福祉国家』未来社, 1996年(原題 Christopher Pierson, *BEYOND THE WELFARE STATE* ?, 1991)
- OECD 編/厚生省政策調査室・経済企画庁国民生活政策課・労働省国際労働課監訳『福祉国家の危機』ぎょうせい, 1985年(原題 OECD, *The Welfare State in Crisis*, Paris, 1981)
- パット・セイン著, 深澤和子・深澤和夫監訳『イギリス福祉国家の社会史』ミネルヴァ書房, 2000年(原題 Patricia Thane, *THE FOUNDATIONS OF THE WELFARE STATE*, 2nd Edition, Addison Wesley Longman Limited, London, 1996)
- アンソニー・ギデンズ著, 佐和隆光訳『第三の道—効率と公正の新たな同盟—』日本経済新聞社, 1999年(原題 Anthony Giddens, *THE THIRD WAY*, Andrew Nurnberg Associates, London, 1998)
- G・エスピン-アンデルセン著, 渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎』櫻井書店, 2000年(原題 G. Esping-Andersen, *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford University Press, 1999)
- アサー・クルード著, 高島進・二文学理明・山根祥雄訳『福祉国家はどこへいくのか』ミネルヴァ書房, 1997年(原題 Arther Gould, *Capitalist Welfare Systems*, Longman Group UK Ltd, 1993)
- 横山寿一著「『福祉国家』の危機と社会保障政策の転換」『立命館経済学』第35巻第3号, 1986年
- 高島道枝著「現代パート労働の日英比較(上)」『経済学論纂(中央大)』第31巻第1・2合併号, 1990年3月
- 田口典男著「イギリスにおける賃金審議会の廃止と全国最低賃金制度の導入」『大原社会問題研究所雑誌』NO. 502, 2000年9月
- 檉原朗著「サッチャー政府の失業保険の改正と失業対策」『神戸学院経済学論集』第22巻3号, 1990年
- 本田一成著「イギリスにおける職業訓練制度の構造」『日本労働研究機構研究紀要』No. 15, 1998年

〈洋書〉

- Terry Hyland, *Vocational Studies, Lifelong Learning and Social Values*, Ashgate, 1999
- Rob Ford, *making the most of the NEW DEAL*, Kong page, London, 1999
- OECD, *Preparing Youth for The 21st Century*, Paris, 1999
- OECD, *Pathway and Participation in Vocational and Technical Education and Training*, Paris, 1997
- OECD, *The Local Dimension of Welfare-To-Work*, Paris, 1999
- Education and Employment Committee, *The NEW DEAL Second Report*, The Stationery Office, 1997
- Education and Employment Committee, *Eighth Report: NEW DEAL FOR YOUNG PEOPLE-TWO*

- YEARS ON, Education and Employment Committee Publications, 2000
- Labour Party, *National Policy Forum Report* 1999, Labour Party, 1999
- DfEE, *Learning to Succeed a new framework for post-16 learning*, The Stationary Office 1999
- DfEE, *The Learning Age a renaissance for a new Britain*, The Stationary Office, 1998
- Tony Blair, *The Third Way: New Politics for the New Century*, The Fabian Society, London, 1998
- David Atkinson, *The financing of vocational education and training in the United Kingdom*, CEDEFOP (European Center for the Development of Vocational Training), 1999
- Green, Damina, "The four failures of the New Deal", *Center for Policy Studies*, 1998
- Fairley, John "Local government and the New Deal: the role of partnerships," *Centre for Public Policy and Management*, Robert Gordon University, 1998
- Jonathan Beard and Eleanor Breen, *IT Labour Market Assessment*, Research Report No. 71, DfEE, 1998
- HMSO, *Competitiveness— helping business to win—*, London, 1993

〈各種資料〉

- Labour Market Trends* office for National Statistics 各号
- イギリス議会資料
- The Financial Times*

「みなし配当課税」の検討

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 押 田 隆 広

我が国の現行税制上では、みなし配当は租税特別措置法による「利益による株式の消却」以外には課税とされている。みなし配当とは、減資、解散、合併、増資等に際して株主等にその持分の払戻又は新株の交付について、実質的に配当を行ったのと同様の経済的効果があると課税側が主張し、課税の対象とされるものである。その発生形態は株主等に対して(1)金銭等の交付がある場合と、(2)金銭等の交付がない場合とがある。みなし配当規定により配当課税される場合と株式の譲渡時に譲渡益として課税される場合とでは、(1)は所得の種類が変わるだけであるが、(2)は課税の種類、課税時期、課税額も変わり、問題視されている。第1節「みなし配当課税制度の概要」では、みなし配当の発生形態を個々に取り上げ、沿革について述べた。第2節「株式配当の性格と法人課税制度」では、法人擬制説・法人実在説の性格について述べた。第3節「課税論・非課税論の検討」では、従来からの論争を検討し、非課税にする必要はないと結論づけた。以下、本論文の議論のポイントを示す。①現行の法人課税制度（法人擬制説・法人実在説）と二重課税調整問題、②利益積立金額の資本組入れ等の段階で株主に対して経済的利益が発生しているか否か、③株主に経済的利益が発生しているのであれば、実現時に課税するのか未実現の段階で課税するのか、④実現時に課税すると二重課税調整はどうするのか

まず①については、法人を株主たる個人の集合体と考え、法人税は株主たる個人の所得税の前期取りであるとする法人擬制説の考え方によれば、二重課税調整の観点から、個人株主には配当控除が、法人株主には受取配当金の益金不算入措置がそれぞれ講じられる。法人実在説の考え方によれば、法人を株主たる個人若しくは法人から独立した社会的給付実体であると考え、法人税は法人自らの所得に課せられた税金であり、二重課税調整の措置は必要ではない。みなし配当の問題は、法人段階ですべての利益に課税し、その課税済の留保所得が株主に配当された場合、これに課税すると二重課税となることが基礎となっており、法人擬制説を前提とする以上、二重課税調整は必要となる。

次に②については、税法上は公平な課税関係を確立するため経済の実態に即した課税が求められる。つまり、法人が得た利益のうち利益積立金額として留保された場合であっても、それが株主に帰属したと考えられる事実が生じたときには、通常の利益配当と同様の課税がなされる。利益積立金額の資本組入れが行われると株主勘定にあった利益積立金額が法定資本に組み入れられるため、株主の法定持分に帰属したこととなり、株主に対して経済的利益が発生したものとみることができる。これは法人と株主の関係に関連してくる。

③については、未実現の段階で課税する根拠は、利益積立金額の資本組入れの段階で保有株式の価値は資本金額の増加の範囲まで増加しており、保有株式の価値の増加益に課税する考え方であり、みなし配当規定を株式について生じる未実現の所得に対して課税する規定であるとみるものである。その政策的必要性として、会社の所得は資本に組み入れられると譲渡時まで課税されず不公平が生じる、会社の所得は利益積立金の部にとどまっている限り、事業上のリスクにさら

されているが、資本に移されると株式の価値が増加する、の2つである。これに対して非課税側は、政策的必要性に関して、1 重要なのは配当の可能性の有無ではなく配当の有無であり、配当を受ける株主とそうでない株主の間に何ら不公平はなく、利益積立金を繰り越した会社の株主は課税されず、資本に組み入れた会社の株主だけ課税されることの方が不公平である、2 利益積立金のうち利益準備金は配当に充てることができないのでその積立段階で課税すべきこととなり留保利益にも課税する奇妙な結果となる、3 利益積立金を資本に組み入れることは、株式の価値の増加とは関係なく、未実現の段階で課税するのは不適当である、と反論する。

④しかし、実現時点で株式譲渡益課税することになると、二重課税の調整ができなくなる。非課税側の主張1については、利益積立金が資本に組み入れられた場合、これを放置すれば、例えば残余財産の分配等が行われたときにはその部分は譲渡収入となり、配当控除又は受取配当金の益金不算入制度を受けられず二重課税となる。2については、二重課税調整の観点からは分類は配当可能性の有無ではなく、課税済利益の留保か否かにより行われ、利益準備金は課税済利益から留保されたものであり、利益積立金から別扱いする必要はない。このことも残余財産の分配等に対する課税上は、利益準備金から成る部分も課税済利益からの分配金として配当課税が行われ二重課税が防止される。3については、利益積立金額の資本組入れが行われると発行済株式1株当たりの価格は上昇し、株式の価値の増加を認めることができ、未実現利益の発生の有無は二重課税調整の観点からは関係がない。二重課税調整の観点からは非課税側の主張はいずれも批判できる。重要なことは、配当二重課税排除の時期の決定である。利益積立金額の資本組入れが行われた場合、利益積立金額からなる金額は配当とされるべきであり、当該金額が譲渡所得課税されることは妥当ではない。両者は区別されるべきである。しかし、利益積立金の資本組み入れ後に株式の譲渡が行われた場合、譲渡時に譲渡対価のうちみなし配当部分を明らかにすることは困難である。そこで利益積立金額の資本組み入れ段階で、便宜上配当とみなして株主の帳簿価額を調整しておくのである。

平成6年商法改正で自己株式の取得規制の緩和が実現し、平成7年の租税特別措置法一部改正により、利益による株式消却に係るみなし配当課税が凍結された。株式消却は、発行済株式数の減少を通じた市場の需給バランスの改善、投資魅力の向上が期待でき、株価対策や株式市場の活性化の観点からも効果があるとされるが、自己株式消却の効果が期待できる企業は業績・財務面で優秀な企業に限られる。その代表的なトヨタ自動車を例にみなし配当課税と非課税の場合とを比較検討した結果、非課税にしてもみなし配当課税されるはずであった税額は将来に譲渡益として課税され捕捉される結果となった。しかし、配当控除ないし受取配当金益金不算入を受けられないため二重課税の調整を図ることはできない。自己株式消却の実施は、みなし配当課税の負担が大きいため、困難とされるが、凍結の内容には、株式譲渡益課税とみなし配当課税の有利選択も可能とあり、仮に法人税法・所得税法の本則を改正して、みなし配当課税制度を廃止すれば、有利選択は困難となり、二重課税の調整が行えなくなることは前述のとおりである。当該租税特別措置を考慮してみたとしても、①現行の法人課税制度が法人擬制説の立場を前提とし、配当所得に二重課税調整措置が必要とされること、②利益積立金の資本組み入れの段階で、株主に経済的利益が発生しており、③株式譲渡時では二重課税の調整ができなくなることから、税法上利益積立金額の資本組入れの段階で配当があったものとみなして二重課税の排除を行うことは、将来

二重課税の排除ができないことに対処するための課税技術的な方法として妥当なものとする。

〔主要参考文献〕

〈書籍〉

- ・武田昌輔『企業課税の理論と課題』税務経理協会 1995
- ・金子宏編著『所得課税の理論と課題』税務経理協会 1996
- ・金子宏著『所得概念の研究』有斐閣 1995
- ・渡辺淑夫著『要説法人税法』税務経理協会 1996
- ・山本守之著『体系法人税法』税務経理協会 1997
- ・山本守之著『法人税の理論と実務』中央経済社 1999
- ・金子宏著『租税法』弘文堂 1997
- ・武田隆二著『法人税法精説』森山書店 1996
- ・垂井英夫著『自己株式の消印』財経詳報社 1996
- ・渡辺淑夫著『法人税法』中央経済社 1999
- ・武田隆二著『最新財務諸表論』中央経済社 1995
- ・飯野利夫著『財務会計論』同文館 1993
- ・太田昭和監査法人公開事業部編『自己株式消却の資本戦略とみなし配当のすべて』ぎょうせい 1999
- ・北野弘久編『現代税法事典』中央経済社 1992
- ・進藤直義著『法人税法と会社法』税務経理協会 1999
- ・末永英男著『法人税法会計論』中央経済社 1999
- ・山本守之著『租税法要論』税務経理協会 1993
- ・武田昌輔著『法人税法の解釈』財経詳報社 1989
- ・武田昌輔著『会計・商法と課税所得』森山書店 1992
- ・佐藤裕志・辻敢共著『改正商法とその実務対策』税務経理協会 1990

〈雑誌論文〉

- ・金子宏「商法改正と税制」商事法務 No.1223 1990
- ・金子宏「租税法における所得概念の構成（一）」『法学協会雑誌』第83巻第9号 1996
- ・金子宏「租税法における所得概念の構成（三）」『法学協会雑誌』第92巻第9号 1975
- ・竹内昭夫「利益積立金の資本組み入れとみなし配当課税の当否（上）」『商事法務』No.1258 1991
- ・竹内昭夫「利益積立金の資本組み入れとみなし配当課税の当否（下）」『商事法務』No.1259 1991
- ・大島隆夫「利益積立金の資本組み入れに対するみなし配当課税の意義」『商事法務』No.1273 1992
- ・竹内昭夫「株式配当・無償交付と株式分割（上）」『商事法務』No.1181 1989
- ・竹内昭夫「株式配当・無償交付と株式分割（下）」『商事法務』No.1182 1989
- ・広瀬郁雄「税法上のみなし配当課税をめぐる諸問題」『産業経理』第52巻第1号1992
- ・武田昌輔「民商法と課税問題（五）」『会計』第141巻第1号 1992
- ・武田昌輔「民商法と課税問題（六）」『会計』第141巻第2号 1992
- ・武田昌輔「民商法と課税問題（七）」『会計』第141編第3号 1992
- ・武田昌輔「民商法と課税問題（八）」『会計』第141巻第4号 1992
- ・吉牟田勲「利益等の資本組み入れの課税特別措置と問題点（上）」『商事法務』No.1253 1991
- ・吉牟田勲「利益等の資本組み入れの課税特別措置と問題点（下）」『商事法務』No.1255 1991
- ・吉牟田勲「利益または利益積立金の資本組み入れと配当所得課税の問題点（上）」『財経詳報』No.1823 1991
- ・吉牟田勲「利益または利益積立金の資本組み入れと配当所得課税の問題点（下）」『財経詳報』No.1824

1991

- 竹中正明「自己株式利益消却とみなし配当課税凍結の評価」『税経通信』1995. 5
- 塩崎潤「株式配当の課税問題」『産業経理』第18巻第3号 1958
- 吉川満「株式の利益消却に係るみなし配当課税の凍結」『商事法務』No. 1406 1995
- 吉川満「株式消却の現状と課税上の問題点」『税務弘報』1998. Vol. 46, No. 8
- 鳴島安雄「利益による株式の消却の場合のみなし配当課税の特例の創設」『商事法務』No. 1407 1995
- 原田満範「みなし配当課税の論理と制度」『税経通信』1993. 1
- 「だれのための自社株消却か」『週聞東洋経済』1998. 7. 11
- 「みなし配当課税凍結と自己株式の利益消却」『商事法務』No. 1402 1995
- 「株式消却・資本減少」『商事法務』No. 1495 1998
- 「自社株買い入れ消却の実態」『東洋経済統計月報』1998. 10
- 「平成12年3月トヨタ自動車有価証券報告書」2000

〈外国語文献〉

- George R. Husband, The Entity Concept in Accounting, The Accounting Review, 1954
- Committee on Accounting Procedure of A. I. A. "Stock Dividends and Split-Ups: Accounting Treatment by Stockholders and Corporation", Complete Text of Revised of Accounting Research Bulletin No. 11 (Sept. 1941), The Journal of Accountancy, Jan., 1953
- Robert Haig, Concept of Income-Economic, Legal Aspects, Federal Income Tax, ed. by Haig, 1921, reprinted in Readings in the Economics of Taxation, 1959
- Henry Simons, Personal Income Taxation, 1938

大規模民営借家の供給抑制要因

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 河 崎 紀 成

我が国の民営借家市場は、ワンルームマンションに代表される小規模民営借家が多く、いわゆるファミリー向けの大規模民営借家の供給が少ない。この理由を明らかにすることは、今後の民間賃貸住宅政策を考える上で重要な課題である。

大規模民営借家の供給が少ない理由として、岩田（1977.a）や福井（1994）は借地借家法による正当事由制度や継続賃料抑制主義の判例が家主にとって働くため、借地借家法がない場合と比較して供給量が減少するというものである。これに対して森本（1993）（1996.a）は借地借家法によって大規模民営借家の供給が抑制されているとすれば、小規模民営借家に比べて大規模民営借家の単位家賃が高くなっているはずである。しかし実際にはそのような事実は確認できない。また、キャピタルゲイン取得期待、持家優遇税制、住宅金融拡大など持家を取得する方が大規模民営借家を借りるよりも有利な状況であったことから、そもそも大規模民営借家に対する需要が少なかった。したがって、借地借家法が大規模民営借家の供給を抑制しているのではないという反論を行っている。

本稿の第 1 の目的は、このような借地借家法をめぐる論争を踏まえ、従来の論争において見落とされていた点を明らかにすることにある。具体的には民営借家の回転率である。

借地借家法をめぐる論争では、「大規模民営借家＝回転率低い」、「小規模民営借家＝回転率高い」という前提であった。これは大規模民営借家では酀要層がファミリー中心であるため定住性が高まり、小規模民営借家では学生など若年世帯が多く居住するため回転率が高まるという先入観があったと考えられる。しかし、このような該識を実証するデータは従来の論争において提示されたことはない。そこで本稿では規模の増大に伴い民営借家の回転率が低下するかどうかを検討課題とした。

回転率を正確に把握するには、民営借家居住世帯を対象に膨大なサンプル数の住み替わりを長期間に渡り計測する必要がある。これを現実に行うのは不可能であるため、我が国では回転率を示すデータは存在しない。そのため、長谷川・山島（1999）により提案され計測された民営借家定住率の測定値をもとに、大規模民営借家の回転率が小規模民営借家に比べて相対的に低いかどうかを確認した。その結果、規模の増大に伴い回転率が低下するということは観察されなかった。

以上から、借地借家法仮説により大規模民営借家の供給抑制を論ずるのは誤りである。なぜなら、借地借家法仮説を主張する論者は、借地借家法による正当事由制度や継続賃料抑制主義によって「貸した住宅が長期間に渡り返還されないことや継続賃料の値上げが困難であることから、家主は定住性の高い大規模民営借家の供給を抑制する。逆に回転率の高い小規模民営借家は借地借家法の影響が少ないため供給が抑制されない」と論じている、しかし、民営借家の回転率を検討した結果、大規模民営借家と小規模民営借家の回転率は同程度であることがわかった。したがって、借地借家法仮説は現実を上手く表現する仮説とは考えられないのである。

そこで本稿の第2の目的は、借地借家法仮説に代わる大規模民営借家の供給抑制要因を探ることにある。具体的には公的借家と給与住宅の影響である。

民営借家の需給量に影響を与える要因として、(a)民営借家以外の財（公的借家・給与住宅）の影響、(b)家計の所得、(c)家計の嗜好、(d)制度的要因、(e)生産技術や建設費の変化などが考えられる。住宅金融拡大、持家優遇税制、ギャピタルゲイン取得期待やそれに伴う持家志向は(b)または(c)、借地借家法仮説は(d)に相当するだろう。これらが誤りであるのは本稿あるいは論争においてすでに明らかにされている。また(e)が大規模民営借家の供給量が少なく、小規模民営借家の供給量が多いという主要な要因とは考えにくい。なぜなら、生産技術や建設費の変化は大規模民営借家と小規模民営借家の両方に画程度の影響を与えると考えられるからである。したがって、本稿では、これまで大規模民営借家の供給抑制要因として検討されることのなかった、(a)民営借家以外の財の影響について考察することにした。

借家の供給主体は民間だけではなく、政府・地方公共団体による公的借家、企業による給与住宅がある。そこで、①大規模民営借家の存在の上に公的借家・給与住宅が供給される場合と、②公的借家・給与住宅の存在の上に大規模民営借家市場が形成される場合という2つの極端なケースを考える。その結果、後者では大規模民営借家の供給抑制要因として働くことが明らかになった。さらに、所有関係別の所得水準を検討することにより、我が国において②に当てはまるのは公団公社・給与住宅であることが明らかになった。以上の考察をもとに公団公社・給与住宅がどの程度大規模民営借家の供給に影響を与えているかを検証すると、公団公社・給与住宅のストック数が減少すれば、大規模民営借家のストック数が大幅に増加することが観察された。

したがって、公団公社・給与住宅は大規模民営借家と競合関係にあり、これが我が国の大規模民営借家の供給抑制要因であるという結論を得ることができた。

最後に、本稿では資料の制約上、局地的な公団公社・給与住宅の影響を検証することができなかった。住宅は建設された土地に固定されるため、他の財と違い移動させることができない。そのため、周辺環境や立地条件が場所によって大きく異なり、これは同一特性を持つ住宅市場が狭い範囲に限定されることを意味している。したがって、例えば通勤時間が同じような場所におけるミクロデータを使用することや、公団公社・給与住宅がなくなったため、大規模民営借家が新たに建設された事例をみることも必要である。このような詳細な分析は今後の課題である。

本稿の構成は以下の通りである。

1章では大都市圏における民営借家の規模がどのような水準にあるかを検討した。その結果、民営借家の規模は持家に比べて著しく小さく、大規模民営借家の供給が少ないことが確認された。

2章では大規模民営借家の供給が少ない理由として指摘されている借地借家法仮説を批判的に検討するため、まず2-1.において、借地借家法仮説の代表的論者である岩田(1977.a)と福井(1994)を取り上げ、借地借家法がどのように大規模民営借家の供給抑制要因として働くのか。その考え方を述べた。続く2-2.において、借地借家法仮説批判の代表的論者である森本(1993)(1996.a)を取り上げ、どういう点を批判の対象にしてきたのかを論じた。2-3.では民営借家の回転率を検討した。その結果、大規模民営借家の回転率は小規模民営借家に比べて相対的に低くないことが観察された。以上により借地借家法仮説は誤りであることを論じた。

3章では大規模民営借家の供給抑制要因として公的借家（公営、公団公社）と給与住宅の影響を

考察した。まず、公的借家・給与住宅がどのような場合に供給抑制要因として働くのかを論じ、我が国ではそれが公団公社・給与住宅において当てはまることを明らかにした。さらに公団公社・給与住宅がどの程度、大規模民営借家市場に影響を与えていたかを検証した。

最後に、では本稿で得られた新たな知見と今後の課題を述べた。

〔主要参考文献〕

- 阿部成治・岩田幸司（1997）「首都圏における民間賃貸住宅家賃の重回帰分析」『都市住宅学』19号。
- 荒川春（1973）「企業からみた企業の住宅対策—その基本的な考え方について—」『住宅』1973. 6。
- 岩田規久男（1977. a）「借地借家法の経済学的分析」『季刊現代経済』24号。
- 岩田規久男（1977. b）『土地と住宅の経済学』日本経済新聞社。
- 岩田規久男（1994）「都市住宅に対する経済学的なアプローチとは何か」『都市住宅学』8号。
- 岩田真一郎（1997）「マイクロデータによる借地借家法の計量分析：一般借家と法人限定の家賃」『都市住宅学』19号。
- 大川陸（1973）「住宅政策からみた企業の住宅対策」『住宅』1973. 6。
- 小野良二（1973）「労働政策からみた企業の住宅対策」『住宅』1973. 6。
- 金本良嗣（1992. a）「新借地借家法の経済学的分析」『ジュリスト』1992. 8。
- 金本良嗣（1992. b）『都市経済学』東洋経済新報社。
- 久米良昭（1995）「借家制度が借家市場に与える影響についての分析」『都市住宅学』11号。
- 久米良昭（1996）「借家制度が住宅市場に与える影響と住宅政策再編の方向性」『都市住宅学』14号。
- 建設省住宅局総務課、住宅整備局（1996）「公営住宅制度の改正について」『住宅』1996. 6。
- 小柳長明（1986）「貸家の増勢とその内実」『国民生活研究』第26巻第1号。
- 小柳長明（1987）「公団住宅入・退去世帯の実態とその階層性」『国民生活研究』第26巻第4号。
- 関川千尋（1993）「都市における企業の住宅対策」『都市住宅学』3号。
- 高橋進（1973）「労働組合からみた住宅闘争」『住宅』1973. 6。
- 巽和夫（1993）「賃貸住宅制度についての若干の検討」『住宅』1998. 2。
- 田中啓一（1998）「賃貸住宅と土地・都市問題」『住宅』1998. 2。
- 西川桂治（1973）「企業住宅対策の歴史とその終焉」『住宅』1973. 6。
- 長谷川洋・山島哲夫（1999）「民営借家の規模別定住率特性—首都圏の中高層・民営借家を中心として—」『日本建築学会計画系論文集』第519号。
- 八田達夫（1996）「借地借家法の定住型住宅供給抑制効果」『都市住宅学』14号。
- 八田達夫（1998）「借地借家法に関する森本分析の問題点」『住宅』1998. 10。
- 八田達夫・赤井伸郎（1995. a）「借地借家法と家賃：計量経済分析」『都市住宅学』11号。
- 八田達夫・赤井伸郎（1995. b）「借地借家法は、賃貸住宅供給を抑制していないのか？」『都市住宅学』12号。
- 八田達夫・赤井伸郎（1996）「借地借家法は、賃貸住宅供給を抑制していないのか？—固定費を考慮したケース—」『住宅問題研究』1996. 2。
- 福井秀夫（1994）「借地借家の法と経済分析（上）（下）」『ジュリスト』2. 15号, 3. 1号。
- 福井秀夫（1995. a）「借地借家の法と経済分析」『東京問題の経済学』八田達夫・八代尚宏編、東京大学出版会。
- 福井秀夫（1995. b）「住宅政策の法システム」『住宅土地経済』17号。
- 福井秀夫（1996）「借地借家法問題の学術的分析方法」『都市住宅学』14号。
- 宮尾尊弘（1995）『現代都市経済学』第2版、日本評論社。
- 森本信明（1993）「大都市圏における民間賃貸住宅の位置と家賃問題」『都市住宅学』4号。
- 森本信明（1994. a）「借地借家法によるファミリー向け賃貸住宅の供給制限効果」『都市住宅学』7号。

- 森本信明（1994. b）「借地借家法によるファミリー向け賃貸住宅の供給制限効果」『都市住宅学』8号。
- 森本信明（1994. c）『都市居住と賃貸住宅』学芸出版。
- 森本信明（1995）「単位家賃と広さ・立地問題」『都市住宅学』11号。
- 森本信明（1996. a）「わが国の持家率の高さと借地借家法」『ジュリスト』1996. 4。
- 森本信明（1996. b）「幻の八田・赤井論文批判—水面下の借地・借家法論争」『地域空間研究』第5号。
- 森本信明（1996. c）「借地借家法による強い供給制限効果は実証されたのか」『都市住宅学』14号。
- 森本信明（1996. d）「継続賃料が民間賃貸経営に与える影響—久米論文（1995）に関連して」『都市住宅学』15号。
- 森本信明（1998. a）『首都圏における大規模中高層民間賃貸住宅の実態—単位家賃・立地特性と世帯の特徴—』『住宅問題研究』vol. 14, No. 2。
- 森本信明（1998. b）「借地借家法論争における『固定費』『法人限定』問題と重回帰分析」『住宅問題研究』vol. 14, No. 2。
- 森本信明（1998. c）『賃貸住宅政策と借地借家法』ドメス出版。
- 山崎福寿（1995）「土地・住宅賃貸借市場の不完全性について」『都市住宅学』10号。
- 山崎福寿（1996）「借地借家法と相続税制が土地・住宅市場に及ぼす影響」『都市住宅学』14号。
- 山崎福寿（1997）「借地・借家法の経済分析」『住宅の経済学』岩田規久男・八田達夫編，日本経済新聞。
- 山崎福寿（1998）「森本は河を（誰を）批判しているのか」『住宅』1998. 9。
- 山島哲夫（1999）「民間賃貸住宅市場の構造に関する研究—東京圏における市場特性の分析」学位論文。
- 山島哲夫（1999）「首都圏における小規模賃貸マンション供給の要因について」『住宅』1999. 7。

戦後台湾の経済成長と中小企業の役割

——1980年代電機・電子産業部門における中小企業の輸出メカニズム——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 白坂智弘

戦後台湾経済を論じる上で、輸出の拡大を抜きにその成長は語れない。とりわけ1970年代後半から80年代中頃のGDPに対する財・サービスの輸出比率は50%を越えていた。

このような事実は開発政策の転換にその要因が求められる。すなわち1960年代以降に「輸入代替」政策の行き詰まりから、台湾では「輸出志向」政策に変更を試みた。

さらに輸出の問題に関連して議論を進めると、その担い手に注目が集まる。それは台湾経済が輸出の拡大によって大きく牽引された1980年代において、中小企業による輸出が全輸出の約半数を越えていたのである。台湾の中小企業はいかにして輸出企業として成長しえたのであろうか。その背景にある中小企業の輸出メカニズムを具体的に明らかにすることが本稿の目的である。

第1章では台湾中小企業の成長について既存の研究成果をまとめる。そこでは「市場」か「政府」というテーマにもとづき、世界銀行と劉進慶らの二つの意見に分類される。しかし両者とも中小企業の成長要因について、ある面では共通の立場にあることが明らかとなった。第2章では電機・電子産業部門に焦点をあて、中小企業の成立を述べる。同産業部門の中小企業は、戦後の農地改革と外国資本の導入をその成立契機としている。第3章ではパソコン製品を一例として、中小企業の輸出メカニズムを実証的に明らかにする。台湾中小企業によるパソコン輸出の拡大は、中小企業による柔軟な供給システムと、さらにそのシステムが文化的側面に支えられていたことが注目される。

1980年代の中小企業による輸出は全体の60%前後であった。この事実に対して既存の研究は、市場か政府のテーマにもとづく見解にまとめられる。例えば世界銀行は、台湾の中小企業が輸出で成功したのは開発政策の転換にくわえて、ミクロレベルでの中小企業政策の効果とみる。他方では劉進慶、涂照彦、ならびに石田浩によれば、台湾の中小企業は政府の「政策的保護のない放任状態で」輸出企業として成長したものと理解し、彼らは中小企業向け政策に対して、否定的な評価を示している。

実際に中小企業政策の変遷をみると、1960年代と比べて1970年代以降は法制化を通じて政策が充実していることが確認される。しかしながらその効果が問題となる。1970年代後半から80年代前半までの中小企業の資金調達先別借入金の構造では、金融機関からの借入れが同期間平均で67.8%、非制度金融からの借入れは32.2%であった。劉進慶はこのデータをふまえて、台湾中小企業の成長は政府の政策との関係が弱いとみる。しかし同じデータからは、金融機関からの借入れを積極的に評価することが可能で、それは世界銀行の見解を実証的に裏づけることにもなる。

このような立場の違いは、双方の理論的背景にもとづくと考えられる。すなわち世界銀行は新古典派経済理論にもとづいて、一方の劉進慶らは二重経済論を分析アプローチとして採用している。しかしながら彼らの理論的背景では、中小企業の輸出拡大要因について具体的な構図を明らかにすることはできない。それは両者に共通する理論的問題として、さらには市場か政府の問題設定自体へも疑問符がつけられる。

具体的に台湾の中小企業による輸出は、海外からの注文生産を基本としている。依頼主からの注文は一定期間内に中小企業でも生産可能な数量であり、したがって彼らの輸出において「市場」の性格がいかに重要であるかが理解される。また市場の変化に応じて、中小企業が相互に結びつくことで「ネットワーク」が形成され、さらには海外からの注文に中小企業がタイムリーに供給できるのも、それらが制度的要因に支えられているからである。したがって、これまでの先行研究とは異なる分析アプローチが必要とされる。

台湾中小企業の成立は、農地改革と外国資本の導入にその契機が求められる。戦後台湾では3回に分けて農地改革が実施された。その結果、戦後台湾では自作農が増大し、農業部門の生産性の向上と過剰労働力が蓄積された。この堆積した労働力を吸収するのが、1960年代以降に流入速度を速めた外国資本である。1952年から80年までの（技術提携を含めて）外国資本の流入は、産業別でみると電機・電子部門に集中し、（華僑以外の）外国人による電機・電子産業への投資は金額にして全体の48%を占めていた。台湾の労働者はこれを機会に技術を習得し、1970年代からある特定の地域に自らの企業を起こすことになる。

たとえば台湾電子工業同業会の資料によれば、同会員の電子部品メーカーの約80%が台北県・台北市を中心として北部地域に集中し、それら部品メーカーの約90%が300人未満の中小企業であった。すなわち、特定の地域に中小企業が数多く集中する「産業集積」といえる。

産業集積についての特徴は次のようにまとめられる。第一に文化的背景を基調とする「地域」に根ざしていること。第二に比較的狭い空間に企業が集まることにより、外部経済効果が発揮されること。そして最後に注目すべきは「フレキシビリティな生産」であり、海外からの注文内容に応じて、その生産に参加する「専門化」された企業数が変動することで「柔軟に」生産する仕組みが構造的に形成されている。

1980年代の第1位の輸出産業は、繊維産業から電機・電子産業へと入れ替わる。具体的には、パソコンの輸出拡大が大きく寄与したものと考えられ、そこでの中小企業による輸出が注目される。実際に、通信用電子製品輸出額について上位20社（大企業）の輸出額は1984年には全体の82.4%を占めたものの、85年には74.4%、86年の57.4%へと下落し、1988年には大企業による輸出は53.7%までその比率を下げている。裏返せば、通信用電子製品の輸出について、中小企業による輸出比率が逆に高まっているものと理解できる。したがって、ここでは通信用電子製品としてパソコン製品を例に、中小企業による輸出が拡大した要因を明らかにする。

第一に問題となるのが輸出それ自体にある。ここでは中小企業により製造された製品が、国内ではなく世界市場で販売されることに注目しなければならない。台湾の中小企業は受注生産を通じて製品「市場」の情報を入手するとともに、世界市場で販売可能な製品の品質と価格の問題を克服することができた。また受注生産に関連して受注量が問題となる。中小企業は大企業に比べて設備規模が小さいことから、一定期間に製造可能な量は少量に限られる。実際、台湾中小企業によるパソコン生産は一回あたりの注文数の少ない小ロット生産であったといわれている。

第二に前述の受注数量の問題とともに、受注製品それ自体の内容変化に対応することが重要となる。それら課題に対処するのが各企業間の分業であり、それはまた「産業集積」の内部構造である。ちなみに忘れてはならないのが仲介業者の存在であり、台湾では数多くの中小商社が確認され、調整役として大きな役割を担っている。

集積外部からの注文に応える「分業」とは中小の独立企業が一時的なグループを形成し、海外の買い手から注文を受けた製品組み立てを協力して行うのである。そこではグループ内の一番大きな企業が基本的には最終的な組立工程を担当し、注文数量や製品の複雑さに応じて、各企業が完成品の一部分を下請けで組立生産する。B. レヴィ＝W. クオによれば、台湾のパソコンメーカーの中には、独立の商社からすべての部品を調達するばかりではなく、プリント済みの集積ボードに電子部品を組み込む作業や、キーボード組立作業において極めて重要な工程を下請け生産する中小メーカーがあったといわれる。

したがってパソコン製品の事例から、それぞれの中小企業が得意とする特定の作業工程を担っていることが明らかである。それは言い換えれば各企業が「専門化」することで、外からの注文に対してタイムリーに生産し供給に応じていることを意味する。また、そうした工程上の細分化にもとづく「専門化」は初期投資を少なくさせ、注文数量の問題にくわえて、中小企業の創業とその後のフレキシブルな生産活動を大きく支えるのであった。

そして各中小企業を支援するのが「生産およびマーケティングに関するネットワーク」と「投資ネットワーク」である。前者のネットワークは、事業主に生産する製品を配分するとともに、その生産についてパートナーを提供し、注文量に応じる機構である。そこで中小企業の事業主は、注文を受けた製品の製造方法と販売についての情報を低コストで入手することが可能となる。後者の投資に関するネットワークは、中小企業が政府系銀行や在台的多国籍企業のように国外の資金に頼れないことにその出発点がある。台湾の中小企業は、大部分の資金を無担保ローンを通じてインフォーマル・セクターから借り受け、事業の円滑化を図るのである。そしてこれら二つのネットワークを総括するのが、人的つながりとしての、G. ハミルトンのいう「関係（グァンシ）ネットワーク」である。

ここでの「関係」とは「特定の個人と個人の間に存在するなんらかの特殊な結びつきを意味」し、台湾中小企業が地縁・血縁にもとづくアイデンティティを共有することを経済的な取引の基底においている。したがって「関係ネットワーク」における「個人」とは、「西洋のような対自化された強い自己」ではなく、「日常的な可視的關係」の中に組み込まれた「自我」を前提とすることから、いわば西洋とは異なる伝統的な価値体系にもとづいた中小企業の営利活動といえる。

さらにはその地縁・血縁にもとづく「関係」は「華人ネットワーク」として国外へと拡がり、中小企業の輸出に大きな機能を果たしたのであった。実際に黄欽勇によれば、1980年代に台湾中小企業によるパソコンの輸出が成功したのも、それはアメリカ在住の華人販売業者が活躍したことを指摘する。

したがって1980年代後半に台湾中小企業によるパソコン製品の輸出が拡大したのも、それは市場の特徴として小ロットの受注生産であったことにくわえて、市場の変化に対応するフレキシブルな生産構造に支えられたからである。さらには、その構造内部の企業間の結びつきが、地縁・血縁にもとづく文化的側面に強く支えられていたことは、「市場」が社会の中に埋め込まれていたこと（Embeddedness）を意味する。

本稿では台湾中小企業の輸出メカニズムを構造的に明らかにしてきた。そこでは外国資本の導入に伴う、技術的習得機会に恵まれた中小企業が海外からの注文を起点に、中小企業がその注文内容に応じて、互いに協力して行うフレキシブルな生産が確認された。またこのような生産シス

テムは、伝統的価値観にもとづく「関係ネットワーク」に強く支えられ、それは国内のみならず海外へと広がる「華人ネットワーク」として、台湾中小企業の輸出拡大に大きなプラスの効果をもたらした。

既存の研究成果では、世界銀行の立場と劉進慶らの見解に一つの終着点を見るが、彼らは中小企業の輸出要因を構造的に明らかにすることはできなかった。なぜなら劉進慶らの「二重経済」論では「過度に社会化された（Over-socialized）」階級モデルにもとづくために、中小企業の相互連関を具体的に明らかにする分析アプローチをもちえなかったからである。また世界銀行は新古典派経済理論にもとづき、彼らの「過小に社会化された（Under-socialized）」基本モデルでは、中小企業の営利活動が伝統的な文化的側面に支えられていたことを説明することはできなかった。

いずれにせよ、台湾経済において今後とも中小企業が大きな役割を果たすものと予想される。ただし本稿で明らかにした中小企業の営利活動が引き続き、旧来からの「伝統的」な文化に支えられるとすれば、それが台湾社会の発展、さらには世界全体の発展に向けて望ましいものといえるか疑問の残るところである。

〔主要参考文献〕

- 朝元照雄〔1999〕『台湾の中小企業と経済発展—中小企業政策と政府の役割—』財団法人交流協会日台交流センター歴史研究者交流事業報告書。
- 石田 浩〔1999〕『台湾経済の構造と展開—台湾は「開発独裁」のモデルか—』大月書店。
- 伊丹敬之・松島茂・橘川武郎編〔1998〕『産業集積の本質』有斐閣。
- 岡本義行〔1997〕「知識集約型産業集積の比較分析」（清成忠男・橋本寿朗『日本型産業集積の未来像』日本経済新聞社）。
- 川上桃子〔1998〕「企業間分業と企業成長・産業発展—台湾パーソナル・コンピュータ産業の事例—」『アジア経済』第34巻12号。
- 交流協会〔1985〕『台湾の電子部品産業』財団法人交流協会。
- 交流協会〔1988〕『台湾の電子部品工業』財団法人交流協会。
- 斉藤 優〔1981〕「日・台間の技術移転問題—技術移転の仕組み、メカニズムと政策—」『世界経済評論』Vol. 25, No. 5。
- 佐藤幸人〔1989〕「直接投資の受入れと経済発展」（谷浦孝雄編『アジアの工業化と直接投資』アジア経済研究所）。
- 佐藤幸人〔1996〕「台湾の経済発展における政府と民間企業」（服部民夫・佐藤幸人編『韓国・台湾の発展メカニズム』アジア経済研究所）。
- 世界銀行（白鳥正喜監訳）〔1994〕『東アジアの奇跡』東洋経済新報社。
- 隅谷三喜男・劉進慶・涂照彦〔1992〕『台湾の経済 典型 NIES の光と影』東京大学出版会。
- 園田茂人〔1991〕『「関係主義」社会としての中国』（野村浩一・高橋満・辻康吾編『もっと知りたい 中国Ⅱ』弘文堂）。
- 黄 欽勇〔1996〕『電腦大国 台湾の奇跡』アスキー出版。
- 中小企業研究所（中小企業事業団中小企業大学校）編〔1981〕『アジア中進国の工業化とわが国中小企業』。
- 涂 照彦〔1988〕「台湾経済における市場構造と巨大企業の地位」（国際経済学会編『国際化の進展と企業活動』世界経済研究協会）。
- 原洋之介〔1996〕『アジア・ダイナミズム』NTT出版。
- マイケル J. ビオリ／チャールズ F. セープル（山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳）〔1993〕『第二の産業分水嶺』筑摩書房。

- 水橋佑介 [1997] 「台湾電子工業立国への40年」『交流』交流協会, No. 558.
- 水橋佑介 [1998] 「台湾電子工業50年の歩み」『交流』交流協会, No. 587.
- 水橋佑介 [1999] 『電子立国台湾—強さの源流をたどる—』ダブリュネット。
- 劉 進慶 [1975] 『戦後台湾経済分析』東京大学出版会。
- 劉 進慶 [1989] 「台湾の中小企業問題と国際分業—その華商資本的性格に関する一考察—」『アジア経済』第30巻12号。
- B. Levy & Wen-Jeng Kuo [1991], “The Strategic Orientation of Firms and the Performance of Korea and Taiwan in Frontier Industries: Lessons from Comparative Case Studies of Keyboard and Personal Computer”, *World Development*, Vol. 19, No. 4.
- Gary G. Hamilton [1997], “Organization and Market Processes in Taiwan’s Capitalist Economy, in Marco Orrù, Nicole Woolsey Biggart, G. Hamilton, *The Economic Organization of East Asian Capitalism*’, SAGE Publications.
- Mark Granovetter [1985], “Economic Action and Social Structure: The Problem of Embeddedness”, *American Journal of Sociology*, Vol. 91, No. 3.
- Robert Wade [1990], *Governing the market*, Princeton University Press. (序章から第4章, 第10章から第11までは長尾伸一・畑島宏之・藤縄徹・藤縄順子訳『東アジア資本主義の政治経済学』同文館, 2000年。)
- Sam Oct Park [1996], “Networks and embeddedness in the dynamic types of new industrial districts”, *Progress in Human Geography*, Vol. 20, No. 4.

中小企業の事業承継支援税制の拡充に関する研究

——非上場株式の評価に焦点を当てて——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 谷 孝 浩

構造的不況に陥っている日本経済が、構造改革を推進し経済再生を図る上で、大企業よりも、機動性、柔軟性を有する中小企業の活躍に大きな期待が寄せられている。しかし、事業経営者が死亡した場合の相続税負担が、中小企業の後継者への円滑な事業承継の阻害要因となっている。特に換金性のない非上場株式の評価については、従来から問題があるとされてきた。そこで、非上場株式の評価のあり方を中心として、事業承継時における相続税課税の改革の方向性を明らかにするのが、本稿の目的である。

第1節の「日本経済における中小企業観の転換」では、中小企業論的視点から、中小企業の重要性和期待される役割を明らかにした。日本は中小企業の国であるといわれており数多くの中小企業が産業集積を形成し、その集合体としての集積が全体として個々の企業の単純和を超えた効果、機能をもっている。中小企業の巨大な集合が少数の大企業が集まっただけではおよびもつかない複雑な機能を果たし、また柔軟に変化していくことにより、経済発展に寄与してきた。さらに昨今は、日本経済が構造改革を推進する上で、大企業に比して機動性、柔軟性を有する中小企業に大きな期待が寄せられている。ところが近年、中小企業の廃業率が開業率を上回り、開業率の逆転現象が生じている。こうした状況の下、99年5月、中小企業政策審議会答申が公表されたが、そこでは、経済的弱者とする従来の中小企業観とは180度異なり、中小企業を「日本経済のダイナミズムの源泉」として積極的な役割が期待される存在と位置づけられている。このような中小企業を税制の面から支援するためにも、事業承継支援税制の拡充が急がれるべきであると考えられる。

第2節の「事業承継税制とその問題点」では、相続税の課税理念と、相反する事業承継税制の理念について論じ、中小企業の事業承継に対する相続税課税の問題点を明らかにした。相続税の課税理念は「財産承継」であり、私的財産を死亡時に清算し社会に還元するという、一般個人の相続財産に対する課税の理念としてはそれなりに妥当性を有するが、ゴーイング・コンサーンとしての永続性をもって事業経営を行わなければならない事業承継に対する課税の理念としては、きわめて妥当性を欠いている。従来から、相続税が中小企業の事業承継に及ぼす実態が把握されていないという批判があったが、99年12月に大蔵省から公表された『事業経営者に係る相続税の実態調査』における納付税額及び税負担割合から、事業承継時の相続税負担が過大となっているのが明らかにされた。

第3節の「非上場株式の評価」では、株式評価の基礎理論と評価方式の諸類型について議論を展開した上で、日本とアメリカの評価方式を比較検討し、日本の相続税評価方式の歪んだ現状を明らかにした。株式評価を論ずる際には、求めるべき価値は何であるかという価値論が展開されるが、非上場株式の評価については、保有主体の要素を考慮した客観的価値により、評価すべきである。非上場株式の評価方式としては、種々の方式が存在するが、日本の相続税においては、「類似業種比準価額方式」、「純資産価額方式」、「配当還元価額方式」の三方式が採用されており、

『財産評価基本通達』に基づいてこれら三方式により、画一的にその評価額が計算される。これに対し、アメリカの連邦遺産税では、個々の事案ごとに、納税者の判断により例示されているいくつかの関連評価要素を考慮して評価される。非上場株式は換金性のない財産である以上、その評価方式を硬直化させるのは妥当ではなくアメリカ方式の方が優れているといえよう。そもそも、非上場株式の評価は、国会の審議を必要としない通達によって規定されているが、国税庁が独自に改正することができ、確固たる事業承継の理念とは乖離した状況にある。さらに、類似業種比準価額方式において、評価会社と類似会社との類似性が担保されていないという問題や純資産価額方式は企業の継続を前提としていないという問題もある。

第4節の「事業承継税制拡充の必要性和そのあり方」では、中小企業と農業に対する事業承継税制とを比較検討した上で、中小企業の事業承継税制の必要性を明らかにし、「多元的総合的評価システム」と「納税猶予制度」を提唱した。事業承継税制問題は、当初、農業の問題として提起され、74年に農地については納税猶予制度が設けられ、その後、他の事業部門からも、事業承継支援制度の導入を求める声が強くなったのである。たしかに、確固たる根拠なく事業承継の故に、特別扱いをすることは、市場に政府が介入することであり、市場原理主義の見地からは効率性を阻害し、むしろ新たな不公平税制を生み出してしまうことにもなりかねないとする見解もある。しかし、市場原理主義はけっして万能ではなく、日本経済を再生させるための構造改革を推進する上で、ダイナミズムの源泉として重要な中小企業を政策により保護することはやはり必要であろう。中小企業の円滑な事業承継を可能とすることは、社会全体の利益の向上に繋がると考えられる。そこで、中小企業の事業承継税制として、非上場株式の評価に収益還元方式を導入した上で「多元的総合的評価システム」を構築するとともに、相続税の納税猶予制度の創設を提唱する。事業承継時における非上場株式の取得は経営参加に目的があり、企業の継続を前提とした企業収益力に最大の関心がおかれており、その取得の目的に応じて評価する収益還元方式が最も妥当性が高い。そこで、現行の評価方式に加えて、収益還元方式を導入した上で、類似業種比準価額、純資産価額、収益還元価額、配当還元価額の四方式について、個々の事例に応じたウェイトを付して評価する多元的総合的評価システムを提唱する。

農業については農業基本法により、国家の政策として家族農業経営の細分化の防止が定められており、納税猶予制度が設けられているが、中小企業の事業については、そのような実定法上の規定は存在しない。しかし、日本経済のダイナミズムの源泉としての中小企業の事業承継を円滑化させるために納税猶予制度を設けることは、社会的にも意義があると考えられる。たしかに、全ての中小企業に対し、納税猶予制度を適用するのは弊害が多いだろう。国家的、社会的立場からその存続が必要とされる中小企業に限って、適用すべきである。その区分は、複雑な問題であり今後の議論を必要とするが、例えば、イノベーションの担い手としての活発性、雇用創出に果たす役割、環境保全に対する配慮等の中小企業に期待される役割を考慮して、決定すべきであろう。

〔主要参考文献〕

〈書籍〉

- ・ 青山和正『解明 中小企業論』同友館、1999年

- ・有田辰男『戦後日本の中小企業政策』日本評論社，1990年
- ・井口幸英『中小企業の事業承継と税務』中央経済社，1983年
- ・伊丹敬之，松島茂，橘川武郎編『産業集積の本質』有斐閣，1998年
- ・大蔵省主税局『事業経営者に係る相続税の実態調査』1999年12月
- ・大野正道『中小会社法の研究』信山出版社，1997年
- ・大野正道『企業承継法の研究』信山出版社，1994年
- ・金子勝『セーフティーネットの政治経済学』ちくま新書，1999年
- ・北野弘久『現代企業税法論』岩波書店，1994年
- ・佐和隆光『市場主義の終焉』岩波新書，2000年
- ・清成忠男，田中利見，港徹雄『中小企業論』1996年
- ・塩崎潤『この頃の中小企業の承継と相続税を考える』今日社，1993年
- ・関俊彦『株式評価論』商事法務研究会，1983年
- ・高橋義雄『非上場株式の評価・鑑定の理論と実務』清文社，1994年
- ・建部好治『上場・非上場株式評価の基礎理論と具体例』2000年
- ・富岡幸男『中小企業の事業承継と税制』ぎょうせい，1982年
- ・中小企業庁計画部振興課編『事業承継と相続税』同友館，1983年
- ・中小企業庁『中小企業政策審議会答申』1999年9月
- ・日本公認会計士協会編『株式等鑑定評価マニュアル』1993年
- ・日本商工会議所『事業承継円滑化のための税制措置に関する要望』1997年～1999年分
- ・畑下辰典，沖見圭祐，堤哲，西浦康邦共著『非上場会社の株式評価』清文社，1978年
- ・本庄資『アメリカ税制ハンドブック』東洋経済新報社，1987年
- ・右山昌一郎『事業承継対策』中央経済社，1996年
- ・右山昌一郎『改正 事業承継税制』同友館，1983年
- ・水野正一編『資産課税の理論と課題』税務経理協会，1995年
- ・ハツ尾順一『経営者のための自社株式評価と事業承継対策』財經詳報社，1991年
- ・山田淳一郎『自己株式取引の法律・会計・税務』中央経済社
- ・吉松希四郎『事業承継の税務—事業・財産の譲り方の実務—』大蔵財務協会，1983年

〈雑誌論文〉

- ・江頭憲治郎「取引き相場のない株式の評価」『法学協会百周年記念論文集第三巻』法学協会，1983年
- ・金子宏，尾崎護，宮島洋「特別対談 税制改革の課題と方向」『税経通信』2000年1月号
- ・川中正太郎「中小企業事業承継税制に関する報告書について」『商事法務』1981年6月号
- ・河本一郎，江頭憲治郎，生田治郎，中祖博司，川口勉，新井喜太郎「非公開株式の評価をめぐる問題」『別冊商事法務』1988年 No. 101
- ・小池正明「相続税制の問題点と改革の視点」『税研』2000年9月号
- ・坂本光司「中小企業基本法改正の方向と企業継続支援税制の視点」『税理』1999年 No. 14
- ・品川芳宣「財産評価基本通達改正の背景とその論点」『税理』2000年 No. 10
- ・武昌昌輔「中小企業事業承継税制に関する報告書の問題点について」『会計』1981年10月号
- ・田中一穂「資産課税を巡る諸問題について」『租税研究』2000年6月号
- ・富岡幸男「事業承継税制の歪んだ現状とその改革展望」『経理研究』2000年43号
- ・原口孝「事業承継等に関するアンケート調査結果について」『税経通信』2000年2月号
- ・山田卓司「中小企業における事業承継等に関する一考察」『商工指導』1999年 No. 465-1
- ・山本守之「非公開会社の株式評価に関する法人税基本通達の変遷」『税理』1994年 No. 3

〈外国文献〉

- J. Bonbright, The Valuation of Property vol. I, II, 1937年
- G. McCarthy & R. Healy, Valuing a Company, 1971年, 121頁
- D. Harnack et. al, Valuation of Closely Held Business, 1973年, 13頁

フリンジ・ベネフィット課税の現状と課題

——給与住宅家賃に対する課税を中心として——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 田 端 美穂子

税制のあり方を示す最も重要な租税原則は、一般に「公平」「中立」「簡素」の3点に集約される。なかでも、公平な税制を遵守するためには課税ベースを広く取り、これが侵食されない税制が施行されなければならない。ところが我が国で課税ベースが侵食され、その結果もたらしている例はいくつかあるが、その中に一般に現物給与と称されるフリンジ・ベネフィット（以下FBと略す）への課税問題がある。FB課税の問題点の指摘は従来からされているが、にもかかわらず、現在に至るまで未だ抜本的な改革が実現しておらず、現行税制では実質的に垂直的・水平的不公平をもたらしている。そこで本稿では以上の問題意識をもってFB問題に関する従来の論文の論点を整理し、その限界を探ると共に、実行可能性を有した改革案を具体的に提示し、改革案実行後に予想される効果を検討した。

第1節「FB課税についての先行研究」では、今までに議論されたFB課税に関する問題点と、その結論について検討した。1. FBの概念、2. FBの現状と変化、3. FB課税の現状、4. 現行FB税制の問題点、5. FBタックスの5つの論点にまとめられる。その結果、従来の論文では①FBは春闘で決定される賃金とは異なり企業の裁量により決定されるため、企業規模間、業種間、所得階層別により水平的、垂直的格差が存在すること。②FBによる報酬の支払いは現金給与による支払いに比べ、従業員の企業への帰属意識を強め、転職を抑制する効果をもつため、労働力の流動性を阻害するなど、経済に与える影響が大きいこと。③FBは我が国の現行税制上、包括的に所得とみなし、課税されるべきであるのに実際はそのほとんどが非課税であり、租税回避、税収漏れの原因となっていること。④課税ベースの侵食問題への対応、公平な税制の構築、資源配分の効率性を保つためにFB課税は強化されるべきであること。以上の4点については論者全体で共通しているが、⑤個人所得課税と法人課税のどちらを採るべきかという議論については、見解は一致していない。すなわち、法人への課税は徴収コストを低く抑えることが可能であり、徴収方法としては簡便であるから法人企業に課税するという見解と、企業課税方式では受益者間の不公平是正に不十分であることから不適格であるという意見があり、後者のほうが有力であるということが明らかとなった。

既存の論文では以上の論点が議論されているにもかかわらず、なぜ現行税制では非課税放置されているのかが明らかにされていない。しかも、理想論、一般論に終始し、実行可能性のある改正案が示されていなかったこと、課税強化されることによるメリットの大きさが具体的に示されたものがないうえに説得力に欠けていることを示した。

第2節「FB課税改革困難の理由」では、第1節で検討したような問題点が、多くの社会科学者により議論されているにもかかわらず、なぜ未だに抜本的な改革が実行されていないのかを探った。その原因としては次の5点が指摘できる。第1に、FBは、評価が困難なものや、評価は容易だが換金性や選択性に乏しいもの、受給者にとって経済的価値は高いが支給者にとって追加的費用を要しないもの等、個別に異なる特質を有していることが多いことからその受益額の評価

が困難であるため、これに起因する不公平の存在を全給与所得者自身が認識できていないこと。第2に、FB 非課税であることにより、従業員（社会保障税、所得税負担の軽減）、企業（労働費用の削減、所得制限の回避、従業員の定着率の向上）、政府（徴税実務上の困難性、特定の産業への悪影響、政策立案に関与する公務員がFB から受ける便益が非常に大きいこと）それぞれにメリットが存在すること。第3に、FB 課税を強化するという事は給与所得に関して現行以上にさらに捕捉率を高め、給与所得者に税負担の強化を強いるものであるから、クロヨン問題を意識する給与所得者の圧倒的多数の同意を得る必要があるが、そのためには、自営業者、商工業者、農民等の所得捕捉率を根本的に引き上げることが不可欠となり、現行徴税技術体制の抜本的な改革や給与所得者の申告納税問題にまで波及せざるを得ない。しかし、このことは源泉徴収のメリットに大きく依存している現行体制を根底から揺るがせることになりかねない。第4に、政策目的にかなう特定の給付（従業員持株会の育成、個人年金制度の拡充等政策目標の実現にFB の提供が役立つ場合には、政府は税収が減少してもFB 課税を優遇する）があること。第5として、こうした限界を突破する改革を促進する大きな社会的勢力が存在しないことが考えられた。

第3節「FB 税制の設計」では、現行制度の改正すべき点を挙げ、特に給与住宅に関して具体的に改革案を示した。①FB の評価方法は受給者価値基準法、コスト基準法、時価基準法、標準価値法の4つの水準からそれぞれFB の性質により計測すること、②課税方法として、主要なFB 項目は具体的に取り扱い方法を規定するポジ・リストを併用した、ネガ・リスト方式を採用すること、③徴収方法は、個人所得課税・源泉徴収納税とすることを挙げ、給与住宅に関しては現行制度の給与住宅家賃の基準となる固定資産税評価額と、所得税基本通達の見直しが必要であることを明らかにした。また、それらの改正案は将来的に我が国で実行可能性のあるものかを検討すべきであり、担税者の納得を得るためにも実際データによる具体的な数値の算定が必要不可欠であることが分かった。

最後に、住宅統計調査報告のデータよりFB 課税強化が、実行できればどれほど多くの効果があるのかを算定した。給与住宅と一般住宅における家賃の差は、年間総額1兆4000億円であり、給与住宅は選択の制限や労働市場での移動性の制約等、不効用をもたらすことを考慮し、その8割をFB として捉えると、1兆900億円の便益があると考えられる。社宅を供与しうる企業における従業員の平均給与額は、標準世帯の平均給与額を上回ると考え、限界税率を20%と仮定すると、2180億円の税収増が見込まれる。これを再分配（定額減税）すれば、給与所得者全体に恩恵がある、これにより、給与所得者に対し、具体的な数値から説得力のある課税強化案を提示できた。FB 捕捉についての納得を得、実行可能性を有し、所得税の持つ所得再分配効果を高めることができる改革案であることが実証された。

以上の考察により、現行税制によるFB 課税が回避された状態を改善し、我が国における所得税制が多様なFB を、確実に所得として捉えることができる公平性を備えた税制にされなければならないと考える。

〔主要参考文献〕

〈雑誌文献〉

石島弘「フリンジ・ベネフィットの課税問題」『税経通信』第144巻第5号、1989年5月。

- 石島弘「フリンジ・ベネフィット—現物給与の検討を中心として—」『租税法研究』第17号，1989年10月。
- 石島弘「租税法から見たフリンジ・ベネフィット課税」『税経通信』第145巻第14号，1990年11月。
- 石島弘「わが国フリンジ・ベネフィット課税の問題点と課税方法の検討」『税経通信』，1994年12月。
- 井出文雄「税制体系の見直しと基本理念」『税経通信』第140巻第7号，1985年7月。
- 伊東稔博「従業員に対するフリンジ・ベネフィット課税」『税経通信』第145巻第14号，1990年11月。
- 牛島正「公平・中立・簡素と消費税の見直し」『税経通信』第140巻第2号，1985年2月。
- 内川澄男「福利厚生費の調査と隣接税務」『税経通信』第149巻第15号，1994年12月。
- 石山昌一郎「給与としない経済的利益」『税理』第27巻第1号，1984年1月。
- 大浦一郎「諸外国の実施状況 ニュージーランド・オーストラリアの場合」第156巻第14号，1995年11月。
- 菊池幸雄「カフェテリアプランの税務上の取扱いについて」『税経通信』第151巻第24号，1996年12月。
- 吉良実「経済的利益の供与課税をめぐる最近の動向とその行方」『税理』第33号，1990年3月。
- 五嶋陽子「アメリカにおけるフリンジ・ベネフィットと税制」『三田学会雑誌』第89巻第3号，1996年10月。
- 斎藤奏「土地の貸借」『税経通信』第147巻第12号，1992年10月。
- 柴田秀樹「資産の譲渡・譲受け等」『税経通信』第147巻第12号，1992年10月。
- 渋谷雅弘「税務審議—交際費課税のあり方—」『税研』，1998年。
- 杉尾茂茂「フリンジ・ベネフィットを巡る事実認定事例」『税経通信』第145巻第14号，1990年11月。
- 鈴木雅博「福利厚生費の損金性」『税法学』第538号，1997年4月。
- 武田昌輔「交際費課税のあり方」『税経通信』第140巻第7号，1985年7月。
- 武田昌輔「フリンジ・ベネフィット課税を巡る問題点」『税経通信』第145巻第14号，1990年11月。
- 田中嘉昭「住宅の貸与等」『税経通信』第147巻第12号，1992年10月。
- 田中嘉昭「資産の貸借・譲渡等を巡るフリンジ・ベネフィット」『税経通信』第150巻第14号，1995年11月。
- 富岡幸雄「交際費と隣接費用の幅」『税経通信』第140巻第9号，1985年9月。
- 中村義人「渡切交際費等，寄付金」『税経通信』第147号第12号，1992年10月。
- 成道秀雄「各国の交際費課税制度」『ぜいけん』，1994年4月。
- 日経ビジネス「社宅は誰のものか」『日経ビジネス』，1995年9月11日号。
- 畠山武道「追加的給付（fringe benefits）に対する課税の動向」『ジュリスト』第850号，1985年12月。
- 平石雄一郎「フリンジ・ベネフィットの課税強化の論理」『税経通信』第140巻第12号，1985年12月。
- 平石雄一郎「フリンジ・ベネフィット課税の概要と課題」『税経通信』第147巻第12号，1990年10月。
- 平石雄一郎「オーストラリアの税制—93年度改正を含めて—」『租税研究』第528号，1993年10月。
- 平川忠雄「役員の付け廻し的費用」『税経通信』第147巻第12号，1992年10月。
- 平川忠雄「交際費を巡るフリンジ・ベネフィット」『税経通信』第150巻第14号，1995年7月。
- 平山昇「旅費，交通費等，海外渡航費」『税経通信』第147巻第12号，1992年10月。
- 升本和美「外国人におけるフリンジ・ベネフィット」『税経通信』第150巻第14号，1995年11月。
- 松田信彦「金銭の貸借」『税経通信』第147巻第12号，1992年10月。
- 宮野清「旅費・交際費等を巡るフリンジ・ベネフィット」『税経通信』第150巻第14号，1995年11月。
- 三和彦幸「貸付金の返済免除，借入金の肩代わり等」『税経通信』第147巻第12号，1992年10月。
- 山内直人「会社人間脱出を阻むフリンジ・ベネフィット」『エコノミスト』，1993年1月12日号。
- 山内直人「フリンジ・ベネフィット課税の経済分析」『日本労働研究雑誌』第429号，1995年12月。
- 山下和久「日本企業とフリンジ・ベネフィット課税」『経済研究』，1994年3月。
- 山本守之「役員に対するフリンジ・ベネフィット課税」『税経通信』第145巻第14号，1990年11月。
- 山本守之「従業員社宅を巡るフリンジ・ベネフィット」『税経通信』第150巻第14号，1995年11月。
- 吉牟田勲「諸外国のフリンジ・ベネフィット課税の現状」『税経通信』第145巻第14号，1990年11月。
- 吉牟田勲「フリンジ・ベネフィット課税制度論」『税経通信』第150巻第14号，1995年7月。
- 米原淳七郎「オーストラリアの税制」『租税研究』1997年4月。

勤労者在宅協会「企業の住宅対策はどう行なわれているか」『労務時報』1988年5月。

〈単行本〉

- 跡田安信『日本型社会と税制 フリンジ・ベネフィットと税制』労働問題リサーチセンター，1993年。
- 飯野邦彦『所得税の理論と政策課題』税務経理協会，1997年。
- 石島弘『所得税の理論と課題』税務経理協会，1996年。
- 牛嶋正『租税の政治経済学 21世紀の成熟社会にむけて』有斐閣，1990年。
- 碓井光明『所得課税の研究』有斐閣，1991年。
- 内田実『企業における福利厚生と税務』新日本法規，1991年。
- 内山昭『「会社主義」と税制改革』大月書店，1996年。
- 岡田義晴『福利厚生税百科』労務経急所，1996年。
- 角田豊『社会保障法【新版】』青林書院，1994年。
- 金子宏『租税法』弘文堂，1993年。
- 北野弘久『現代税法の構造』勁草書房，1972年。
- 木村弘之亮『企業課税の理論と課題』税務経理協会，1995年。
- 慶谷淑夫『労働・社会保険法の基礎知識』労働法令協会，1987年。
- 梶光彦『フリンジ・ベネフィット課税の研究』税務大学校，1994年。
- 五嶋陽子『フリンジ・ベネフィット税制 アメリカを事例として』日本財政学会，1992年。
- 坂本重雄『社会保障改革』勁草書房，1997年。
- 島田信義『給与住宅・福利・共済』総合労働研究所，1972年。
- 田中明『企業福祉論』北大路書房，1996年。
- 戸谷裕之『日本型企业課税の分析と改革』中央経済社，1994年。
- 富岡幸雄『税務会計体系 第3巻税務費用会計』ぎょうせい，1984年。
- 富岡幸雄『税務会計論講義』ぎょうせい，1996年。
- 日向寺純雄訳『課税の経済学』勁草書房，1996年。
- 藤田至孝『企業福祉新展開の理念と実際』労務研究会，1984年。
- 藤田至孝『生涯総合福祉プラン』産業労働調査会，1985年。
- 藤田晴『所得税の基礎理論』中央経済社，1992年。
- 松沢智『租税実体法—法人税解釈の基本原則—』中央経済社，1988年。
- 松沢智『租税法の基本原則』中央経済社，1989年。
- 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社，1986年。
- 宮島洋『税制改革の潮流』有斐閣，1990年。
- 宮島洋『企業福祉と税制』日本税務研究センター，1991年。
- 宮島洋『高齢化時代の社会経済学』岩波書店，1992年。
- 村上雅子『社会保障の経済学』東洋経済新報社，1984年。
- 山本守之『租税法要論』税務経理協会，1993年。
- 山本守之『交際費要税の論点』中央経済社，1993年。
- 横山彰『企業課税の理論と課題』税務経理協会，1995年。
- 和田八束『税制改革の理論と現実』世界書院，1997年。

〈洋書文献〉

- Brown, Charles, "Notes : Federal Income Taxation of Employee Benefits," *Harvard Law Review*, Vol. 89, No. 6, April 1976.
- Simon James & Christopher Nobes, *The Economics of Taxation*, 4th ed., Prentice Hall, 1992.
- Sargent, M. & Sargent, J. *Taxation of Finge Benefits*, 2nd ed., 1988.

OECD, *The Taxation of Fringe Benefits*, 1988.

クロスボーダー取引における消費課税のあり方

——国際電子商取引への対応を中心に——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 土 屋 政 広

グローバル化・電子化・情報化の流れを背景とする現代の経済社会の中で電子商取引は目覚ましい成長を遂げており、経済発展への新たな可能性につながることを期待されている。しかし同時にその急速な発展は国際課税システムに深刻な影響を及ぼす。特に消費課税を課すことの困難性は、税収に占める付加価値税（Value Added Tax: VAT）の割合が高いEUを中心として、既に顕在化しており大きな議論を呼んでいる。クロスボーダー取引に消費課税を課す際、現行制度の下ではB to C（Business to Consumer）サービス取引に課税できない。この欠陥は以前から認識されてきたものの、取引量が少なく税収に与える影響も僅かであったために、これまで深刻な問題として捉えられてこなかった。ところが電子商取引はこうした分野を急激に増加させる潜在力を秘めているため、その発展に伴い問題が顕在化することとなったのである。電子商取引の成長速度を顧みれば、現行制度の見直しを早急に図らねばならない。本論文では以上の事実を踏まえ、B to C サービス取引、ひいては電子商取引に適正な課税を行うための方法について考察することを目的とした。

第1章「国際消費課税の基本原則」では、現行制度の実態について論じ、問題の所在を明らかにした。クロスボーダー取引に課税する際、基本的問題となるのは売り手の属する生産地国、買い手の属する消費地国のどちらに課税権を与えるのかということであるが、この管轄地を決定する方法として①「仕向地原則」と②「原産地原則」が存在する。①は消費地国に課税権を与え、財・サービスの輸入時に税関で課税する方法、②は生産地国に課税権を与え、財・サービスの輸出時に課税する方法であり、このうち①が採用されている。世界各国の税率が一律でない限り、②を採用することは国際価格競争の条件を歪めるため適当ではなく、国際競争における中立性の観点から①の採用は妥当といえる。しかし、①は税関で取引を補足できることが課税の前提条件となるため、サービス取引への課税が困難という欠陥を持つ。このうちリバースチャージ（事業者の自己申告納税制度）により課税が可能となるB to B（Business to Business）取引を除けば、結果として現行制度の下ではB to C サービス取引に課税する術がない。この本質的欠陥が電子商取引への課税を困難ならしめる根源となっている。

第2章「電子商取引の概要」では電子商取引に関する各種報告書を基に課税の方向性を明らかにした。OECD 報告書『電子商取引：課税の基本的枠組み』（1998年）によれば、電子商取引課税の基本的方針として租税中立性の原則が掲げられている。ここでいわれる中立性とは電子商取引を伝統的な商取引と比べ、課税上有利にも不利にも扱わないことを要請するものであり、双方に税の格差が生じないよう同一の課税方法を用いるべきとする意味を持つ。アメリカ財務省報告書（1996年）、日本の税制調査会答申（2000年）においても同様の見解が示されていることから、この方針は国際的合意が得られていると判断する。なおビット税に代表される新税の導入、あるいは非課税を求める主張も一部に存在するが、非課税とする見解については、課税ベースの確保、伝統的な商取引との共存等の観点から認められるべきものではない。ただし新税導入案について

は現行め税制が適用可能か否か不明確である現段階においては一応留保しておく必要があるだろう。

第3章「消費課税と電子商取引」ではEUにおけるVATとアメリカにおける小売売上税、異なる2つの税制度が電子商取引にどのように対応していくのか、各々の仕組みと現状を踏まえつつ比較検討を行った。原則的に全ての取引を課税対象としているEUのVATは、課税が困難とされるB to Cサービス取引に対しても、生産地国で課税を行う方法である「事務所基準」をこれまで適用してきた。しかし「事務所基準」は「原産地原則」と同様、国際的競争の条件に歪みを生じさせる上に、現行制度たる「仕向地原則」本来の原理から完全に逸脱しているとの指摘が以前よりなされており、電子商取引に適用すれば、状況の悪化が懸念される。そこでEUは事業者が消費地国への登録及び納税義務を課すことで、消費地国での課税、すなわち仕向地原則に基づく課税を可能とする「事業者登録制」を、電子商取引に適用する見解を示している（現在、国際電話の分野に限り適用されている）。一方でアメリカの小売売上税は、課税権を州が管理する州税であることから国内において制度が統一されておらず、様々な制約が課せられている。さらにVATに比べ①取引段階のうち小売段階のみ課税されること、②課税対象となるサービスは公共料金・電話料金など限定列挙したものに留まること等の理由が重なり、事実上大半の取引に課税されていない。小売売上税の仕組み自体が脆弱である故に、電子商取引に対し課税を実施するには税制の抜本的改革が必要となることから、アメリカは国内取引についてこれを現状維持、つまり非課税とする方針を固めつつある。仮に非課税方針が国際的に受け入れられた場合には、電子商取引関連産業の圧倒的な競争力を誇るアメリカにとっては思惑通りの展開を迎える。しかし、非課税案は第2章でも指摘したように、課税ベースの浸食や伝統的な商取引との不平等といった弊害を生むため、やはり認められるべきではない。

第4章「電子商取引課税への対応と課題」ではEUが提唱している課税方法について、具体的な検討を試みるとともに、税務執行面の問題を取り上げ今後の課題として論じた。①「事業者登録制」②「自己申告納税制」③「源泉徴収システム」④「送金システム」の4つの課税方法が提唱されている。このうち電子商取引の急速な発展状況を考慮し導入の緊急性を優先した場合は、既に先例のある「事業者登録制」が、実行可能性の点から最も望ましいといえる。ただし長期的検討を視野に入れるのであれば理論的に優れているのは、消費者・事業者負担が少なく、最も高い実効性を確保できる「送金システム」と考える。従って長期的観点から「送金システム」の導入に向けて、更なる検討を重ねていくことを前提としつつ、現状に対処するための緊急措置として「事業者登録制」を採用することが最善策であると結論付けた。また税務執行との関連で、いずれの方法を採用するにせよ、各国課税当局間における国際協力体制推進の重要性を本論文では強調する。併せて課税の実効性を上げるために、プライバシーやセキュリティといった執行上の問題を技術的にカバーしていくことも今後の課題の一つといえよう。そして最後に所得課税分野における「恒久的施設（PE）」判定とタックスヘイブンの問題、所得分類の問題等の課題についても別途検討の必要があることを示した。

電子商取引は21世紀の経済を牽引する取引の一つである。そのため過度の規制により成長が阻害されてしまうような事態は避けるべきであるが、適正な課税がなされず脱税や租税回避の温床となってしまうことも避けなくてはならない。取引の発展と税収基盤とをバランスよく保護して

いくことが必要であり、これらを実現させるためにも国際的な場で課税当局、関連企業が力を合わせて議論を進めていくことが今後も求められる。

〔主要参考文献〕

- 石村耕治「情報化の進展と法人税—インターネット商取引と PE 概念の分析を中心に—」『法人税改革の論点』谷沢書房, 1998年.
- 伊藤弘文「仕向地原則と原産地原則—地方消費税との係わりで」『地方税』3月号, 1994年.
- 岩崎政明「グローバル電子商取引に対するアメリカの租税政策」『横浜国際経済法学』第6巻2号, 1998年.
- 岡田昌明「国税の申告手続の電子化」『ジュリスト』No.1183, 2000年.
- 黒坂達也「米国における電子商取引の現状と課題」『公正取引』No.593, 2000年.
- 田中治「具体化される電子申告制度の仕組みとその問題点」『税理』43 No.3, 2000年.
- 玉岡雅之「仕向地主義から原産地主義への移行について」『国民経済雑誌』10月号, 1997年.
- 戸谷裕之「欧州統合と付加価値税の調和」『租税研究』9月号, 1997年.
- 西山由美「付加価値税の EU 域内協調」『租税法研究』第26号, 1997年.
- 浜屋敏「電子商取引の現状と展望」『公正取引』No.593, 2000年.
- 藤倉基晴「最近における税務執行協力について」『租税研究』8月号, 2000年.
- 増井良啓「電子商取引と国際課税— IFA の5月9日ロンドン会議の報告」『租税研究』9月号, 1998年.
- 増井良啓「電子商取引と課税のあり方」『国際税制研究』第3号, 1999年.
- 水野忠恒『消費税の制度と理論』弘文堂, 1988年.
- 水野忠恒『国際課税の理論と課題』税務経理協会, 1995年.
- 水野忠恒「コンピュータ・ネットワークと電子申告・資料情報制度」『ジュリスト』8月号, 1997年.
- 水野忠恒「わが国における電子申告制度導入の現状と課題」『租税研究』10月号, 2000年.
- 務台俊介「地方消費税の論理」『地方税』2月号, 1994年.
- 森信茂樹・渡辺智之・岩村充・神田秀樹（座談会）「電子商取引の発達と課税」『国際税制研究』第3号, 1999年.
- 森信茂樹・渡辺智之・吉川誠一・水野忠恒（座談会）「国際的電子商取引と課税問題」『租税研究』6月号, 2000年.
- 森信茂樹「国際的電子商取引と課税問題」『税経通信』4月号, 2000年.
- 森信茂樹「国際的電子商取引と課税問題—四つの誤解について—」『財経詳報』6月号, 2000年.
- 矢内一好「ネット取引に対する EU の付加価値税の課税と我が国への影響」『税理』Vol.43 No.1022, 2000年.
- 山崎昇「電子商取引における国際取引課税上の諸問題—外国法人の消費者向け取引の課税問題を中心として—」『税務大学校論叢』第30号, 1998年.
- 吉牟田勲「EC における共通付加価値税の内容とその発展」橋本徹編『欧米諸国の間接税—EC 型付加価値税と売上税—』財団法人納税協会連合会, 1988年.
- 渡辺智之「電子商取引に関する OECD 租税委員会報告書について」『租税研究』12月号, 1998年.
- 渡辺智之「電子商取引に対する課税のあり方について—OECD における検討状況を中心に—」『租税研究』6月号, 1998年.
- 渡辺智之「インターネットに関連する課税上の問題点」『フィナンシャルレビュー』12月号, 1999年.
- 渡辺智之「電子商取引に関する最近の OECD での検討状況」『租税研究』9月号, 1999年.
- 渡辺智之「クロスボーダー取引と消費税—電子商取引への対応—」一橋大学経済研究所, 2000年. <http://www.ier.hit-u.ac.jp>
- 渡辺智之「電子商取引をめぐる国際課税上の諸問題」『ジュリスト』No.1183, 2000年.

渡辺智之「電子商取引への対応」『税経通信』9月号, 2000年.

Computer Systems Policy Project “Indirect Taxation of Electronic Commerce : Options Paper,” 2000年.
EEC Sixth Directive (77/388/EEC), 1977年.

European Commission “Proposal for a Council Directive amending Directive 77/388/EEC as regards the value added tax arrangements applicable to certain services supplied by electronic means” (COM (2000) 349 final), 2000年.

OECD “Electronic Commerce Taxation Framework Conditions, Paris”, 1998年.

OECD “Electronic Commerce : The Challenges to Tax Authorities and Taxpayers”, 1977年.

U. S. Department of Treasury “Selected Tax Policy Implication of Global Electronic Commerce”, 1996年.

環境税がもたらす技術進歩に対する検討

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 坪 井 孝 恵

本稿は、従来、環境税の議論で述べられてきた動学的効率性について、以下に述べる条件のもとにおいて、社会的余剰の視点からも支持できることを明らかにしたものである。

動学的効率性の定義については、本稿では、「技術進歩に対する企業のインセンティブ」であると捉え、税にも直接規制にも動学的効率性があり、税のほうが動学的効率性が強いとの立場に立っている。また、社会的余剰は、排出削減によって得られる環境改善の便益から、排出削減に対する費用を差し引いたものであるとした。なお、環境改善とは、汚染物質の排出削減によって得られた環境からの便益と考えるが、それ以上の定義については、言及していない。

これらの定義のもとで、従来から議論されてきた動学的効率性の議論を確認すると、企業は技術進歩の結果として、汚染物質の排出削減費用を減少させることができるため、企業の技術進歩に対するインセンティブは存在し、従って、動学的効率性があるとされてきた。つまり、従来の議論においては、企業の排出削減費用に対する減少分について、議論の重点が置かれてきた。しかし、技術進歩が社会的余剰の視点から支持されうるものであるかどうかは問われてこなかった。

環境政策の導入に際しては、環境改善を目的として当該政策が導入されるため、費用面の分析に偏りがちであった従来の分析は不十分であり、従って、環境改善に対する評価を分析することを本稿の主たる論点として取り上げた。

本稿の分析の結果、企業の限界排出削減費用関数と限界外部費用関数によって得られる均衡点の水準よりも、低く税率が設定された下では、技術進歩は社会的余剰も増加させることが明らかになった。また、同様にこの条件のもとでは、税の導入によって誘発される技術進歩は、より技術進歩が促進されればされるほど、それに応じた社会的余剰の増加分もさらに増大していく。従って、本稿の結果に基づけば、税率に対するこのような条件の下では、動学的効率性は支持可能であり、現実には、均衡点の水準を達成する税率が理想的であることを念頭に置きつつも、均衡点の水準よりも低い税率の設定を支持できる可能性を示したといえる。

欧州で見られるように、環境対策として経済的手段を取れ入れられるケースが、近年になって、現われ始めている。直接規制が主たる対策として用いられてきた典型的な環境問題ともいえる公害問題に対し、こうした環境対策への政策手段の変化には、環境問題の性質そのものが変化してきたことが背景にある。

本稿では、地球温暖化問題のような排出総量が問題となる環境問題を念頭に据え、その対策手段として税を取り上げた。1 章では、地球温暖化問題の性質を明らかにしている。地球温暖化問題はいわゆる公害型の環境問題と異なり、一様混和性の環境問題であるといえる。一様混和性の環境問題とは、その環境被害を引き起こしている原因物質が何処で排出されたかに関わらず、同質の環境被害を引き起こす原因物質であることを意味するものである。CO₂ は、地球上の何処で発生しても地球温暖化に与える効果に差はなく、どの排出地点において CO₂ を排出削減して

も得られる環境保全の効果が同じであると考えられる。このことが、次章以降で税と直接規制との政策比較を検討する意義を明らかにする。

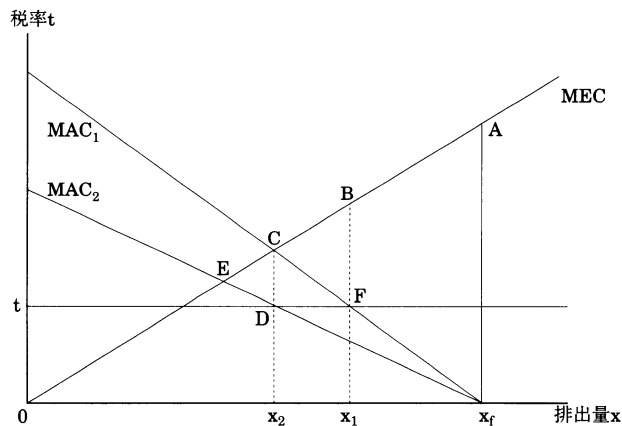
税と直接規制との政策比較においては、同一排出削減目標に対する費用効率性の比較についての議論（静学的効率性）、及び、技術進歩に対するインセンティブについての議論（動学的効率性）を確認した。2章では、静学的効率性の視点から従来の税と直接規制の政策比較に対する議論を確認し、同一排出削減目標に対しては、税は直接規制より費用効率であることを確認している。3章では、動学的効率性の視点から税と直接規制との政策比較を確認し、双方の政策に動学的効率性があることを認めつつも、税の方がより動学的効率性、つまり、技術進歩に対する企業のインセンティブが強いことを確認している。

しかし、従来の議論では、企業が技術進歩をした結果、より排出削減が生じても、企業にとってのメリットがあることしか確認されておらず、そのことが社会的に見て支持されうるものであるのかどうかについて議論が行われてこなかった。

そこで、本稿において、従来の議論に欠けていた社会的余剰の視点を踏まえて税に対する分析を行った。4章では、3章において扱われなかった論点、つまり、社会的余剰の点から見た動学的効率性に対する分析を行っている。これが、従来から議論されてこなかった領域であり、本稿において新しく論じられた点である。明らかにされたことは、以下の点である。

限界排出削減費用関数 MAC と限界外部費用関数 MEC によってもたらされる均衡点の水準よりも低い税率が設定されているもとでは、税によって誘発される技術進歩は企業の汚染物質に対する排出削減費用を減少させるだけでなく、社会的余剰も増加させている。このことを以下の図によって説明する。

図 1



横軸に排出量 x ，縦軸に税率 t をおく。また、 x_f は企業が汚染物質の排出削減をまったく行わない場合の排出量、 t は政策当局によって導入された税率である。 MAC_1 は技術進歩が起こる前の企業の限界排出削減費用関数 $c(x_f - x)$ ， MAC_2 は技術進歩後の企業の限界排出削減費用関数 $ac(x_f - x)$ ，但し、 MAC は排出量 x の関数として、排出削減をまったく実行しなかった場合の排出量 x_f を基準として、排出削減の実行に伴い、その費用が増加していく関数を想定している。また、 x_1 は MAC_1 における排出量、 x_2 は MAC_2 における排出量である。 MEC は限界外部費用

関数として排出量の増加関数、但し、排出削減一単位あたりの環境改善の効果を表すものとする。なお、地球温暖化問題、中でも CO₂ の排出量を念頭においているが議論を簡単にするため、その同化能力については検討の対象としていない。またそれぞれの関数は線形を想定している。図中の各点は、A, B, C の各点が、それぞれの排出量のもとの排出削減一単位あたりの環境改善効果、D, F 点は、それぞれ MAC と税率 t との交点、E 点は MAC₂ と MEC の交点であり、技術進歩後のパレート最適点である。

まず技術進歩が生じる前の社会的余剰は、 $ABFx_f$ で表されている。次に税が導入されて技術進歩が誘発されると、技術進歩が生じることによって MAC₁ が MAC₂ にシフトし、その社会的余剰は $ACDx_f$ となり、 $BCDx_f$ だけ技術進歩によって社会的余剰が増加する。但し、技術進歩後の均衡点 E 点の水準が税率 t の水準よりも高いことが前提条件となっている。また、本稿で

得られた社会的余剰量（図中の $BCDx_f$ の部分） $\Delta = \frac{(1-\alpha)t^2}{2\alpha^2c^2} \left(\frac{2acex_f}{t} - ae - e - ac \right)$ は正である

ことが確認されており、技術進歩係数 α が 1 である場合、すなわち、技術進歩が生じていない状態において動学的効率性に対する効果確認した際にも、 $\left. \frac{\partial \Delta}{\partial \alpha} \right|_{\alpha=1}$ の値が負であることが明らか

かとなっている（本稿では、技術進歩の係数 α がマイナスであることをもって技術進歩が生じていると想定したため、この値が負であることが技術進歩に対する強さを表すことになる）。従って、技術進歩が生じていない状態においても、企業には技術進歩に対するインセンティブが存在し、かつ、技術進歩が進めば、それに応じて社会的余剰もより増大していくことが明らかとなっている。

以上のことから、技術進歩は企業にとっての利益のみでなく、社会にとっての利益をもたらしていることが明らかとなる。すなわち、技術進歩は社会的余剰を増大することが可能であり、このことは言い換えれば、社会的余剰の増大という視点からも、技術進歩に対する企業のインセンティブを支持できるといえる。本稿の分析によって、税は、費用効率性の観点から直接規制より優れているだけでなく、社会的な余剰をも増加できることが明らかとなった。

環境省などにおいても、税単独での政策導入よりもポリシーミックスなどの政策検討が行われている。そのため、複数の政策を実行することが検討されている以上、税単独の政策導入によって排出削減目標を達成できなくても、他の政策によって、その不足分を補うことが可能であると考えられる。当然のことながら、パレート最適点を達成することが理想的であるが、本稿の分析の結果、企業の限界排出削減費用関数と限界外部費用関数によって得られる均衡点の水準よりも、低く税率が設定された下では、技術進歩は社会的余剰も増加させることが明らかになり、かつ、技術進歩がより進むことが望ましいことを明らかにした。従って、本稿の結果に基づけば、税率に対するこのような条件の下では、現実には、均衡点の水準を達成する税率が理想的であることを念頭に置きつつも、均衡点の水準よりも低い税率の設定を支持できる可能性を示したといえるのである。

〔主要参考文献〕

天野明弘著『地球温暖化の経済学』日本経済新聞社（1997）

石弘光編 環境税研究会著『環境税 実態と仕組み』東洋経済新報社（1993）

- 石弘光著『環境税とは何か』岩波書店（1999）
- 石弘光著『地球環境報告』岩波書店（1999）
- 植田和弘著『環境経済学』岩波書店（1996）
- 植田和弘〔ほか〕著『環境経済学』有斐閣（1991）
- 植田和弘 岡敏弘 新澤秀則『環境政策の経済学』日本評論社（1997）
- 宇沢弘文著『地球温暖化の経済学』岩波書店（1995）
- 宇沢弘文著『地球温暖化を考える』岩波書店（1995）
- 宇沢弘文、國則守生編『地球温暖化の経済分析』東京大学出版会（1993）
- 環境庁『環境白書平成11年版』大蔵省印刷局
- 環境庁地球環境部編集『地球環境キーワード事典』中央法規出版（1997）
- 佐和隆光著『地球温暖化を防ぐ20世紀型経済システムの転換』岩波書店（1999）
- 細田衛士『グッズとバズズの経済学 循環型社会の基本原理解』東洋経済新報社（1999）
- レスター・R・ブラウン編著『地球白書1997-1998』ダイヤモンド社
- 同上『地球白書1999-2000』ダイヤモンド社
- 宮本憲一著『環境経済学』岩波書店（1989）
- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）編『IPCC 地球温暖化第二次レポート』中央法規出版（1996）
- IPCC 第3作業部会編『地球温暖化の経済・政策学— IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第3作業部会報告—』中央法規出版（1997）
- OECD（経済協力開発機構）著『環境と税制』有斐閣（1994）
- IPCC, “Climate Change 1995, Economic and Social Dimensions of Climate Change”, Cambridge University Press, 1996
- OECD, “Global Warming’-Economic and social dimension social dimensions of climate change”, Paris, 1995
- Roger Perman, Yue Ma, James McGILVRAY, “Natural Resource and Environmental Economics”, London, 1996

時価主義導入と法人税

——有価証券の時価評価導入を中心として——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 2 回生 鳥 居 翼

資産評価の時価主義は、従来会計学の問題として取り上げられてきた。その一方で法人税改正において法人所得算定に有価証券の時価評価課税が導入された。本論文では、会計の技術的問題である時価主義がなぜ法人所得算定に採用され、そのことが企業の課税所得、企業の行動、今後の課税制度にどのような影響を与えるのか分析することを目的とした。

第 1 節「時価主義導入の背景」では、時価主義は日本経済再生に向けたインフラ整備の一環であるという位置付けで考察した。企業会計と税制で時価主義が導入された背景を述べた上で、3つの問題提起として①時価主義導入の税収に与える影響②企業に与える影響③法人所得算定制度として機能してきた確定決算主義の再検討の必要性を明らかにした。

第 2 節「時価主義導入の法人税収への影響」では、課税対象を一時保有の有価証券（現行法人税制）、長期保有、関係会社分にそれぞれ拡大した場合の 3 つを設定して、有価証券報告書から、企業利益の変動と税収にもたらす影響を分析した。

第 3 節「時価主義と日本経済」では、時価主義導入が日本経済に与える影響のうち、企業経営の変容を分析した。

第 4 節「確定決算主義と時価主義」では時価主義による法人所得算定方式について確定決算主義との関係から論点整理を行い、意義と限界を指摘した。

本論文の主張点は 2 点あり、第 1 点は時価主義導入に対する納税額と企業行動の変化に対する分析である。一般的な予測として①納税額については平均株価が下落の時、納税額は減少し、上昇の時は増加する。資産に占める有価証券保有割合が高い企業ほどその影響は大きなものとなる。②企業が直面する問題としては、効率的な企業と非効率的な企業の違いが明確とされ、時価主義のリスク対策が必要とされる。これが現状に当てはまるか実証するために企業の実際の財務データを用い分析を行った。

その実証の結果として①については平均株価が下落しても 1999 年における調査対象企業の納税額は増加した。実現部分の赤字から時価主義導入後、所得ありに転換する企業は殆どない。逆に実現部分の黒字から含み益を有して納税額の増加となる企業が多く見られた。こうしたケースは、IT 産業といった成長産業のみならずメーカーにも見られた。保有割合で 50% 近い保険業は過度の税負担になることが確認された。しかし 10%～20% の企業で保有割合に応じた負担の変動といえるものはなく、保有株式の中身で作用する。②について、赤字企業ほど時価主義導入で拡大する傾向にあり、企業の二極化は拡大する。積極的な方策として、含み損を有する株式を消却する等、財務構造のリストラを進めている。消極的な方策として時価主義適用外の勘定に移し変えを行っているケースを確認した。また、銀行業の有価証券保有割合はまったく減少していない。今後、持合解消に向けた対策が必要であるが、銀行自らの力で持合解消できるかという課題に直面する。企業の財政状態によって対応は異なるが、共通して時価主義がもたらすリスク対策に企業は取り組んでいることを明らかにした。

第2点は時価主義採用と確定決算主義の関係について論点整理を行い、意義と限界を指摘したことである。その必要性は第1節で企業会計と税制における時価主義採用の背景が異なるものと指摘したことに関連する。法人所得算定システムとして機能してきた確定決算主義が企業会計と税制において異なる時価主義を調整する媒介機能を果たせるのか検討した。確定決算主義を存続するのかしないのか、時価主義の課税を拡大するのかしないのかという両者の問題について様々な議論がある。本論文ではこれらの議論を独自にこれまでにない4つの類型化を行った。①時価主義を積極的に導入し、企業利益、所得算定はセパレート化する。②企業会計の時価主義をベースとして確定決算主義で調整する。③企業会計と税制の時価主義は異なるものとする。④時価主義、確定決算主義それぞれ問題を孕んでいる。

この類型化における論争の意義としては第1に企業会計と税制の時価主義の範囲について明らかにすることである。第2に企業会計の目的が商法決算の基礎、所得算定の基礎をメインとしたものから、投資家に対する意思決定情報の提供という役割中心に移行していることの是非である。この2点が今後の時価主義と確定決算主義の関係を方向付ける重大な要因であるとする。限界としては、従来の法体制を前提としたもので、経済の変化に企業会計原則、商法、法人税法が異なる法制度体系となった場合の確定決算主義の可否が論じられていないことにある。また、第1～3節で述べた通り時価主義の影響を受ける企業は公開会社中心になると思われる。今後の急速な経済情勢の変化に対応するため、確定決算主義の根底をなす各制度は以下のような対応が求められている。①企業会計は国際会計基準との調和化が求められている。その結果、会計の目的は商法決算、所得算定の基礎から、投資意思決定目的のための時価会計（割引現在価値会計）といった、未来志向型の経営財務情報の開発を指向としている。②商法は公開株式会社法（新規の法制）と閉鎖株式会社法（旧来の商法）の基準の二重化を模索している。公開会社の計算規定と証券取引法の会計規定との調和を目的とし、経済の変化に柔軟に対応する法制度が議論されている。③法人税法では、ファイナンス化が急速に進行したアメリカでは公開会社と閉鎖会社に対する課税規定の精緻化が議論されている。閉鎖会社に対してはパススルー課税、簡易課税方式を採用し、公開企業における分類所得税、時価主義的な法人税の採用を行う。つまり、上記の類型における議論はこうした各制度の変化を考慮せず、大企業（上場企業）を中心に想定される問題である。本論文独自の指摘としてこれを全ての法人について関連する問題として扱うことに疑問とする。今後は3つの法制度改正方針も考慮した議論が必要とする。

最後に時価評価課税の今後について本論文では有価証券のみであったが、時価主義の範囲として投資不動産、社債までの拡大が現在議論されている。こうした項目についての検討を行わなかったことが本論文の不十分な点であり、今後の課題である。

〔主要参考文献〕

〈書籍〉

新井清光著、『日本の企業会計制度』、中央経済社、1999年。

内橋克人編、『経済学は誰のためにあるのか 一市場原理主義批判』岩波書店、1997年。

菊地誠一著、『時価会計が経営を変える』、中央経済社、1999年。

岸田雅雄著、『平成11年改正商法解説』税務経理協会、1999年。

田中弘著、『時価主義を考える』、中央経済社、1999年。

醍醐聰編、『時価評価と日本経済』, 日本経済新聞社, 1995年。
 徳増俣洪, 力丸洋, 加藤直樹著、『時価会計導入後の企業経営』, 東洋経済新報社, 1999年。
 中里実著、『金融取引と課税』, 有斐閣, 1998年。
 日本生命保険相互会社、『日本生命の現状2000』2000年。
 弥永真生著、『企業会計法と時価主義』, 日本評論社, 1996年。
 山地秀俊編著、『原価主義と時価主義』神戸大学経済経営研究所, 1998年。
 吉野直行編著、『日本型金融制度改革』, 雄斐閣, 1999年。

〈雑誌論文〉

上村達男稿, 「公開株式会社法の構想について」, 『商事法務』, 2000年5月。
 エリック・ゾルト (Eric M. Zolt), 中里実稿, 「アメリカにおける法人税改革の展望」, 『税研』, 2000年5月。
 金井繁雄稿, 「わが国の会計制度と確定決算基準」『税経通信』, 2000年4月。
 岸田雅雄稿, 「商法改正と時価主義会計の導入」, 『商事法務』, 1999年11月。
 品川芳宣稿, 「会計基準の変革と課税所得」, 『税経通信』, 2000年3月。
 品川芳宣稿, 「会計基準の変革と課税所得計算」, 『租税研』, 2000年7月。
 諏訪部慶吉稿「新会計基準の国際会計基準との総合的な比較・検討」, 『JICPA ジャーナル』, 2000年2月。
 税務会計研究学会編, 『税務会計研究』, 第11号, 2000年。
 高橋治也稿, 「金融資産及び金融負債の評価及び会計処理」, 『企業会計』, 2000年5月号。
 竹下智稿, 「持合い解消は日本の経営そのものを問う」, 『金融財政事情』, 1999年3月。
 武田昌輔稿, 「時価評価と課税問題」, 『税理』, 1999年12月。
 武田隆二稿, 「税法と企業会計」『企業会計』, 2000年1月。
 田中弘稿, 「会計制度改革と雇用破壊」, 『税務通信』, 2000年2月。
 田中弘稿, 「確定決算主義における六つの弊害」, 『税務通信』, 1999年12月。
 田中弘稿, 「債務超過の判定と資産の評価基準」『企業会計上』1999年4月。
 田中弘稿, 「時価会計の光と影」, 『税経通信』, 2001年1月。
 中里実稿, 「金融取引と確定決算主義」, 『税理』, 1999年7月。
 中里実稿, 「所得課税における時価主義」, 『税研』, 2000年1月。
 中里実稿, 「租税会計の向かうべき方向」, 『税研』, 2000年3月。
 中里実稿, 「わが国租税政策の現状と課題」, 『租税研究』, 2000年7月。
 中島康司稿, 「金融関連税制」『税理』, 2000年3月。
 中村裕輔稿, 「金融商品の時価評価と時価経営への移行」『税務弘報』, 2000年1月。
 宮島洋稿, 「税務論からみ見た確定決算主義と申告調整主義」, 『租税研究』, 1993年10月。
 弥永真生稿, 「時価会計と税制」, 『税研』, 1999年7月。
 米澤康博稿, 「企業の資金調達はどう変わるか」, 『経済セミナー』, 2000年4月。
 米山正樹稿「国際会計基準導入で企業の効率の違い明確に」, 『経済セミナー』, 2000年5月。

〈外国文献〉

IASC, No. 32, "Financial Instruments : Disclosure And Presentation", June 1995.
 IASC, No. 39, "Financial Instruments : Recognition And Measurement", December 1998.
 Simons, H. C., *Personal Income Taxation*, Univ of Chicago Press, 1938.

〈公表物等〉

商法と企業会計の調整に関する研究会, 「報告書」, 1998年6月。
 税制調査会, 『わが国税制の現状と課題』, 2000年7月。
 『有価証券報告書』, 1997～1999年。

団体定期保険の研究

——日本の経営慣行と福利厚生との狭間の中で——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 仲谷将人

「団体定期保険 A グループ保険」（1 以下、団体定期保険）は、生命保険会社が企業向け保険商品として取り扱っている団体生命保険の一つである。これは「危険選択（団体選択）」が可能な団体の所属員等のうち、一定の資格を有する者を被保険者とし、団体または被保険団体の代表者を保険契約者とする更新型の一年定期保険」として、「被保険者が死亡したまたは所定の高度障害状態になった場合に死亡保険金または高度障害保険金を支払う」ものである。この団体定期保険は企業の福利厚生、すなわち生活保障システムにおける企業保障に位置するものであり、社会保障を補完することによって従業員とその家族の生活保障に貢献してきた。それにもかかわらず、団体定期保険は「保険金帰属問題」（従業員の死亡にともなう保険金の一部を、遺族に渡さずに企業が取得することの妥当性についての問題）を生み出すこととなり、それを契機として「総合福祉団体定期保険」や「ヒューマン・ヴァリュー特約」の発売をもたらすことにつながった。このように新たな展開がみられるなかで、団体定期保険の動向が注目されている。

本論文では第一に、団体定期保険の基礎的な位置づけをしたうえで、団体定期保険の普及要因を明らかにする。団体定期保険は、確かに企業の福利厚生に用いられることによって、従業員とその家族の生活保障に貢献してきた。しかし、団体定期保険の普及要因を従業員とその家族の生活保障のみに求めたとしても、普及要因の本質を見いだすことはできない。そのためには、日本の経営慣行における生命保険会社と企業の利害関係を、長期雇用や年功賃金などにみられる日本の雇用慣行と、株式持ち合いなどにみられる日本の取引慣行のなかでとらえなければならない。

第二の、日本の経営慣行のもとで団体定期保険が普及したことが保険金帰属問題の顕在化につながったことを踏まえたうえで、団体定期保険の業績低迷が法定外福利費の縮減や日本の雇用慣行の衰退、日本の取引慣行の変化など団体定期保険を取り巻く環境の変化に起因していることを明らかにする。

第三に、団体定期保険を取り巻く環境変化が業績低迷をもたらしているなかで、この総合福祉団体定期保険、とくにヒューマン・ヴァリュー特約の意義について明らかにするとともに、今後の団体定期保険のあり方について考察するものである。

I 章では、アメリカに端を発する「一年更新被用者定期保険」、および団体定期保険の取扱基準を定めた「NCIC モデル法案」をもとにして、日本の団体定期保険、そして「団体定期保険運営基準」が設けられたことに言及する。この団体定期保険は団体を対象として危険選択を行うものであるが、そのために収支相等の原則（ $nP=rZ$ ）と給付反対給付均等の原則（ $P=WZ$ ）を保つことによって、逆選択を防止することができる。また「平均保険料率」と「特別保険料率」の採用によって低廉な保険料が実現されるとともに、「経験保険料率」にもとづく配当率によって大規模団体ほど保険料に対すす配当金の割合は高くなる。このような保険技術の特質を背景として、団体定期保険は企業の福利厚生の一環として用いられていった。死亡退職金・弔慰金制度などの遺族保障を中心とする福利厚生が整備されていくなかで、企業が団体定期保険を用いることは、

最小の費用で支払財源を確保するための有効な手段であったからである。さらに、団体定期保険に対する税制優遇措置や労働力の雇用者化が進行するなかで、団体定期保険を通じた企業保障の重要性が高まっていったといえる。よって第一に、団体定期保険の普及要因は、企業が従業員とその家族の生活保障をしていくことに求めることができる。

ただし企業は、団体定期保険を労務管理の一環として用いることもできた。日本的雇用慣行のもとで長期雇用を通じた人的投資をするためには、従業員が外部労働市場に流出することを避けなければならない。そのために賃金以外の雇用条件の差別化として福利厚生を整備することができれば、従業員の確保・維持、さらには人的投資の促進によって、経営目的を実現することができる。よって第二に、団体定期保険の普及要因は、企業が日本的雇用慣行のなかで団体定期保険を労務管理の一環として用いてきたことにある。

また、生命保険会社と企業の間に保険契約関係と金融取引関係が生じるなかで、生命保険会社は安定株主としての優位性を背景に、団体定期保険を株式の代替として用いることによって「代替的な株式持ち合い」を行った。日本的取引慣行のなかで、株式の保有は「リレーションシップ・マネジメント」のなかに位置づけられ、政策投資をすることによって資産運用以外の収益、すなわち団体定期保険の営業基盤を確保できたのである。企業としても団体定期保険に加入することで、安定株主比率を高めることによって敵対的買収を防ぐことができ、営業基盤の確保につながることができた。このように生命保険会社と企業の間には、団体定期保険を通じて金融・営業取引関係を含めた「総合的取引関係」が構築されていったのである。よって第三に、団体定期保険の普及要因は、代替的な株式持ち合いによる総合的取引関係のなかで、生命保険会社と企業の利害関係を一致させるものとして用いられてきたことにある。

団体定期保険は、日本の経営慣行のなかに取り込まれることによって普及していった。しかし、総合的取引関係を重視するあまりに高額な保険金額が設定されたり、保険金と死亡退職金・弔慰金との差額を、企業の人的資産の喪失リスクに対するリスク・マネジメントとして利用されることがあったため、保険金帰属問題を誘発することにつながったのである。

Ⅱ章では、団体定期保険の普及にともない保険金帰属問題が顕在化していったことを踏まえたうえで、それまで団体定期保険を取り巻いていた環境がどのような変化をたどったかの分析を行った。生産年齢人口数の減少や従業員の高齢化など龜みられる少子高齢化は、標準報酬月額の上昇をもたらすことによって社会保険料の事業主負担を増加させる。そのため福利厚生財源である法定外福利費の縮減につながった。また日本的雇用慣行の衰退によって、長期雇用を通じた人的投資の必要性が低下しており、労働市場の流動化のなかで非正規従業員が増加する傾向にある。したがって企業にとっては、福利厚生を整備を通じた労務管理による、従業員の確保・維持に意義を見いだせなくなりつつある。

これと同時に企業は、金融機関の株式持ち合い解消にみられるように、日本的取引慣行の変化のなかで総合的取引関係の見直しを迫られざるをえない。それでなくとも資金調達手段の多様化のもとで、必ずしも生命保険会社から資金調達をする必要がなくなっているのである。企業としては、法定外福利費の縮減や日本的雇用慣行の衰退のなかで、代替的な株式持ち合いをつづけることが困難となっているといえる。また生命保険会社としても金融ビッグバンによって資産運用の向上が求められるなかで、株価の低迷による含み損や金融資産の時価評価などに対応してい

なければならない。したがって従来のサイレント・パートナーを見直し、純投資による資産運用を行うようになっていった。

このように団体定期保険を取り巻く環境が変化することにより、団体定期保険は労務管理として、あるいは代替的な株式持ち合いとしての機能を低下させていくことから、団体定期保険の業績も低迷していかざるをえないのである。

Ⅲ章では、低迷する団体定期保険の今後のあり方について考察した。日本的経営慣行のもとで生命保険会社と企業が、団体定期保険を用いて経営目的の実現を図るものであったことを踏まえれば、日本的経営慣行が崩れつつあるなかで団体定期保険は本来の姿に戻っていくはずである。企業は死亡退職金・弔慰金規程を定めている以上、従業員とその家族の生活保障をしていく社会的責任がある。したがって今後も必要となる福利厚生費（死亡退職金・弔慰金）に対処するために、リスク・マネジメントの一手段として団体定期保険を用いることは必要不可欠といえる。

また日本的雇用慣行が衰退するなかで、企業はより高い専門技能をもつ従業員を雇用していく傾向にあるが、これは従業員の死亡にともなう企業のリスク（経済的損失）が高まることを意味している。このようななかでヒューマン・ヴァリュー特約は、従業員の死亡にともない企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用を保障するものであり、企業の需要や利便性に対応するものとして位置づけられた。ただし、従業員の死亡にともなう企業の逸失利益をヒューマン・ヴァリュー特約によって填補することについては、一部の学者から問題が指摘されている。しかし人的資産は企業資産を構成するものであることから、企業は従業員の死亡による人的資産の喪失に関して被保険利益を有するものととらえることができる。ただ、人的資産の価値を測定することは困難な作業であることから、ヒューマン・ヴァリュー特約を完全な損害填補としての損害保険として位置づけることは困難である。本論文では、このようなヒューマン・ヴァリュー特約には合理性があると位置づけている。ただし総合福祉団体定期保険には、被保険者同意が徹底されるとともに、保険金額に上限が設けられているとはいえ、その取り扱いについては保険契約者と被保険者の十分な認識のもとに保険契約が締結されなければならない。

〔主要参考文献〕

- 石田重森「企業福祉としての団体定期保険」『週刊社会保障』第1934号、1997年4月14日。
石名坂邦昭「団体定期保険と人的資産」『生命保険協会会報』第251号、1997年。
大林良一『団体保険論』有斐閣、1961年。
小川浩昭「バブル期の生命保険金融（上）」『インシュアランス生保版』第3719号、1996年9月19日。
萩島誠治「株式持ち合いが株価形成に与える影響」『証券アナリストジャーナル』1993年6月。
奥村宏『会社本位主義は崩れるか』岩波書店、1992年。
数間浩喜「生損保融資の特徴(1)」『金融法務事情』第1506号、1998年2月15日。
川北英隆「株式安定保有の形成と現状」『証券アナリストジャーナル』1993年6月。
川北英隆『日本型株式市場の構造変化』東洋経済新報社、1995年。
桐木逸朗・（財）統計研究会編『変化する企業福祉システム』第一書林、1998年。
小林孝雄「日本のリスク負担システムと株式持ち合い」『証券アナリストジャーナル』1993年6月。
小藤康夫「生保の財務貸付と株式投資」『文研論集』第117号。
近藤登喜夫「生保会社における貸付の役割と見通し」『生命保険経営』1996年。
塩野谷祐一編『企業内福祉と社会保障』東京大学出版会、1997年。

- 武石恵美子・松浦民恵「企業内福祉の再構築に向けて」『ニッセイ基礎研究所調査月報』1997年3月。
- 橘木俊昭・中馬宏之編『生命保険の経済分析』日本評論社、1993年。
- 橘郁夫「団体定期保険約款研究の視点」『共済と保険』第42巻第3号、2000年3月。
- 橘郁夫「団体保険等の保険金帰属判決の比較検証」『インシュアランス生保版』第3785号、1998年2月5日。
- 橘郁夫「団体保険等の保険金帰属問題の考察」『生命保険経営』第66巻第2号、1998年3月。
- 田村祐一郎『生活と保険』千倉書房、1990年。
- 中村真理子「団体定期保険をめぐる倫理的課題」『保険学雑誌』第563号。
- 二木雄策「株主の法人化現象について」『国民経済雑誌』第131巻第1号、1975年1月。
- 西久保浩二『日本型福利厚生再構築』社会経済生産性本部、1998年。
- 日本経営財務研究会編『日本の経営財務の解明』中央経済社、1982年。
- 日本経営者団体連盟編『福利厚生合理化の基本方向』日本経営者団体連盟弘報部、1965年。
- 藤田至孝・塩野谷祐一編『企業内福祉と社会保障』東京大学出版会、1997年。
- 古瀬政敏『生命保険ビッグバン』東洋経済新報社、1997年。
- 本間照光「団体定期保険の研究」『北海学園大学経済論集』第42巻第2号、1994年9月。
- 本間照光「団体定期保険普通保険約款の系譜」『青山経済論集』第51巻第1・2・3号、1999年12月。
- 本間照光「団体保険の本旨・法理・倫理」『共済と保険』第42巻第5号、2000年5月。
- 水島一也『現代保険経済』千倉書房、1997年。
- 水島一也編『生活保障システムと生命保険産業』千倉書房、1987年。
- 武川正吾・佐藤博樹編『企業保障と社会保障』東京大学出版会、2000年。
- 宮島洋『高齢化時代の社会経済学』岩波書店、1992年。
- 八代尚宏『雇用改革の時代』中央公論新社、1999年。
- 八代尚宏編『高齢化社会の生活保障システム』東京大学出版会、1997年。
- 八代尚宏・原田泰編『日本の雇用と国民生活』東洋経済新報社、1998年。

- Davis W. Gregg, 1959, "Life and Health Insurance Handbook", Richard D. Irwin.
- Employee Benefit Research Institute, 1987, "FUNDAMENTALS OF EMPLOYEE BENEFIT PROGRAMS", Employee Benefit Research Institute.
- Harold D. Skipper, Jr., 1998, "International Risk and Insurance: An Environmental-Managerial Approach", The McGraw-Hill Companies, Inc.
- Kenneth Black, Jr., and Harold D. Skipper, Jr., 1994. "Life Insurance Twelfth Edition", Prentice-Hall, Inc.
- Mark J. Scher, 1997, "JAPANESE INTERFIRM NETWORKS AND THEIR MAIN BANKS", St. Martin's Press.
- Mark S. Dorfman, 1987, "Introduction to insurance, 3rd. ed.", Prentice-Hall, Inc.
- Paul Sheard, 1994, "Interlocking Shareholdings and Corporate Governance in Japan", THE JAPANESE FIRM: The Sources of Competitive Strength, Oxford University Press.

グローバル化と日本における連結納税制度

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 兵 頭 浩 子

連結納税制度は、企業集団としての担税力を測り、集団外に対して物が販売、役務の提供がなされた時に初めて所得が実現するという概念のもとに実行されており、株式所有による支配従属関係にある親会社と子会社が、その財産所有、債権債務の負担、法律関係については独立単位であるが、経済的には単一組織体と同様に行動するという経済関係を背景として形成されたものである。この制度のメリットを国際的な観点からはかり、企業の再編について考える。

平成12年度中間答申において、米・仏型の本格連結方式を採用する方針が打ち出された。これまで産業界等の要請に消極的だった法小委が、今このような決断をしたのは以下の理由による。①近年、金融機関の健全な再編成と、政府の規制緩和策を進めていくために持株会社が導入され、そのために連結納税制度が必要となったこと。②会社の分社化の気運が高まる中で、経営の効率化を進めていく上で、税務上の不利益をなくし、経営の柔軟性を高めるために連結納税制度が必要であることである。しかし一方、米で1917年という早期に連結納税が採用されたのは、持株会社が株式所有による会社支配という意義を持っていたことに理由がある。対して、当時の日本経済の中心は、財閥という封鎖的な大企業集団で、財閥解体で個人所有が大きい分散的な株式所有構造が一時的に形成されたものの、結果的には、それを契機に、株主の力が次第に弱まり、米とは違う株式の相互持ち合いが発展した。しかし、近年のIT革命、経済環境の悪化等の理由から、国際標準での市場評価上昇の必要性や、企業集団の信用力や事業面でのメリットが低下し、持ち合い解消が行われ、同時に、上述のような企業再編の機運も高まり、連結納税制度の導入が期待されるようになったのである。

連結納税制度導入は、経済のグローバル化の中で欧米主要国の税制との国際的な協調と競争を考慮しつつ、企業経営組織の選択に関する中立性原則を確保しようとするためである。租税の中立性原則の問題は、個別企業とグループ企業集団のいずれかを課税単位とする方が、分社化したり合併したりする企業経営組織の選択を歪めず望ましいのかで、連結納税制度はこの概念に沿ったものである。なぜならば、その論理を支えているのが、企業集団が経済的に単一主体としての実質を備えているという認識であるからであり、その本質概念は、集団に属する複数の法人を一体のものとして課税関係を律しようとする法人税制だからである。この税制を具体化する方法は、方式に差異はあっても制度自体としては集団に属する個々の法人の存在を前提として、各法人間の所得と税額を調整するものが全てである。いくつかの矛盾はあるが、関連グループを単一主体として把握しようとする思考は基本的に維持され、一層純化される傾向にある。

ここでは、わが国への連結納税制度の導入の参考として諸外国の制度について考察し、個々の詳細について具体的な数字を挙げて検討する。その結果、個々にメリット、デメリットはあるものの、日本導入には損益通算方式がふさわしい。連結納税制度は大別して①損益通算型と②損益振替型がある。①は米・仏が代表的で企業集団における子会社の所得を親会社の所得と合算し、親会社において連結所得と連結納税額を計算、子会社の負担分を各々に配分する方法で、②は、

英・独が代表的で企業グループ間の損益通算を認めるものである。これら4カ国の制度を税額の如何という観点でのモデルにおける検討の結果、親会社の連結納税額は仏、米、独、英の順に大きくなっており、殊に、英方式では大きく税額が下がっている。これは損益振替と同時に原価譲渡によって事実上、未実現利益を消去したためで、このことを一定の税額をあげなければならないという観点から考えると、損益振替方式と未実現利益の消去との併用はふさわしくないだろう。しかしながら、租税の中立性原則からみれば、未実現利益を消去しない連結納税制度はその意義を大きく損なわれる。ゆえに、損益通算方式が望ましい。また、米仏の制度を比べた場合、制度がより簡素である仏方式を基本として日本にあわせていくのが、租税三原則に照らしあわせて妥当ではないかと考える。

日本に導入する際の制度の問題点としてあげられるもののなかで、特に現実的なものとして重点がおかれているのが税収減の問題である。その額には諸説があるが、減税に対する企業の期待は大きい。しかし、本当のメリットは企業の意味決定に対する課税の攪乱効果を小さくできることである。

連結納税制度の最大の利点である、企業や経済に与える影響は以下のとおりである。①企業グループの抜本的な再編成。純粹持株会社の解禁による持株会社の採用は、子会社の事業に対する支配資本の節約と分権管理というメリットがある。この選択に対し、税制は中立であるべきで、親子会社の経済的一体性を重視した連結納税制度が導入されれば、企業のさらなる分社化が促進される。さらに、持株会社は、意思決定のスピード、責任や権限の委譲、小さくなる能力、企業の透明性に優れており、資本の論理が重視されるために、効率経営が定着する。また、連結納税制度の範囲を軸に事業の選択と集中が加速し、企業グループの再編が起こるだろう。②連結納税制度が金融ビッグバン、グローバル化、国際金融市場の発達、メガ・コンペティション等の、企業を取り巻く経営環境や法制度の変化にそった税制であることである。このような変化の中で、企業を単独会社単位の経営でコントロールし、業績を評価することに意味はなくなってきており、投資家にとって重要な企業の財務情報が、連結財務諸表中心のものへと変化している。そのため、従来の課税制度では十分に対応できなくなっていることは明白であるからだ。③税制の国際的な整合性からも連結納税には企業にとってのメリットがある。多くの先進諸外国では、連結納税制度が一般的であるため、諸外国の企業から、税務戦略上の混乱を避けるために日本でこの制度の導入を求められている。④上述のような利点のために、海外からの投資が促進され、日本経済の活性化にも有利であるだろう。

〔主要参考文献〕

〈雑誌論文〉

1. A. J. レドラー・井上久彌訳「ドイツの企業集団税制」『租税研究』No. 495 1991
2. 味村治「連結意見書と商法」『企業会計』19. 7 1967, 10
3. 荒井益太郎「連結財務諸表制度化への諸問題」『企業会計』19. 7 1967, 10
4. 池田和明「連結時代の株価重視経営—グループ本社の果たす役割—」『経理情報』No. 917 2000, 5, 1
5. 井堀利宏「連結納税制度のデザインと論点—経済・財政学の視点」『税研』Vol. 15, No. 5 2000, 3
6. 角田博「連結経営時代の企業法制・税制の課題」『経理情報』No. 917 2000, 5, 1
7. 兼子春三「関係法人グループ」『税経通信』vol. 32, No. 9 1977, 9

8. 兼子春三「連結納税制度とは」『税経通信』vol. 32, No. 8 1977, 8
9. 黒木文明「企業集団の経営と再編」『証券アナリストジャーナル』2000, 3
10. 経団連「経団連モデルと通産省モデルとの比較」1996, 6, 3
11. 坂本和一「現代企業グループ論の展開方向」『現代と思想』第35号 1979
12. 品川芳宣「連結納税制度—その現状と課題」『企業会計』第52巻2号 2000
13. 品川芳宣「法人税の課税ベース拡大論と外形標準課税の関係」『租税研究』1999, 111
14. 住田孝之「連結納税制度の導入に関する検討」『商事法務』1996
15. 多田雄司「子会社・関連会社への支援と連結納税制度導入の方向」『税理43巻8号』2000, 7
16. 忠佐市「連結納税制度—その特質」『税経通信』Vol. 31, No. 10 1976
17. 辻山栄子「連結会計の進展と連結納税制度」『税研』Vol. 15, No. 5 2000, 3
18. 中里実「企業グループに対する課税のあり方」『証券アナリストジャーナル』1996
19. 中田正信「アメリカの連結納税制度」『租税研究』No. 491 1990
20. 中田正信「連結納税制度のデザインと論点—連結納税申告書の計算体系」『税研』Vol. 15, No. 5 2000, 3
21. 中田正信「税効果会計・連結納税制度」『企業会計』第51巻1号 1999
22. 中村正信「連結納税制度に関する検討課題」『租税研究』1996, 12
23. 野田秀三「連結納税制度をめぐる課題」『法律のひろば』1997
24. 本間正明・前川聡子「連結納税制度の経済的効果」『税研』2000, 3
25. 本間正明・前川聡子「連結納税制度の経済的効果」『税研』Vol. 15, No. 5 2000, 3
26. 全国証券取引所協議会「平成11年度株式分布状況調査結果の概要」『証券』52巻 617号 2000, 8
27. 全国証券取引所協議会「市場価格でみた株式保有状況調査」『証券』52巻618号 2000, 9
28. 武藤泰明「純粹持株会社の出現が株式市場に及ぼす影響」『経理情報』No. 917 2000, 5, 1
29. 森信茂樹「会社分割税制と連結納税制度」『税研』Vol. 15, No. 5 2000, 3
30. 吉牟田勲「連結決算・連結納税制度導入の背景とその概要」『税理』42巻14号
31. 吉牟田勲「連結決算と連結納税制度」『税研』1999, 7
32. 阿部泰久／井上隆「税額合算方式による日本型連結納税制度の導入」『税経通信』第54巻第3号 1999, 2
33. 井上久彌「フランスの連結納税制度」『租税研究』No. 492 1990
34. 井上久彌「イギリスの企業集団課税制度」『租税研究』No. 494 1990
35. 井上久彌「企業集団税制の基礎理論」『会計』1997, 12
36. 井上久彌ほか「オランダの連結納税制度」『租税研究』No. 497 1991
37. 井上久彌編「連結納税制度の個別研究」（社）日本租税研究協会 1993
38. 岸田雅雄「連結会計・連結納税と商法改正」『税研』1997, 12
39. 井上久彌「連結納税制度導入の動向と課題」『税研』Vol. 12 73 1997, 5
40. 浦野晴夫「連結納税制度の導入をめぐる論議と諸問題」『税理』42巻3号
41. 横山彰「連結納税とキャッシュフロー」『税経通信』1999, 6
42. 近藤望「米国の連結納税制度の概要と税務 戦略のケーススタディー」『税経通信』第51号 1996, 4
43. 金井信次／豊田浩之／竹宮祐二「米国の連結納税制度について」『租税研究』1998, 7
44. 金児昭「グループ経営と連結決算」『企業会計』1997, 1
45. 増井良啓「連結納税制度をめぐる若干の論点（Ⅰ）—法人税制の変容を中心として」『税研』2000, 5
46. 太田達之助「連結納税制度が企業に与える影響」『企業会計』51巻13号 1999
47. 醍醐聰「支配会社のリーガル・リスクと連結会計制度」『東京大学経済学論集』65- 3 1999, 10
48. 日本租税研究会「連結納税制度実務研究会の中間報：『連結納税制度』の提案」『租税研究』第590号 1998, 12
49. 野田秀三「欧米主要国における連結納税制度」『企業会計』51巻13号 1999
50. 矢内一好「連結納税制度の概要と今後の課題」『企業会計』51巻13号 1999

51. 矢内一好「連結納税制度導入に向けて解決すべき諸問題」『税理』42巻10号 1999
52. 矢内一好「連結納税制度をめぐる諸問題」『JICP ジャーナル』1998, 12
53. 齋藤真哉「連結納税制度と税効果会計」『企業会計』51巻13号 1999
54. (社)日本租税研究会連結納税制度実務研究会「諸外国の連結納税制度調査結果報告」『租税研究』No. 598 1999, 8
55. 平林素子「日米投資協議の概要と企業集団課税制度について」『租税研究』No. 589 1998, 11
56. 関口智「現代企業税制改革の源流」『証券経済研究』No. 23 2000, 1
57. Mark Latham「日本におけるコーポレートガバナンス」『証券ナナリストジャーナル』Vol. 38 No. 1 2000, 1
58. 中川英太郎「外国人投資家と日本株取引」<http://www.tse.or.jp/>
59. 寺沼太郎「株式持ち合いの最近の動向―株式分布状況調査のデータから―」<http://www.tse.or.jp/>

〈書籍〉

60. 水野忠恒『アメリカ法人税の法的構造』有斐閣 1988
61. 宮崎義一『戦後型白本の経済機構』新評社 1966
62. 井上久彌編『連結納税制度の個別研究』(社)日本租税研究協会 1993
63. 井上久彌『企業集団税制の研究』中央経済社 1996
64. 青山監査法人・プライスウォーターハウス編『総解説・連結納税制度』日本経済新聞社 1998
65. 中田信正『連税納税申告書論』中央経済社 1978
66. 奥村宏『日本の株式会社』東洋経済 1986
67. 片山善行『海外事業展開における税務戦略』中央経済社 1998
68. 岸田雅雄『結合企業会計の法的規制』有斐閣 1984
69. 木下勝一『ドイツの連結納税―機関会社制度の研究』森山書店 1999
70. 武田晴人『財閥の時代 日本型企業の源流をさぐる』新曜社 1995
71. ジョン・スコット『現代企業の所有と支配』税務経理協会 1995
72. 橋本寿朗／武田晴人編『日本経済の発展と企業集団』東京大学出版会 1992
73. Oberndorff, F 『Reform der Konzernbesteuerung, Notwendigkeit, Möglichkeiten und Auswirkungen』Hamburg 1996

修士論文要旨：インド連邦国家の政府間財政の研究

——連邦中央政府と州政府間財政を中心として——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 村 井 英 紀

本論文は、発展途上国の政府間財政について研究したものである。政府間財政には、中央集権制度におけるものと連邦国家制度におけるものと連邦国家制度における二つの制度が考えられる。本論文では、連邦国家の制度に関するものを選択し、特にインドの連邦国家についてその政府間財政や問題を分析した。イギリスから分離したコモシウェールズ諸国として、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどが先にこの制度を導入して成功させた。これに遅れて、インドも1947年の独立と同時に邦国国家の道を歩んだ。インドは、先にこの制度を確立させた国を見習った自国の制度の拡充を図った。特に財政面の取扱いを明確にするため、インド連邦国家はインド憲法第264条から第293条に財政条項を規定した。インドの政府間財政のうち連邦中央政府及び各州政府間の財政関係には、財源配分に係る区分調整と財政の権限委譲問題が内包されている。連邦制を選択するということは、地方分権の確立を目指していることであり、地方政府の独立権限を認めていく方向へ動いて行くことを表している。しかし、実際は何れの連邦国でも、財源ウエイトは連邦政府に置かれその配分権限はかなりの部分がこの政府に掌握されている。

従来のインド財政学者の研究では、インドにおける財政黒字から赤字への転落をした時期1982年頃の状態が、如何にして発生したかいまだ明確な答えを見出せない状態が続いている。本論文では、この点の解明をするためにインド憲法に規定されている財政条項の分析をし、国家政策との調整がどのようにされているかの考察をした。インド憲法には、財政条項として上記財源の区分調整や財政の権限委譲を均衡にして実施するために財制委員会なる組織の設置が義務付けられている。この委員会の勧善を通じて、それが大統領にされることにより連邦議会の審議を受けて、実際に財源の配分の調整等がなされる。条項通りに財政委員会が機能していれば、連邦中央政府と各州政府間の財政関係の不均衡は全く生じなかった。しかしながら、両者間の不均衡は発生している。この原因として、本論文では憲法規定にある財政委員会と政策上の国家計画委員会を対比して考え、両者の実施期間のズレを分析した。これに加えて、本来の機能が実行されていない財政委員会の任務等についても詳しく分析した。これらの二つの要因が、財源配分の区分調整及び財政の権限委譲の運営に支障をきたしていることを解明した。加えて、財政委員会の機能回復への解決案について課題と展望をも示している。

本論文の構成は次の通りである。

序章 いまインド連邦国家の政府間財政が自ざれるのはなぜか

第1章 インド政府間財政の特徴

第2章 インド連邦国家における連邦財政の発展

第3章 中央政府と州政府の財政関係

終章 結論

まず、序章では本研究の課題の設定と取り組み方について述べ、自らがインド政府間財政をそのテーマとして設定した背景を記した。連邦国家の財政を研究するに当たり、米国の財政学者で

あるセリーグマンとマスダレイヴの基本的考え方に接し、これを糸口とする考え方に言及した。そして、第1章から終章までの概略を示した。

第1章では、インドの1990年代に入ってから財政体系と財務行政の機能的分類をした。この中で、現在実施されている財源配分に係る区分調整及び財政に関わる権限委譲は働いている。税源の区分である税収の直間比率及び財政調整の配分率も、分析に適用した数値から見えてきている。また財政制度自体は、インド憲法規定に則して体系だっているので、連邦中央、州及び両政府の競合条項の規定に分類されて機能していることがわかる。インド連邦国家における具体的な連邦政府と州政府の、それぞれの歳出入を分析し現在のインドの政府間財政の中身を考察した。そして、中央政府と州政府の財政関係について多くの研究をしているインド人財政学者ティムマの研究を分析し、本章で指摘する点との相違を含めて彼の着眼点を探った。

第2章では、インドの連邦国家の歴史として、その財政面の問題である連邦財政の変遷を捕らえた。インドの独立を境にしてその前後に分けての分析である。インド連邦国家そのものが、イギリスの前時代の植民地行政の中に置かれたときに創案されていた。まず、財政機構の歴史の変遷にふれることによって、インド連邦国家がムガル帝国及び大英帝国の後に成立した事実を示した。その後、独立前の1900年初期にインド行財政の基本制度の確立がなされた。様々な改革が、その時期インド総督及び大英帝国本国のインド相によってされ、機能区分、財政区分及び地方への貢献制度の確立が実現した。そしてインド政府法による財政条項の制定から、独立後インド憲法制定の日が来る。既に、税目についてはインド政府法にその細目が規定されていた。これに加えて、インド憲法ではさらに明確な連邦税目、州税目及び競合となる共同税目が規定されて財源となる税源の明確化が実施された。本章では、中央—州財政関係の本質については述べていない。これを述べる前に、如何に連邦財政がインド憲法下において図式化されているかに言及した。

第3章では、本論文の主となる課題についての分析を、財政委員会を中心にして考察した。本章で捕らえた視点は、インド憲法に規定のある財政委員会の在位期間と憲法に規定されていない国家計画委員会の期間とのズレが、財政赤字を早めたのではないか、ということである。しかし、実際はこの状況にさせたのはむしろ、財政委員会そのものの機能に欠陥があるためで、そのために必要な解決策を提示した。勿論、当初の指摘である期間のズレもその要因の一つである。これに関しても、どのような期間を財政委員会及び国家計画委員会が持ち得るのかその方策も検討した。財政関係に関する、インド憲法上の取扱いを細かく調べることによって、この財政の調整の傾向と関係が分かってくる。財政委員会についても、その機構及び働きについて憲法規定上の条項通りの機能が発揮されないのなら、その修正も必要となってくる。このような点に関しても、なぜ機能が働かないのか従来からの過程はどのようであったのかの点も分析した。結果として、必要とされるインド人財政学者及び元財政委員会委員などの批判と提案を考慮して、委員会の本来あるべき姿を考えた。そして、これはやはり憲法の運用に問題があり、委員会そのものにも独立性と不偏性及び公平性などに欠ける点が指摘できた。

最後に、結論で指摘できたのは、財政委員会の勧告の不十分さによって財源配分の区分調整及び財政の権限委譲が連邦中央政府から、州政府にうまく実施されなかったことである。それに、財政委員会及び国家計画委員会の相互関係の歪み、そして財政委員会そのものの職務に対する機

関としての組織の不十分さが関係していた。この要因を本結論にて記した。

〔主要参考文献〕

- 池上淳『財政学』岩波書店 [1998]
- 伊藤正二・絵所秀紀『立ち上がるインド経済』日本経済新聞社 [1995]
- 岩崎美紀子『分権と連邦制』ぎょうせい [1998]
- 古賀正則・内藤雅雄・中村平治編著『現代インドの展望』岩波書店 [1998]
- 佐藤宏『インド経済の地域分析』古今書院 [1994]
- 山本磐男『インドの構造調整と税制改革』中央経済社 [1997]
- AMBEDKAR, B. R. [1925]. "EVOLUTION OF PROVINCIAL FINANCE IN BRITISH INDIA", P. S. King.
- BHARGAVA, G. F. [1967]. "THE THEORY AND WORKING OF UNION FINANCE IN INDIA", George Allen Urwin.
- BANERJEA, P. [1929]. "PROVINCIAL FINANCE IN INDIA", Macmillan and Co..
- BASU, D. D. [1998]. "CONSTITUTIONAL LAW OF INDIA", Prentice-Hall India.
- BOMBWALL, K. R. [1984]. "THE FINANCE COMMISSION AND UNION STATE RELATIONS IN INDIA", Indian Institute of Public Administration.
- DATT, R., SUNDHARAM, K. P. M. [1999]. "INDIAN ECONOMY", S. Chand.
- DEWETT, K. K., VARMA, J. D., SHARMA, M. L. [1998]. "INDIAN ECONOMICS", S. Chand.
- GANI, H. A. [1990]. "CENTRE-STATE RELATIONS AND SARKARIA COMMISSION: ISSUES INSTITUTION, CHALLENGES", Deep and Deep Pub.
- GREWAL, B. S. [1975]. "CENTRE-STATE FINANCIAL RELATIONS IN INDIA", Panjab Univ. Press.
- KUMAR, K. [1999]. "THE CONSTITUTION OF INDIA", Kamal Law House.
- MARKANDAN, K. C. [1988]. "CENTRE-STATE RELATIONS: PERSPECTIVE", ABS Publication.
- MUSGRAVE, R. A., MUSGRAVE, P. B. [1989]. "PUBLIC FINANCE IN THEORY AND PRACTICE", McGraw-Hill.
- MUSGRAVE, R. A. [2000]. "PUBLIC FINANCE IN A DEMOCRATIC SOCIETY VOLUME II", Edward Elgar.
- MENDEZ, R. P. [1992]. "INTERNATIONAL PUBLIC FINANCE", Oxford Univ. Press.
- PAPOLA, T. S. [1980]. "UNION-STATE FINANCIAL RELATIONS IN INDIA", Sterling Publisher.
- RAPHAEL, J. C. [2000]. "DECENTRALISED PLANNING IN INDIA", Anmol Publications Pvt. Ltd..
- SELIGMAN, E. R. A. [1931]. "ESSAYS IN TAXATION", The Macmillan Co..
- SEN, A. K. [1999]. "DEVELOPMENT AS FREEDOM", Alfred A. Knopf.
- SHUKLA, A. [2000]. "REGIONAL PLANNING SUSTAINABLE DEVELOPMENT", Kanishka Publishers.
- SAHARAY, H. K. [1998]. "THE CONSTITUTION OF INDIA", Eastern Law House.
- THIMMAIAH, G. [1985]. "BURNING ISSUES IN CENTRE-STATE FINANCIAL RELATIONS", Ashish Publishing House.
- [1986]. "FINANCE COMMISSION", Ashish Publishing House.

- [1995]. “*FINANCE COMMISSION AND CENTRE-STATE FINANCE RELATION*”, Yon-
ja, Jan. 15th, Feb. 28th.

日本の企業再編の進展と企業分割税制

立命館大学大学院経済学研究課博士課程前期課程2回生 村 上 貴 美

第一節「日本経済の成熟化と企業組織再編」ではバブル崩壊後の日本経済と近年増加するM & Aの動向を素材にして会社分割制度導入の意義を検討した。第二節「企業再編と人的分割」では、商法改正による会社分割制度の概要を踏まえ、会社法改革における残された課題と会社分割の今後の方向を検討した。第三節では「会社分割税制の特徴と問題点」を検討し、企業組織再編税制の基軸としての会社分割税制の課題を明らかにした。以上が本稿の構成概要である。本稿の主要論点・主張点は、次の3点である。

第1は、企業組織再編税制・会社分割税制の固有の課題とその構造を明確にすることである。会社分割とは、会社からその一部を切り離すことにより、一つの会社を法律上独立した複数の会社に分けることであるが、2000年の商法改正により新たに導入された会社分割は、「会社の営業の全部または一部を他の会社に継承させることにより、会社を分割する」というもので、従来のわが国商法にはなかった概念である。これにより会社分割の形態・方法は多様化し、吸収分割（分割する会社の営業を継承する会社が既存の会社である場合）と新設分割（継承する会社が分割により新しく設立される会社の場合）が、それぞれ物的分割（営業を継承する会社が新たに発行する株式を分割する会社に割り当てる場合）と人的分割（新たに発行する株式を分割する会社の休主に割り当てる場合）とに分かれ4つの分割種類が設定されたが、このうち人的分割が新たに商法改正により実現したものである。従って、会社分割の際の課税の取扱い、会社間の資産の移転、各種引当金等の引継ぎ、株式などの交付といった局面で問題となる。これらの企業財務現象は、何ら新規なものではなく、資産移転に伴う譲渡益には課税する等の税法上の処理の原則は従来から確立している。問題は、これら従来からの課税上の原則を、これまでの処理原則との整合性を重視してそのまま適用すると、会社分割の実施の度に課税が生じ、そのことが機動的・柔軟な企業再編を阻害することになり、商法改正で導入された会社分割が税法の原則により機敏に活用されない事態が生ずる。税法上の従来からの原則との整合性を維持しつつ、企業組織再編を推進しうる課税上の仕組みをどう構築するかが、会社分割税制の画有の任務であり、その範囲は上記の諸局面から構成される。2000年7月の税制調査会の中期答申が、会社分割税制を検討する視点としてあげた4点（①合併・現橋出資などの資本等取引と整合性のある課税のあり方、②株主における株式譲渡益課税やみなし配当に対する適正な取扱い、③納税業務・各種引当金などの意義・趣旨などを踏まえた適正な税制措置のあり方、④租税回避の防止）は、そのことをよく示しており、ここには、会社分割税制の全体像とその構造を捉える際の主要論点が表示されている。

第2は、会社分割税制の個別の各分野の問題点とその具体的処理の仕組みを把握することである。ここには、5つの論点がある。

1. 具体的な税務処理の際の基本原則の確定の問題であり、前述の第一論点と関連するものである。すなわち、企業組織再編による資産移転に対しては、その取引実態に合った課税など、適切な対応を行う必要があるが、企業組織再編に係る法人課税のあり方の検討のための基本視点と

しては、現行の現物出資や合併等に係る税制を再検討し、全体として整合的な考え方で整備する必要がある。すなわち、①会社分割には既存税制たる現物出資・合併等と共通する部分があり（例えば分割型吸収分割と合併では同一の効果）、同じ効果を発生させる取引に対して異なる課税をすると租税回避の温床を作ることになるので、それは避けるべきであるし、②営業譲渡による企業買収（資産の時価取引として譲渡益課税）と合併による企業買収（課税繰り延べ）における取扱の相違は、現行税制の問題点であるが、こうしたことは整合的に処理されるべきことである。

2. 資産等を移転した法人に対する課税問題には、(1)移転資産の譲渡損益の取扱いと、(2)資本の部の金額の取扱いの問題がある。前者については、移転資産の譲渡損益の取扱いは、繰延しなないのが原則であるが、特例として繰延が容認される場合がある。その要件については5に述べる通りである。後者については、商法上、分割型の会社分割や合併において引継ぎが認められる資本の部の利益準備金やその他の留保利益を、税法でも引継ぎを容認するがという問題である。これは以前から曖昧であった合併本質論への商法・税法の姿勢を改めて明確化した点に意義がある。

3. 株主に対する課税は、その特徴として(1)株式の譲渡損益の取扱いと、(2)みなし配当の取扱いが関連する。(1)は新株式の交付を株主が受けた場合、原則として株式の譲渡損益が発生するが、金銭の流入がない場合には投資の継続性を鑑み非課税とする。また、(2)に関しては資産の移転を原則によらず、時価で移転した場合に発生する。これは、ともに株主へ金銭などの利益の流入がない場合に非課税措置をとるという点で実態に合ったものとなるよう配慮がなされている。

4. 引当金等の引継の会計処理とその税務については、特に合併における繰越欠損金の引継ぎが原則可能となった点に特徴がある。ただし、分割は合併以上に租税回避行為の問題があり分割の場合の引継ぎは今後の課題である。

5. 原則＝移転時課税と例外・特例＝課税繰り延べとの関連である。すなわち、租税回避の防止策とその要件の具体的明確化である。移転資産の譲渡損益の取扱いについては、企業グループ内での資産移転の場合と共同事業のための資産移転の場合とで区別されるが、まず両者の共通要件としては独立事業要件と事業継続要件とがある。更に企業グループ内での再編は持株割合が100%未満で50%超であることなどから従来とは全く異なった組織再編を視野に入れたものとなっている点に特徴がある。

第3は、以上のような特徴をもつ会社分割制度及び会社分割税制を現時点で導入することの意義の解明である。現在日本企業は、バブル崩壊で弱体化した企業経営の再建と、迅速に変化する経済環境や国際化の進展に適応した柔軟で機敏性のある企業組織への転換のため、企業の主力部門の「選択と集中」による企業再編が必要となっている。一方、こうした企業側のニーズに対し、日本の制度は余りにも硬直的で機敏性に欠いたものであったが、日本企業が国際競争力を維持するためにも、企業再編にかかる最後の法整備であり、持株会社設立後の再編に不可欠な人的分割という従来の分社化にない新しい要素を含んだ会社分割制度の構築が必要である。今回の商法改正の中心は、①従来利便性の低かった分社化制度の大幅な拡充と②人的分割という新概念の導入であることは、前記のとおりであるが、この人的分割の制度は株主利益保護の観点などから導入が見合わせられてきた経過がある。人的分割は持株会社設立後の企業グループ内の再編などに不可欠であり、欧米諸国では既に一般的な企業再編の手法となっており、国際化時代の企業グループにおける企業組織の機動的再編成のために導入された。以上のような歴史的経過のなかで商法

改正・法人税法の改正による会社分割制度の新形態の創設と課税繰延要件の明確化、旧来の原則との整合性の維持の下での会社分割軌道化のための税制が制定されることになった。本改正は時代の変革に即応し今後の税制の方向性を示唆する重要なものであると評価できる。

〔参考文献〕

- 青木恵一「株式の譲渡損益、みなし配当」『税経通信』2001年2月号
- 大島恒彦「会社分割法制の成立と分割税務の留意（上、下）」『国税解説』Vol. 40 2000年8月
- 貝塚啓明「日本的経済システムの功罪」『経理情報』1998年12月10日
- 川北英隆「日本の企業集団―株式保有を巡る動き」『ジュリスト』No. 1104 1997年1月
- 神田秀樹「企業買収課税の基本構造」『産業経理』Vol. 47 1987年3月号
- 岸田雅雄「会社の合併・分割」『判例タイムズ』839号 1994年5月
- 黒川行治「企業再編と企業結合・分割会計の検討」『企業会計』Vol. 52 No. 9 2000年9月
- 穴戸善一「持株会社と会社分割」『商事法務』No. 1412 1996年1月
- 武田昌輔「会社分割税制の問題点」『税理』vol. 43 No. 10 2000年9月
- 武田昌輔「会社再編の場合の簿価引継ぎ基準の問題点」『税経通信』2000年8月
- 武田昌輔「資産の交換に関する課税と企業再編税制」『税務広報』2001年1月号
- 垂井英夫「会社分割会計と税務問題」『税経通信』2000年6月
- 通商産業省産業政策局産業組織化編「企業分割を巡る課題についての研究報告」『別冊商事法務』187号
1996年10月20日号
- 朝永英樹「法人課税の検討課題について」『租税研究』2000年9月
- 朝永英樹、山田博志「会社分割等の組織再編成に係る税制について」『租税研究』2000年12月
- 中江博行「会社分割にかかる税法上の問題（中）」『税理』Vol. 40 No. 15 1997年12月
- 中山祐介「会社分割法制・税制の残された課題」『金融財政事情』2000年8月
- 法制審議会「会社分割資料」1999年7月7日
- 前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱の解説（上、中、下）」『商事法務』No. 1553, No. 1554
2000年3月, No. 1555 2000年4月
- 増井良啓「分社化の手法と連結納税制度」『税研』1999年5月
- 水野忠恒「企業組織の変更と税制」『税研』1999年5月
- 緑川正博「企業再編税制における合併」『税研』2000年11月
- 村井正「会社分割税制のあり方」『税経通信臨時号』2000年9月
- 弥永真生「株式交換・移転制度、会社分割法制と企業結合会計」『企業会計』Vol. 52 No. 9 2000年
- 山田淳一郎「株式交換税制の課題と会社分割税制」『租税研究』2000年10月号
- 山本守之「企業再編税制の概要と実務的検討」『税経通信』2001年2月号
- 吉田允昭「日本企業のM&Aの動向と成功のポイント」『税務広報』Vol. 48 No. 5 2000年5月
- 吉牟田勲「企業再組織（分割・合併）税制の諸外国の動向とわが国関係税制整備の方向」『企業会計』
vol. 52 No. 9 2000年9月
- 吉牟田勲「会社組織百編と税制整備」『商事法務』No. 1574 2000年10月
- 吉木健一「株式交換・株式移転と会社分割の理論的検討」『商事法務』1999年12月
- 「会比分割・合併等の企業組織再編にかかる税制の基本的考え方」『租税研究』2000年12月号

〔参考図書〕

- 居林次雄『商法改正の重点逐条解説』税務経理協会1999年10月15日発行
- 金子宏『租税法 第7版』弘文堂 1999年3月30日発行
- 川北英隆『日本型株式市場の構造変化』東洋経済新報社 1995年9月7日発行

- 監査法人トーマツ編『リストラの法律・会計・税務』清文社 1996年7月25日新版発行
- 公正取引委員会編『平成11年度版 公正取引委員会年次報告 独占禁止白書』（財）公正取引協会発行
1999年11月発行
- 坂本恒夫ほか企業集団研究会『企業集団研究の方法』文真堂 1996年2月20日発行
- 鈴木・竹雄『新会社法 全訂第三版』弘文堂 1991年4月10日発行
- 武井一浩・平林素子『会社分割の実務』商事法務研究会 2000年10月6日発行
- 武田昌輔『企業課税の理論と課題』税務経理協会 1995年8月20日発行
- 武田隆二『平成10年度版 法人税法精説』森山書店 1998年9月5日発行
- 垂井英夫『会社結合と課税問題』税務経理協会 1999年11月1日発行
- 土屋守章『現代企業入門』日本経済新聞社 1993年6月2日22刷発行
- 中川美佐子『会社合併の源流』千倉書房 2000年2月25日発行
- 中津幸信『会社分割と企業再編』清文社 2000年7月25日新版発行
- 日本貿易振興会『2000年版 ジェトロ投資白書』日本貿易振興会 2000年3月8日発行
- 日本公認会計士協会近畿会『年次研究報告書—平成11年度』2000年3月31日発行
- 村松司叙『企業合併・買収』東洋経済新報社 1989年2月2日発行
- 森信静治ほか『M&Aの戦略と法務』日本経済新聞社 1999年11月22日発行
- 渡辺淑夫『要説法人税法』第8版発行 税務経理協会1996年7月10日
- How Mergers Go Wrong, The Economist, July 22, 2000, 15
- Kirk J. Stark and Eric M. Zolt, United State Partnership Taxation, (2000)

薬剤経済学的評価の方法論についての研究

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 安田 一代

1. はじめに

薬剤経済学的評価の必要性

我が国の国民医療費は1999年度において、28兆5000億円（前年度比3.7%増）で過去最高を更新した（2000年7月新聞発表）。老人医療費も高齢化の一層の進展に伴い、今後なお着実に増大していくことが見込まれている。

こうした状況下、医療資源の効率的利用という観点からも、医療サービスや医療プログラムに対する経済学的評価が求められており、「その医療行為は本当に必要なのか」、「その治療法は本当に有用なのか」について考え直さねばならない時期に来ている。

ここでは、医療政策を考えるベースとなる「医療現場における資源の効率的利用」の側面に焦点を当て、代替的医療サービスや医療プログラムがあるとき、[どの医療サービスや医療プログラムを選択することが資源配分の効率性の観点からみて社会的に望ましいか]についての判断に必要な情報を提供するための、経済学的評価の方法論について検討してみた。

疾病の起こる成因となる環境要因から、疾病の発生に至る経路（予防医学の分野）、発生した疾病に対する適切な治療法の選択（EBM: evidence based medicine の分野、すなわち最大の効果または効用が得られて、有害反応が最小となるような治療方法の選択）と、それによって得られたデータを総合して一般化するための正しい解析方法の選択など、実際の医療の場に直結した総合的な技術的医療経済学的評価を行うことがまず先決であり、そこで得られた結果を基にして、医療制度（医療の提供体制、薬価制度、診療報酬体系、高齢者医療の在り方）や医療保険制度などの政策が決定されることが望ましい。

2. 薬剤経済学（pharmacoeconomics）における評価方法について

薬剤経済学的評価方法はEBM研究の中で応用されている。EBMとは「患者に対して、医療情報の妥当性・信頼性を十分ふまえた上で、確実で明確な臨床判断を行なうことを重要視する医療の方法」と定義されている。これを実行するために必要とされるものは、経験と専門知識、現状で利用可能な最も妥当な客観的根拠、これらに基づいた医療を可能にする環境の三つである。EBMは実際の患者の問題を解決するために必要な根拠を探し出す方法であり、さらにその根拠を評価し、実際の患者に適用できるかどうか、適用するなら実際にどのように行なうかを判断する方法論まで含む、包括的で実際的な手法である。薬剤経済学的評価を行う場合には公表論文を用いた方法や、プロスペクティブな臨床試験に基づいて結果を得る方法があるが、いずれも利点と欠点を有している。

●薬剤経済的評価における分析手法と事例の紹介（表2）

主に薬物療法を中心としたテクノロジー・アセスメントを薬剤経済学的評価（pharmacoeconomic evaluation）といい、医療における「費用」と「便益」の両面からの評価が行われる。具体的な薬剤経済学的評価方法の種類としては、費用最小化分析（CMA）、費用効果分析（CEA）、費用

効用分析（CUA）、および費用便益分析（CBA）などが応用されているが、その方法の概略は、医療サービスに投入される資源を明確にして、これにより得られる結果を想定することにある。費用便益、費用効果、費用効用分析は、費用と便益との関係进行评估するものであり、費用が減少し、便益が向上する選択肢、すなわち支配戦略（dominant strategy）を決定する手法である（概略を表2に示す）。

ここ数年来、薬剤経済学は、新規治療法进行评估するための意思決定モデルの作成から始まっており、1980年以降、薬剤経済学的評価関連の報告数も急増してきている。近年に至り、この領域における研究は世界的に成熟してきているが、日本におけるこの分野の研究はまだ未成熟であり、日本語での報告論文も少ない。しかし、今後は世界の動向と歩調を合わせて、さらに研究が進展するものと予測される。

国際的にみて、各種薬剤経済学的評価の方法論に関して、薬剤経済学分野の外国文献（英語で報告されている論文）を中心に収集し、各疾患―薬効領域における各種分析の方法について、実例をもとに評価方法の実際と、問題点などについて検討した。

3. 薬剤経済学的評価の考察と今後の方向性

わが国における医薬品評価の問題点については、医療情報の公開と共有における問題（情報の非対称性の問題、製薬企業に有利な臨床データの公開、臨床試験実施の際の企業間の情報公開制限に関する暗黙の協定など）が基本的に存在する。

薬剤経済学的評価を行う場合の問題として、データ収集の困難さ（プロスペクティブな臨床試験に基づいてデータを収集する際に遭遇する多くの問題、QOLデータ測定の際の評価尺度が未整備であること、研究に必要な疫学データが整備されていない点、疫学データの独占的閉鎖的な収集・利用の実態など）に関連した問題が存在しており、さらには、評価そのものにおける問題として、プロスペクティブ試験の試験計画に経済学的評価を含める際の基準設定の仕方（適切な評価手法の選択、評価の視点、評価に含める費用の範囲など）により、大きく結果が違ってくるという点、評価に際して採用した特定の条件下でのみ有効な結論であるという限界があることを認識しておかねばならないなどの問題が存在する。また、通常の臨床試験とは異なり、薬剤投与による外部効果や継続効果などのように試験計画に盛り込み、どのように評価するのかについても明らかにせねばならず、対象疾患の特性や、評価項目の重み付け、評価の対照となった代替治療法を選択基準なども、医学の進歩とともに時々刻々変化していることを考慮せねばならない。したがって、得られた結果は絶対的なものではなく、その時点での相対的な評価結果に過ぎないものであることを理解しておく必要がある。

薬剤経済学的研究の前提条件となる多くの要因が、各国の制度の違いなどにより影響を受けるという問題もある。費用の算定の仕方の違い、利用可能な薬剤の種類の違い、気候風土の違いにより疾患そのものの疫学的なベースが異なることなども考慮して、評価に含めなければならない。評価に影響を及ぼすと思われる要因のうち、重要な共通要因を明らかにし、国際的事情に影響されずに一般化できる条件を見出すことも重要である。

また、薬剤経済学的データを、実際の医療の場に活かすためには、医師がコスト意識を持つことが重要であり、迅速かつ的確に、最適な治療法を選択できるようなマニュアルの策定、および医師からのフィードバック情報を収集して、評価結果自体を見直すといった、ダイナミックな情

報システムの構築が必要である。これらの研究で得られたデータを蓄積し、EBM 関連データが整備され、医療に携わる関係者や患者にもその情報が公平に提供され、情報の公開・共有が社会的に実現されれば、医者と患者の間における情報の非対称性も緩和され、医療に対する国民の信頼を取り戻すことができ、だれもが満足できる医療の実現が可能になるであろう。

〔参考文献〕

- 1) 『保険薬事典』薬業時報社 1998.
- 2) 『日本医薬品集』日本医薬情報センター編 1997.
- 3) 久繁哲徳監訳『根拠に基づく治療 Evidence-Based MEDICINE』薬業時報社 1999.
- 4) 厚生労働省統計システム :
<http://www.dbtk.mhw.go.jp/toukei/kihon/index.html>
- 5) Trisha Greenhalgh 『EBM がわかる—臨床医学論文の読み方—』金芳堂 1999.
- 6) Am. J. Health Syst. Pharm. 56 : 1630-1640, 1999.
- 7) Annu. Rev. Public Health 18 : 529-48, 1997.
- 8) 『Elementary Economic Evaluation in Health Care』BMJ Publishing group, 1996.
- 9) 漆博雄編『医療経済学』東京大学出版会 1998,
- 10) 藤野志朗『医療と医薬品の経済分析』東洋経済 1999.
- 11) Clinical Therapeutics 18(5) 969-978, 1996.
- 12) Clinical Therapeutics 18(6) 1298-1306, 1996.
- 13) Am. J. Health Syst. Pharm. 57 : 146-155, 2000.
- 14) Pub Med : <http://www.ncbi.nlm.nih.gov/PubMed/>
- 15) Anti-cancer Drugs 9 : 899-907, 1998.
- 16) Lung Cancer 28 : 97-107, 2000.
- 17) 西田在賢『マネジドケア医療革命』日本経済新聞社 1999.
- 18) The Informed Prescriber 11(6) 59, 63, 1996.
- 19) 『新薬臨床評価ガイドライン』日本公定書協会編 1995.
- 20) 広井良典『医療の経済学』日本経済新聞社 1994.
- 21) 「薬剤経済学の政策決定への利用とその問題点」:『医療と社会』8(1)11-23, 1998.
- 22) 「わが国における薬剤経済学研究の現状と展望」:『医療と社会』8(1)1-9, 1998.

表2 医療経済学評価手法の比較

出典：Elementary Economic Evaluation in Health Care：BMJ Publishing group, 1996.

中国における外資の導入と地域経済発展

——西安市を事例として——

立命館大学大学院経済学研究科博士前期課程2回生 姫 薇

本論文は中国「中西部大開発」の課題から西北部最大都市西安市における外資導入形態と内陸部直接投資の特徴を検討する。さらに今後の内陸投資を展望する。中国は1979年の改革・開放政策以降、東部・中部・西部の三大地域で「非均衡配置戦略」が実施され、経済成長の重点が東部沿海地域におかれた。こうした政策の結果は地域経済格差が拡大し、中西部地域の経済発展は停滞し、社会不安が増大した。こうした問題に対処するために、政府は「中西部大開発」の戦略構想を打ち出した。このような状況から、中国内陸部は外資導入の拡大が今後の経済発展の方向性を定めることになる。本論文は以上の問題視角から次のような構成となる。1. はじめに、2. 開放政策後の中国经济と外資導入、3. 西安市における外資系企業、4. 外資導入による西安市経済の課題、5. おわりに—内陸投資の展望。

中国における地域経済格差の拡大によって、中国の対外開放戦略は沿海部から内陸部に拡大しようとしている。中西部開発の重要性は今後も増大する。そこで第1章では、なぜ西部地域経済および西安市経済を取り上げるかの理由を明らかにする。

第2章は開放政策後の外資導入の意義と開放政策前の外資導入状況を概観し、その特徴を明らかにする。2—1では外資導入の意義を論じる。それは中国经济の国際化・市場化の進展、技術移転とハイテク産業の発展、輸出振興、資金ギャップの補填による固定資産投資の拡大、雇用の創出、郷鎮企業との合併や国有企業との技術提携を通じた国内企業の活性化などの特徴を生み出した。2—2では開放政策前の中国は基本的に政治闘争、閉鎖的経済体制を実施してきたことおよび外資は借款を中心として導入していたことを明らかにする。2—3では開放政策後、外資導入規模が拡大し、投資構成が変わり、直接投資の割合が増加したこと。さらに90年代以降の外資導入の特徴を明らかにする。

第3章は西安市における外資系企業、西安市経済概況、日系企業投資状況を分析する。とくに日系企業に関してはブラザー工業の子会社「西安兄弟標準株式会社」を取り上げ、日系企業組織を分析する。3—1西安市経済概況は、建国以来の既存する産業基盤および中国经济に占める位置、外資導入状況を概観する。3—2日系企業の投資では、西安市における日系企業の投資の特徴を検討する。3—3日系企業の組織では「西安兄弟標準株式会社」をブラザー工業深工場と比較し、西安市経済でのシェアあるいは今後の展開過程を分析する。

第4章は外資導入と西安市経済の課題において、現在中国のハイテク技術が全体的に世界水準に遅れている。こうした状況をふまえて、西安市高新技術開発区へ進出している外資企業の特徴を抽出し、西安市経済の課題を明らかにする。

第5章は外資導入政策と地域経済の発展を明らかにするためには、最後のまとめとして西安市の事例から内陸への外資進出を展望する。外資企業の生産形態、販売ルート、賃金形態、雇用形態および具体的な優遇措置などを検討しなければならないが、本論文では資料の制約があり十分展開していない。これらは今後の課題としたい。

〔主要参考文献・資料〕

日本語

- 丸山伸郎編『90年代中国地域開発の視角』アジア経済研究所，1994年3月
- 上野秀夫著『中国と世界経済：対外開放体制の発展戦略』中央経済社，1990年1月
- 中国國務院發展研究中心・中国社会科学院編，小島麗逸／高橋満／叢小榕訳『中国経済：社会主義市場のすべてがわかる』総合法令，1994年6月
- 内藤昭編著『中国の国際経済戦略』同文館，1992年5月
- 劉佩瓊主編，上原一慶訳『中国経済全情報』同朋舎出版，1995年9月
- 藤本昭編著『中国市場経済への転換』ジェトロ出版，1994年4月
- 于君著『現代の中国経済：経済体制改革と経済成長政策』京都玄文社，1991年9月
- 渡辺利夫・白砂堤津耶著『図説中国経済：世界の中の中国』日本評論社，1993年3月
- 石原享一／常清／高長等編『大陸・香港・台湾からみた中国経済』アジア経済研究所，1994年2月
- 三菱総合研究所編『中国情報ハンドブック』蒼蒼社，2000年
- 石原享一編『中国経済と外資』アジア経済研究所，1998年5月
- 関満博著『日本企業／中国進出の新時代—大連の10年の経験と将来』新評論，2000年10月
- 関満博著『現代中国の地域産業と企業』新評論，1992年1月
- 日本興業銀行調査部・産業調査部編『中国2001年の産業・経済』東洋経済新報社，1997年7月
- 外務省経済協力局編『わが国の政府開発援助 ODA 白書』，1999年
- 『海外進出企業総覧』東洋経済新報社，各年版
- 株式会社総研／中国国家統計局編『中国富力』NEC クリエイティブ，1997年
- ブラザー工業株式会社『有価証券報告書』，2000年
- JETRO 海外調査シリーズ NO. 350『中国データ・ファイル』第11版日本貿易振興会，1999年

中国語

- 陳寬明／柏文喜著『挑戦と機遇：中国入世・西部大開発と西安利用外資』西北大学出版社，2000年6月
- 何煉成／白永秀編『中国西部区域市場経済研究』西北大学出版社，1998年10月
- 彭晋璋著『中日投資合作策略』中国發展出版社，1999年3月
- 王新奎／原口俊道／国崎威宣編『中国対外開放と中日経済関係』上海人民出版社，1999年5月
- 張世賢著『中国引資發展戰略研究』天津人民出版社，2000年7月
- 林樹衆編著『利用外資と發展外向型経済』中信出版社，1991年7月
- 馬洪／王夢奎編『1999—2000中国経済形勢と展望』中国發展出版社，2000年4月
- 劉耀生著，馬洪編『国際直接投資と中国利用外資』中国發展出版社，1999年4月
- 季崇威著『中国利用外資の歷程』中国経済出版社，1999年1月
- 段先勝／楊秋梅著『外国直接投資』上海人民出版社，1993年9月
- 楊永華著，陳清泰編『利用外資と維護国家經濟安全』中国發展出版社，1999年2月
- 中国統計局編『中国統計年鑑』中国統計出版社，各年版
- 陝西省統計局編『陝西省統計年鑑』中国統計出版社，各年版
- 西安市統計局編『西安統計年鑑』中国統計出版社，2000年版
- 王志楽著「跨国公司在中國的競争反戰略調整」雑誌『中国外資』，1999年第2期
- 服部健治著「應對作為市場的中国—日本企業對華投資現狀と問題」雑誌『国際貿易』，1999年第8期
- 馬宇著「實現第二次戰略轉變—面向21世紀的中国利用外資戰略」雑誌『国際貿易』，1999年第9期
- 李建國著「外資西進：跨世紀的戰略決択」雑誌『中国外資』，1997年第9期
- 魏傑著「西部開發的戰略選択」雑誌『中国統計』，2000年第8期
- 陳文鴻・朱文暉著「日本對華投資轉向」雑誌『中国外資』，1997年第6期
- 西安市人民政府資料「中国西安投資指南」，1999年2月

中国 APEC 科技工業園資料「西安高新技術產業開發區—1999年發展情況年度報告」，2000年
西安市對外開放辦公室資料「改革開放結碩果—西安利用外資二十年」，1998年12月
西安市人民政府新聞辦公室資料「古城西安在改革開放中奮進」，1999年
中国 APEC 科技工業園資料「中国西安国家高新技術產業開發區」，2000年
西安市人民政府資料「西安市概況反對外開放情況」，2000年
西安兄弟標準工業有限公司資料「TYPICAL BROTHER」，1999年

社会主義中国における住宅問題

——都市部における住宅難と住宅格差及びその背景——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程2回生 余 勁

本論文は、1950年以後社会主義中国の都市部が抱える住宅問題を分析することを目的としている。論文では計画経済期と市場経済への転換期の両段階を区分した上で、経済発展と歴史的な視点から中国都市部の住宅難と住宅格差を中心として、社会主義中国における住宅問題を検討した。この論文は長期にわたり中国が抱えてきた都市部住宅問題について、従来の研究及び関連資料、データを基に、中国の経済発展との関わりで問題の展開過程を整理したものである。都市化に伴い必ず生じる都市問題の一つである住宅問題は社会主義中国においてどのように展開しているかを述べた。住宅難と住宅難民などの貧困問題に重要な意義を持つ住宅問題が、どのような原因で形成されているかを、また、現在進行している社会主義市場経済化において、どのような形で現れているのかを考察した。さらに、計画経済と市場経済という異なる経済体制下での住宅問題とその変化、住宅供給の諸形態（国家、企業・単位、個人）が計画経済と市場経済化の過程で住宅問題解決に果たした役割について分析した。

第1章では、中国都市部における住宅問題を概観した上で、従来の研究を整理し、不明確な点を明らかにした。その内容は住宅問題の状況とその原因、住宅格差と住宅所有関係の実態、及び住宅問題解決の方策と実際の成果である。さらに、問題分析の前提である用語の定義を行った。都市部の範囲と都市部人口の変遷を時期毎に示し、都市部住民と居民を区分した。また、依拠した資料と時期を区分した根拠を述べた。

第2章では、中国社会科学院中央檔案館の刊行史料を基に、計画経済体制を確立する1958年以前の住宅問題は数量上の絶対不足と質的劣悪であったことを示した。さらに、1958年以前には都市規模別、単位・業種別、公有住宅内部、公有住宅と民間賃貸住宅などの何重もの住宅格差が存在していた。その原因は歴史的な条件に規定された住宅不足、都市人口の増加、住宅投資の不足、老朽化の進行、賃貸住宅供給量に対して利用率の低さであった。1957年までは私有住宅が住宅の主体であったが、国家が建設した公有住宅は新規供給住宅の大部分を占め、住宅の質も高く、深刻な住宅問題を解決するのに大きな役割を果たした。また、国家は個人による住宅建設することを奨励した。「自建公助」・「公建民助」・「民建互助」・「自力調達、自力建設」の形式を通じ、国家・個人・企業の三者が住宅問題の改善を積極的な役割を果たした。

しかし、1958年以後は、国家が極端な生産第一主義路線を取り、人口増加に見合う都市住宅の建設が犠牲になった。その結果、都市部住宅の一人当たり平均居住面積は1957年の4.0 m²から、1978年の3.6 m²に減少した。これは、都市部の生活基盤を無視し、産業基盤を充実した必然的な結果である。加えて、私有住宅が強制的に撤去され、住宅の自建も楚じられたため、個人による新築住宅の建設は行われず、住宅の老朽化が加速された。計画経済の下では、建築材料は生産財として物資部門を通じて供給されるようになり、建築材料市場は閉鎖され、個人は自力で住宅建設・維持管理をすることができなくなった。こうして、深刻な住宅難が進行した。

第3章では、まず、1985年の第1回都市部住宅調査統計に依拠して、都市部の住宅難世帯は

1,753万戸に達していること、都市部の住宅状況は住宅の数が絶対的に不足し、住宅の質も劣悪で、関連施設も非常に劣悪で不便極まりなく、住民の居住水準がかなり低いことを明らかにした。このような劣悪な住宅事情に加えて、都市間、企業（単位）間、および都市内部格差が使用面積・家賃・居住地などの様々の面で存在するという1978年～1991年の住宅問題の実情を述べた。この時期には以上の問題を改善するために、住宅供給制度の改革がなされ、企業（単位）と個人が住宅投資に積極的に参入し、商品住宅や住宅合作社も現れてきた。住宅供給主体は多様化し、その中でも、企業（単位）と言う中国特有な社会形態が住宅問題の改善に特に大きな役割を果たした。さらに、この時期には、低家賃制度と行政的・実物的・分配制度の改革が開始された。

第4章では、市場経済化の進行に対応するために実施された1992年から住宅制度改革を述べ、及び「民工潮」・「盲流」と呼ばれる、都市への大規模な人口流入の中での住宅問題を分析した。その際に、都市部居民と流入人口を区分し、また、中国の住宅難定義と日本における住宅難定義とを比較した。800万戸の住宅難世帯の存在に見られたように、都市居民の住宅問題が未解決であるのに加えて、流入者によって新しい住宅難世帯が生まれ、さらに住宅難民も発生した。このように、都市部では旧来の住宅問題が未解決のまま、都市への人口集中を背景にして新たに深刻な住宅問題が生まれた。一方、都市部では、高価な商品住宅が購入主体の不在によって、空室現象を引き起こしている。計算された1999年中国平均商品住宅販売価格は同年世帯当り平均年間所得の10.9倍に達しており、このような高価な商品住宅を低所得の都市部住民は取得困難である。つまり、住宅難と商品住宅の空室現象を併存という新たな問題が発生した。

本稿は、中国都市部の住宅問題を対象としたもので、農村部の住宅問題についての分析が行われていない。現在の土地所有制度と住宅問題の関連、近年拡大している住宅ローンによる住宅取得の影響などは、今後の研究課題としたい。

〔主要参考文献・資料〕

日本語文献（五十音順）

1. 石川滋・毛里和子 1980年代の中国経済 日本国際問題研究所 1984
2. 石原享一・新家増美 中国経済の多重構造 アジア経済研究所 1991
3. 石原享一・新家増美「社会主義市場経済」をめざす中国 アジア経済研究所 1993
4. 上原一慶・加藤弘之 現代中国の変革 世界思想社 1994
5. 上原一慶・劉佩膽 中国経済全情報 同崩舎 1995
6. 牛見章 解説住宅・宅地都市問題 ドメズ出版 1983
7. 王勝今・劉雲徳ほか 中国の都市人口と生活水準 アジア経済研究所 1994
8. 加藤弘之 中国の経済発展と市場化 名古屋大学出版会 1997
9. 小島麗逸ほか 発展途上国の都市政策と社会資本建設 アジア経済研究所 1996
10. 小島麗逸・新家増美 発展途上国の都市化と貧困層 アジア経済研究所 1995
11. 小島麗逸ほか 中国の経済改革 勁草書店 1988
12. 小島麗逸 中国経済統計・経済法解説 アジア経済研究所 1989
13. 小島麗逸 現代中国の経済 岩波新書 1997
14. 呉敬漣 中国の市場経済 サイマル出版会 1992
15. 曾根康雄 江沢民の中国経済 日本経済新聞社 1996
16. 塚本隆敏 中国市場経済への転換 税務経理協会 1999

17. 長野進 現代中国経済の構造分析 九州大学出版会 1996
18. 中兼和津次 中国経済発展論 有斐閣 1999
19. 日本総合研究所 現代中国事典 日本総研出版 1982
中国社会科学院工業経済研究所 中国社会科学院出版社
20. 早川和男ほか 居住と法・政治・経済 東京大学出版会 1996
21. 早川和男 日本の住宅革命 東洋経済新報社 1970
22. 平田幹郎 現代中国データブック 1992
23. 南亮進・牧野文夫 大国への試練 日本評論社 1999
24. 矢吹晋 中国の経済水準 蒼蒼社 1986
25. 若林敬子 現代中国の人口問題と社会変動 新曜社 1996

〈日本語資料〉

1. 浅見泰司・宋偉国『中国の住宅市場』総合都市研究 NO 67 1998
2. 伊藤由美「北京浙江村の形成と移転について」『季刊中国』1997年春季号 1997
3. 小島麗逸『中国经济』JETRO 1993—1994
4. 世界銀行「計画経済から市場経済へ」『世界開発報告』1997
5. 白英華・西山徳明「中国都市部における住宅制度改革に関する研究」『日本建築学会計画系論文』第521号 1999
6. 向当光生「中国の住宅制度改革国家安居工程」『住宅』日本住宅協会第11期 1998
7. 劉家敏「中国都市部の住宅投資と今後の見通し」『第一勧銀総研レビュー』第4期 1998

〈中国語文献〉(ピンイン表記によるアルファベット順)

1. 毕晓輝 職工貨幣分房 言実出版社 1991
2. 馮宗栄 中国近現代熱点及重大事件経済 中国经济出版社 1995
3. 劉岐 当代中国住宅経済 中国建築工業出版社 1992
4. 李実趙人偉魏群ほか 中国居民収入再研究 中国財政経済出版社 1999
5. 陳敏之 上海経済発展戦略研究 上海人民出版社 1985
6. 蘇星 有中国特色的社会主义經濟研究 中共中央党校 1992
7. 王先慶 住宅革命 広東人民出版社 1998
8. 王洪衛 房地產經濟学 上海財經大学 1997
9. 王振之・喬栄章 中国価格の回顧と展望 中国物質出版社 1988

〈中国語資料〉

1. 中国統計局「中国統計年鑑」各年版
2. 中国統計局「新中国統計年鑑」2000年版
3. 中国社会科学院人口研究所「中国人口年鑑」各年版 中国经济管理出版社
3. 中国社会科学院中央档案馆『中華人民共和国經濟档案資料選編「固定資産投資と建築卷」』1990
4. 張元端『中国改革全書「房地產業改革卷」』大連出版社 1992
5. 呂福新「市場配置与社会保障相結合」『財貿經濟』中国社会科学院財貿研究所 1993

〈英語文献〉(アルファベット順)

1. George S Tolly 'China: Implementation options for urban housing reform' "WorldBank" 1992
2. George S Tolly 'Urban housing reform in China: an economical analysis' "World Bank" 1991
3. Michael Ball, Michael Harloe and Maartje Martens "HOUSING AND SOCIAL CHANE" 'In EUROPE And The USA' 1988 (大泉英次監訳『住宅経済の構造変動』鹿島出版会1994)

4. Wallace F. smith "HOUSING" 'The social and economic elements' 1970（池田亮二監訳『住宅問題』鹿島出版会1975）

有価証券譲渡益（キャピタル・ゲイン）課税についての考察

——総合課税への検討——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程 3 回生 余 田 作 治

課税負担の公平（水平的公平および垂直的公平）を実現させるために、広く受持されている考え方は包括的所得税である。その特徴は『所得』の包括的な定義にあり、所得の源泉、形態、実現・未実現、その他の属性を問わず経済力の増加が認められるすべてを内包することにある。そのため、経済力増加説あるいは資産増加説とも呼ばれている。このような包括的所得税の理念を代表した税制改革としてシャープ勧告をあげることができる。一般に我が国の税制は、シャープ税制によって、その基礎が確立された。シャープ税制は、資産再評価を基底とし、キャピタル・ゲイン課税を中核とする構造をもっている。そのため、資産再評価が勧告の意図するような合理課税の基礎条件を整備するものではなく、キャピタル・ゲイン課税が不明確な内容のものであれば、勧告の構造はその根底から崩れ去る運命にある。したがって、キャピタル・ゲイン課税は、このシャープ税制と最も深い関係をもっているといっても過言ではない。

1950年のシャープ税制は、有価証券の実現キャピタル・ゲイン全額を所得税の課税ベースに算入し、実現キャピタル・ロスをそこから全額控除した。しかし、有価証券のキャピタル・ゲインは、本来、総合課税をすべきであるといわれながらも、実現段階における公平性確保の困難や資本蓄積政策の重視および捕捉が難しいなどといった税制上の理由から、1953年には原則非課税となる一方、本来所得税と異質の租税である有価証券取引税が新たに導入された。

以後、我が国の所得税制は有価証券のキャピタル・ゲインに対し、例外的課税の範囲を明確化したり、その範囲の拡大を行ったものの、原則非課税のまま約30年間を経過してきた。

ところが、1986年3月から1987年2月にかけて段階的に行われた大幅な金融緩和を背景とする株式ブームが契機となって、人々は有価証券のキャピタル・ゲイン原則非課税制度を不公平税制の象徴的部分と考え、その是正を強く求めるようになった。このような状況下で、竹下内閣の税制改革は、キャピタル・ゲイン原則非課税制度を分離課税制度に改めたのである。現在では総合課税は採用されておらず、申告分離課税と源泉分離課税との選択を認めている。

以上のように、有価証券のキャピタル・ゲインは原則非課税から課税することへと改められたが、どのように課税されるかがこれからの政策課題の一つになってくるものと考えられる。現行の税制で示されている課税方式は、納税者番号制度の導入を考えていないために、一種の『みなし課税』にとどまっている。しかし、この方法が課税の公平という観点からみて不十分であることは自明であり、納税者番号制度の導入は避けられないものと思われる。ただし、キャピタル・ゲインが完全に捕捉されたとしても、それはキャピタル・ゲイン課税のいわば出発点であって、公平でかつ中立的に課税するためにはどのような課税方法が望ましいかという問題が残されている。

そこで、本稿の目的は次の通りである。

第一に、完全な総合累進課税を内包する包括的所得税について考察する。第二に、実現可能な総合課税を基礎とするシャープ勧告を再検討し、その所得税体系におけるキャピタル・ゲインの

位置付けを考察する。第三に、キャピタル・ゲインに対する課税原則を提示した上で、それぞれの意義及び長所、短所から総合課税への移行が可能か否かを検討する。第四に、キャピタル・ゲイン課税に伴う問題点及びその解決策を検討する。第五に、税負担における真の公平化を図るために、キャピタル・ゲインの総合課税への移行に必要な納税者番号制度を議論する。

なお議論の展開は上記の目的に沿って展開する。

第1章においては、包括的所得税の理論について言及する。先に述べたが、包括的所得税を理念とする税制改革としてシャウプ勧告をあげた。しかしながら、本来の包括的所得税は、シャウプ勧告とはいくぶん議論を異にしている。特に資産所得課税について重要な違いがある。それは、理想的な包括的所得税では所得を発生時点で認識するのに対し、シャウプ勧告では所得を実現時点で認識するのである。すなわち、キャピタル・ゲインを発生ベースで課税するのか、あるいは実現ベースで課税するのかの違いである。そのため、シャウプ勧告を考察する前に理論的な包括的所得税を論じておかななくてはならない。第1節の焦点は、望ましい税制、すなわちファースト・ベストとしての包括的所得税である。次に第2節では、包括的所得税の問題点について考察する。ここでは、理論的な包括的所得税に関して生じる運営上の問題、未実現キャピタル・ゲイン問題を検討し、そこから派生する問題として、課税延期の問題・凍結効果・インフレ調整について議論する。

第2章においては、シャウプ勧告について言及する。シャウプ勧告はセカンド・ベストな税制として資産所得税に関して実現ベースまで後退しているが、包括的所得税—総合課税の象徴的な税制と考えられることから、この税制の理論構造を検討する。第1節においては、シャウプ勧告の中核であるキャピタル・ゲインの総合課税を主たる論点として議論を展開する。キャピタル・ゲインは実現ベースで課税せざるを得ない。しかし、実現ベースであるからこそその総合課税を適切におこなうことが重要視され、キャピタル・ゲイン課税が全税制を支える基礎となるのである。第2節においては、シャウプ勧告の解体過程、すなわち総合課税からの乖離について検討する。これは、本来あるべき姿であるキャピタル・ゲイン課税の廃止ないしは修正である。このような課税ベースの縮小および総合課税の後退の歴史を概観し、現行制度の位置付けを明確にする。

さらに、シャウプ勧告をふまえて、キャピタル・ゲイン課税の意義と方式を検討する。第3節においては、現在の所得税論議で提示されているキャピタル・ゲインの4つの課税方式について取り上げる。これらは基本的にはキャピタル・ゲイン課税を総合課税方式で行うのか、あるいは分離課税方式で行うのかに大別される。総合課税方式と分離課税方式の適用にあたっては従来から見解は対立しているが、本稿では分離課税論者が総合課税の困難性を理由に実行が不可能と主張することについて、それらの主張は適切でないことを論じる。すなわち、キャピタル・ゲイン課税において総合課税を全く排除してしまい現行の分離課税を適用することの問題点を明確にするのである。アプローチの方法としては、第1に、総合課税と分離課税との税収のイロージョン（侵食）を指摘し現行税制の不公平について論じる。第2に、分離課税の考え方はキャピタル・ゲインの総合課税が全税制の中核であることを考慮していないことである。つまり、分離課税は全税制の基礎を崩してしまっているのである。第3に、分離課税で主張される総合課税の困難性は必ずしもあてはまらないことを論じる。以上の議論から得られる結論は、キャピタル・ゲイン課税を現行税制の分離課税まで後退させる必然性はないということである。

第1章および第2章の議論をふまえて、第3章においては、総合課税の実効性を検討するために、納税者番号制とキャピタル・ゲイン課税との関係について言及する。第1節においては、キャピタル・ゲインの総合課税をおこなうにあたり、制度上の条件整備として納税者番号制度の導入についての必要性和その仕組みについて議論する。第2節においては、前記の納税者番号制度の問題点と未だ導入されていない理由について検討し、納税者番号制度とキャピタル・ゲイン課税の関係を明らかにする。

以上のような議論展開を経て、有価証券譲渡益（キャピタル・ゲイン）課税の今後の課題として総番課税への移行について一定の結論を導き出す。

〔主要参考文献〕

- 秋山義則「アメリカのキャピタル・ゲイン課税をめぐる論争と租税政策」『経済学論集』第27巻第4号 pp. 156-185 1986年
- 石弘光「利子・株式譲渡益課税論」日本新聞社 1993年11月
- 石弘光「租税政策の効果」東洋経済新報社 1979年
- 泉美之松「納税者番号制とキャピタル・ゲイン」『税経通信』43巻12号 pp. 50-55 1988年
- 井上反彌「キャピタル・ゲイン課税の意義と論拠」『説経通信』43(12) pp. 56-62 1988年
- 今西芳治「株式のキャピタル・ゲイン総合課税論」『税経通信』44(12) pp. 21-28 1989年12月
- 金子宏「所得課税の研究」有斐閣 1991年
- 木下和夫編著「租税構造の理論と課題」税務経理協会 1996年
- 神野直彦「有価証券取引税とキャピタル・ゲイン課税」『租税研究』pp. 13-25 1995年10月
- 税制調査会「昭和62年度の税制改革に関する答申」1986年
- 税制調査会「税制改革についての中間答申」1988年
- 税制調査会「納税者番号等検討委員会報告」1988年
- 税制調査会「平成5年度税制改正に関する答申」1993年
- 税制調査会「税制改正についての答申」1994年
- 高橋志朗「シャープ勧告の核心」『会計』129(2) pp. 252-266 1986年
- 日本租税理論学会編「キャピタル・ゲイン課税」谷沢書房 1993年
- 野口悠紀雄「キャピタル・ゲイン課税と課題」『税経通信』43巻7号 pp. 67-73 1988年
- 八田達夫「直接税改革」日本経済新聞社 1988年
- 八田達夫「純正キャピタル・ゲインの源泉分離課税論」『税経通信』43(7) pp. 8-16 1988年
- 林栄夫「戦後日本一の租税構造」有斐閣 1968年
- 平石雄一郎「キャピタル・ゲイン課税の方法(1)」『税経通信』pp. 73-78 1988年
- 藤田晴「所得税の基礎理論」中央経済社 1992年11月
- 藤田晴「有価証券譲渡益課税」『税務広報』pp. 106-112 1988年
- 水野正一「望まれる納税者番号制度の早期導入」『税務広報』pp. 6-14 1995年4月
- 水野忠恒「2000年から見たシャープ勧告50年の評価と課題」租税研究 2000年3月
- 宮島洋「租税論の展開と日本の税制」日本評論社 1986年9月
- 吉岡健次・兼村高文・江川雅司著「シャープ勧告の研究」時潮流 1984年
- 吉牟田勲「キャピタル・ゲイン課税の沿革と背景」『税経通信』pp. 63-72 1988年
- The Shoup Mission, Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission, vol. 1-4, 1949. シャープ使節団『日本税制報告書』

「利益積立金額の資本組入れ等に対する課税について」

——みなし配当課税の検討——

立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期課程4回生 村 上 耕 三

今日のように国際的企業間競争が激化している状況下において、わが国の企業に重要なことは、資本を充実し財務上の体質強化を図ることである。資本充実の一方法として利益積立金額の資本組入れ等（資本組入れ及び株式消却）がある。しかし、わが国では諸外国に比べ利益積立金額の資本組入れ等を実施する企業が少ない。その原因の一つが、みなし配当課税制度にあると考える。本稿は、みなし配当課税制度を支える課税論理の構造とその問題点を明確にし、この制度の改革方向を論ずることを目的とする。第1節では、「みなし配当課税制度の概要とその趣旨」について述べた。第2節「課税・非課税を主張する論理の検討」では、課税・非課税両論理の争点を分析し問題点を明らかにした。第3節「みなし配当課税の当否」では、平成11年度に利益積立金により株式消却した TOWA 株式会社を例に、課税した場合と非課税にした場合とを比較検証し、非課税にすべきであると結論づけた。その内容は次の通りである。

所得税法25条及び法人税法24条に規定するみなし配当課税の形態は7つある。大別すると金銭等の交付が実際にある場合と無い場合の二つに分けられる。前者は、所得分類上何所得（配当所得か譲渡所得か）で課税すべきかという問題はあるものの一応の決着がつくと考える。問題は後者の場合であり、その中でも利益積立金額の資本組入れと株式消却である。平成2年の商法改正により、株式配当に関する規定（旧商法293条の2）が削除され、株式配当は商法上株式分割の一態様となった。しかし、税法では上記の規定により課税が継続されている。その課税論拠は、二つの柱から成り立っている。第一は、株式配当及び株式消却により利益積立金額を資本金に移した時点で、保有株式の価値は移した分だけ増加し、未実現ではあるが所得が発生している。第二は、未実現の所得でも政策的な必要性から課税しようというものである。

まず、第二の柱について検討する。未実現所得課税は、わが国所得課税制度の基礎におかれている発生型の包括的所得概念から根拠づけられているものではあるが、シャープ勧告でその発想が打ち出された直後から修正が始まり、現在の実定租税法上では実現したものに課税することが原則となっている。みなし配当課税制度は、その唯一の例外といえる。そして課税側は、次の4点の政策的必要性を未実現課税の根拠にあげている。①一旦利益（利益積立金）が資本に組入れられるともはや配当できないことがら、この時点で課税しなければ二度と配当所得として課税できない点。しかし、この配当機会が無くなるという点では、同じ利益積立金が振替えられた利益準備金も配当できないのに課税していないという矛盾が生じる。②利益が資本に組入れられると課税は譲渡等されるまで繰り延べられ不公平が生じる点。しかし、この繰り延べによる課税の不公平とは、現金配当された株主との比較であり、配当も資本組入れもしないで利益を繰り越している会社の株主のことを考慮すると、一般性を持ち得ない。③未処分利益である利益積立金額は、事業上のリスクにさらされるが資本に組入れられた時点で、そのリスクは無くなり株式の価値が確定する点。しかし、利益積立金額を資本に組入れただけでは欠損を繰り返した場合、減資しなければならないこともあり得ることから、リスクが無いとも所得が確定したとも断定できない。

④課税上有利な譲渡時・相続時課税への転換を防止する上で、配当所得として課税する必要性がある点。しかし、租税回避等は、譲渡所得課税等の問題であり、長期的に形成された所得を実現時点で一挙に高い累進税率をもって課税することを緩和するため平準化措置が採られている。よって、いつ売却されるか分からない株式の価値に含まれている、みなし配当についても譲渡時点で課税してもよいはずである。また、配当課税を避けようとするならば利益を留保すれば足り、利益積立金額の資本組入れ等は租税回避を目的にしているのではない。これらのことから、第二の柱である政策的必要性の根拠は崩れる。

次に、所得が発生しているという点（第一の柱）は、課税論拠の根底にある最重要問題である。現行法人税法がその基本に据えている法人擬制説を前提にすると、利益積立金額の資本組入れ等の場合、会社の資本も利益も株主のものということになる。よって、その中で移動があっても株主の割合的利益は変化しない。また、包括的所得概念（純資産増加説）から見ても資本金及び利益積立金額は共に資本の部を形成する要素であり、その中で移動があったとしても、純資産は増加しない。すなわち、利益積立金額を資本組入れ等した時点では、所得の発生はなく、まして実現も確定もしておらず、課税対象が存在しない。以上のことから課税論拠とされている二つの柱は共に維持できないことが明白である。

残る問題は、非課税にした場合の二重課税調整機会の喪失である。現金配当された個人の株主には配当控除（法人の場合には益金不算入）の制度があり二重課税の調整がされるが、非課税にすると二重課税調整の機会を失い、売却時で資本組入れ相当部分に二重課税が発生する。しかし、第3節でTOWA株式会社を例に検証をした結果、①課税所得のない株主には二重課税調整の効果がないこと、②現行譲渡所得課税に設けられている軽減措置（申告分離課税：税率20%及び源泉分離課税：売却額の1.05%）のため、二重課税調整機会の喪失は有意の差異をもたらさないこと、③問題は譲渡所得課税の方にあること、が分かった。

近年、課税当局は租税特別措置により、平成2年の商法改正に伴い、まず最低資本金に達していない会社に対して5年間（平成3年4月1日から平成8年3月31日）利益積立金額の資本組入れを非課税とした。そして、この特例が終了するのを見計らうように、次に自己株式の消却を3年間（平成8年4月1日から平成11年3月31日）非課税とする特例を実施し、引き続き平成14年3月31日まで3年間延長されている。この一連の特別措置が意味するところは、正に本稿の趣旨を課税当局自身が承認していることを意味するのではないかと考える。

以上、利益積立金額の資本組入れ等に対するみなし配当課税は、課税根拠が成立せず、非課税にすべきであると考ええる。

主な参考文献

- 金子宏「商法改正と税制」『商事法務』No.1223（1990）
- 金子宏「租税法における所得概念の構成（一）」『法学協会雑誌』第83巻第9号（1966）
- 金子宏「租税法における所得概念の構成（三）・完」『法学協会雑誌』第92巻第9号（1975）
- 金子宏編著『所得税の理論と課題』税務経理協会（1996）
- 金子宏著『租税法』弘文堂（1997）
- 金子宏「所得税の課税ベース」—所得概念の再検討を中心として—租税；法研究17号（1989）
- 金子宏「譲渡所得の意義と範囲—二重利得法の提案—」法曹時報30巻5号、31巻3、7号、32巻6号

- 金子宏他編集『行政法の諸問題 下』有斐閣（1990）
- 金子宏著『所得課税の法と政策』有斐閣（1996）
- 金子宏著『課税単位及び譲渡所得の研究』有斐閣（1996）
- 竹内昭夫「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否（上）」『商事法務』No. 1258（1991）
- 竹内昭夫「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否（下）」『商事法務』No. 1259（1991）
- 竹内昭夫「株式配当・無償交付と株式分割（上）」『商事法務』No. 1181（1989）
- 竹内昭夫「株式配当・無償交付と株式分割（下）」『商事法務』No. 1182（1989）
- 武田昌輔「民商法と課税問題（五）—株式会社の最底資本の充実と課税問題—」『会計』第141巻第1号（1992. 1）
- 武田昌輔「民商法と課税問題（六）—利益をもってする株式の消却—」『会計』第141巻第2号（1992. 2）
- 武田昌輔「民商法と課税問題（七）—みなし配当について—」『会計』第141巻第3号（1992. 3）
- 武田昌輔「民商法と課税問題（八）—利益積立金の資本組入れ—」『会計』第141巻第4号（1992. 4）
- 武田昌輔「民商法と課税問題（九）—商法計算規定と税法—」『会計』第141巻第5号（1992. 5）
- 武田昌輔編著『企業課税の理論と課題』税務経理協会（1995）
- 武田昌輔著『会計・商法と課税所得』森山書店（1994）
- 武田昌輔「株式配当と課税問題」『金融・商事判例』No. 881（1992）
- 大島隆夫「利益積立金の資本組入れに対するみなし配当課税の意義」『商事法務』No. 1273（1992）
- 広瀬邦雄「税法上のみなし配当課税をめぐる諸問題」『産業経理』第52巻第1号（1992）
- 山本守之著『体系法人税法』税務経理協会（1997）
- 山本守之著『法人税の理論と実務』中央経済社（1999）
- 吉牟田勲「利益等の資本組入れの課税特別措置と問題点（上）」『商事法務』No. 1253（1991）
- 吉牟田勲「利益等の資本組入れの課税特別措置と問題点（下）」『商事法務』No. 1255（1991）
- 塩崎潤「株式配当の課税問題」『産業経理』第18巻第3号（1958）
- 広瀬邦雄「資本と利益の区別について」産業経理, Vol. 50, No. 3
- 吉川満「株式の利益消却にかかるみなし配当課税の凍結」『商事法務』No. 1406（1995）
- 渡辺淑夫著『要説法人税法』税務経理協会（1996）
- 石弘光著『利子・株式譲渡益課税論』日本経済新聞社（1993）
- 宮島洋著『租税論の展開と日本の税制』日本評論社（1986）
- 塩崎潤訳『個人所得税』今日社（1973）
- 田近栄治『現代税制の経済学』東洋経済新報社（1989）
- 鈴木勝康『図説 日本の税制』財経詳報社（1998）
- 藤田晴著『所得税の基礎理論』中央経済社（1992）